

地方法人課税に関する検討会

— 報告書 —

平成 30 年 11 月

地方法人課税に関する検討会 報告書 目次

はじめに	3
1. 本検討会の設置と審議経過等	4
2. 地方税財政の現状と課題等	6
(1) 地方税財政の現状	6
(2) 地方創生をめぐる現状	8
(3) 平成30年度与党税制改正大綱等	9
3. 税源の偏在是正に関するこれまでの取組	11
(1) 総論	11
(2) 地方消費税の創設・拡充	11
(3) 税源移譲に伴う個人住民税の比例税率化	12
(4) 地方法人特別税・譲与税制度の創設	12
(5) 地方消費税の充実と地方法人税の創設等	12
4. 地方税、地方譲与税及び地方交付税の性格と果たすべき役割	14
(1) 総論	14
(2) 地方譲与税制度	14
(3) 地方交付税	15
(4) 地方譲与税及び交付税原資の地方税財源としての位置付け	16
5. 地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置の必要性	17
(1) 地域間の財政力格差拡大	17
(2) 経済社会構造の変化	19
(3) 地方団体の意見	22
6. 新たな偏在是正措置について	24
(1) 新たな措置に関する基本的な考え方	24
①地方税の充実確保と偏在性が小さい地方税体系の構築の調和を図る観点	24
②経済社会構造の変化への対応の観点	25
③交付団体と不交付団体の均衡の観点	25

(2) 新たな措置の具体的な方策.....	25
①新たな措置の対象とする税目.....	26
②具体的な方策に関する考え方（譲与税化と交付税原資化）.....	26
③地方譲与税制度の活用.....	27
(i) 課税標準、賦課徴収の仕組み等、(ii) 譲与基準等	
④交付税原資化.....	29
⑤地方税財源としての位置付けの明確化.....	30
⑥新たな措置の「期間」に関する考え方.....	30
⑦偏在是正措置により生じる財源の活用.....	31
⑧その他の論点.....	31
(i) 法人事業税の制限税率、(ii) 法人事業税交付金の交付率	
おわりに.....	33

はじめに

地方分権を推進するためにも地方税の充実確保が必要である。しかし、税源に偏在があれば、地方税を充実すると地域間の財政力格差が拡大する。このため、税源の偏在性が小さい地方税体系の構築が必要となる。地方税の充実確保を図る前提として地方税源の偏在是正が必要という意味で、両者はいわば車の両輪として常に考える必要がある。

これまでも、あるべき税制を目指す中で、地方税源の偏在是正への取組が行われてきた。

地方法人課税については、地方自治体の行政サービスを受けて法人の事業活動が行われている以上、一定の負担を法人に求めることは適当であり、引き続き重要な役割を担うべきものである。一方で、地方法人課税は、地方税の中でも特に偏在度が高くなっている。

近年、地方税収が全体として増加する中で、地方法人課税の偏在等を背景に地域間の財政力格差が拡大している。そのため、偏在性が小さい地方税体系を構築する観点から、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置を講じることが課題となっている。

偏在性が小さい地方税体系の構築は、地方創生を推進し、都市も地方も活力を維持しながら、共に将来にわたり持続可能な形で発展していくことにも資する。

本検討会は、地域間あるいは国と不交付団体との対立という構図や文脈における検討ではなく、官民を挙げて地方創生を図っていく流れの中で、都市も地方も共に活力を維持向上させ、高め合いながら豊かな国を後世に引き継いでいくための「あるべき地方税制」を目指すとの方針の下で、専門的見地に立って、地方法人課税における新たな偏在是正措置についての検討を行ったところである。以下の検討結果及びそれを取りまとめた本報告書がこうした本検討会の趣旨に沿って制度改正に活かされることを期待したい。

1. 本検討会の設置と審議経過等

少子高齢化が加速する中、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを地方団体が安定的に提供していくための地方税財政基盤として、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することは、ますます重要性を増している。

近年、地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大していること等を踏まえ、平成 30 年度与党税制改正大綱において、以下のような検討の方向性が示されることとなった。

平成 30 年度与党税制改正大綱（抄）（平成 29 年 12 月 14 日自由民主党・公明党）

第一 平成 30 年度税制改正の基本的考え方

3 地域社会を支える地方税財政基盤の構築

（3）都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

少子高齢化が加速する中、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを地方公共団体が安定的に提供していくための基盤として、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することはますます重要性を増している。こうした観点から、消費税率引上げに併せ、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を段階的に進めるなど、地方税源の偏在是正に取り組んできたところである。

近年、経済再生への取組みにより地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向にある。地方交付税の不交付団体においては、財源超過額が拡大し、その基金残高も大きく増加している。一方、交付団体においては、臨時財政対策債の残高が累増するなど、厳しい財政運営が続いている状況にある。

地方創生を推進し、一億総活躍社会を実現するためには、税源の豊かな地方公共団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地方においていきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このためには、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、新たに抜本的な取組みが必要である。

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率 10% 段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に還元されること等も踏まえて検討し、平成 31 年度税制改正において結論を得る。

「地方法人課税に関する検討会」（以下「本検討会」という。）は、この与党税制改正大綱を踏まえ、平成 31 年度税制改正に向けて、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、地方法人課税に関する専門的見地からの検討を行うため、平成 30 年 5 月、総務省の地方財政審議会に設置された。

以来、本検討会では、平成 30 年 11 月まで、7 回の会合を重ねてきた。本検

討会における審議の過程では、この問題について検討を深めるため、当事者である地方団体や、地方創生の分野に精通した有識者のヒアリングも実施しながら、精力的な議論を重ね、本報告書を取りまとめたところである。

2. 地方税財政の現状と課題等

(1) 地方税財政の現状

地方財政は、厳しい歳出抑制を行っても、なお毎年度、継続して巨額の財源不足が生じている状況にある。こうした地方の財源不足に対処するため、赤字地方債である臨時財政対策債の発行が平成13年度以降続いているなど、引き続き厳しい状況にある。

一方で、地方税収は、近年、経済再生への取組等により全体として増加しており、足下の税収は、平成27年度以降、40兆円を超えているなど過去最高水準となっている。地方税の偏在度を人口1人当たり税収額で見ると、最大と最小の都道府県では、地方税全体としてみれば2.4倍¹程度の差があり、特に税源の偏在度が大きい地方法人二税では6.0倍²の差があることを背景として、地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大する傾向にある。

すなわち、地方交付税の交付団体においては、臨時財政対策債の残高が累増するなど、厳しい財政状況が続いている。地方団体からは、安定的な税財政基盤を確立するため、臨時財政対策債の縮減・廃止を求める強い声が上がっている。一方で、不交付団体においては、税収の増加に伴い、財源超過額が拡大し、基金残高も大きく増加している状況にある。

また、地方法人課税のウェイトが高い都道府県の状況は、各種の財政指標でも、交付団体と不交付団体では大きな格差が存在し、近年、その格差が拡大する傾向にある³。

具体的には、足下の状況をみると、都道府県における財政力⁴の状況は、平成25年度以降、交付団体では0.5台で微増に止まるのに対し、不交付団体では1.1程度から1.3を超える水準に大きく増加している。

1 過去5年平均（平成25年度決算～平成29年度決算見込み）

2 同上

3 以下の記述は、第4回「地方法人課税に関する検討会」（平成30年9月28日）における資料1「地方税財政の現状等②」の都道府県の財政状況の比較による。

4 単年度の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値。

また、都道府県の過去 10 年度間における、交付団体と不交付団体の財政状況の推移を比較すると、次のような状況となっている。

- ・ 経常収支比率は、交付団体では 100%近い水準で高止まりしている一方、不交付団体では、リーマンショック後は交付団体と同水準だったものが平成 29 年度までに 80%程度水準まで改善している。
- ・ 実質公債費比率は、交付団体では 13%以上の水準であるのに対し、不交付団体では平成 23 年度以降 1%台の低い水準が継続している。
- ・ 将来負担比率は、交付団体では 200%を超える水準にある一方で、不交付団体では同期間で最大であった平成 22 年度の 93.6%から平成 29 年度の 12.5%まで低下している。
- ・ 地方債残高の標準財政規模に対する割合は、過去 10 年度間、交付団体では 300%を超える水準で高止まりしているのに対し、不交付団体では同期間で最大であった平成 23 年度の 205%程度から平成 29 年度の 110%程度まで大幅に低下している。
- ・ 基金残高の標準財政規模に対する割合は、交付団体では過去 10 年度間で最大であった平成 21 年度の 23.1%から平成 29 年度の 17.9%まで減少しているのに対し、不交付団体では同じ期間に 48.9%から 71.0%まで大きく増加している。

さらに、都道府県の人口 1 人当たりで見ても、不交付団体では、交付団体と比べて地方税収や基金残高が大きく、一方で、地方債残高は交付団体の半分以下となっている状況にある。

また、平成 29 年度の基金残高の状況をみると、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることに伴い、国民健康保険財政安定化基金が増加したという特殊要因を除くと、基金の状況は、東京都（特別区を含む。）が前年度比 2,805 億円の増となる一方、それ以外の団体では前年度比 444 億円の減となっている。

地方財政については、平成 23 年度以降、いわゆる一般財源総額実質同水準

ルール⁵が適用されている。そのため、交付団体においては、地方税収が増加しても、一般財源は微増に止まっている。一方で、不交付団体の超過財源には地方交付税の財源調整機能が及ばないため、不交付団体においては、地方税収の増加に伴い、財源超過額が増嵩している。都道府県における一般財源総額の推移をみると、平成 24 年度以降、不交付団体の一般財源は 1.32 倍まで増加しており、交付団体との差が大きく拡大している。

以上のように、地方税財政制度の現状は、交付団体と不交付団体の均衡が大きく崩れている状況にある。また、一般財源総額実質同水準ルールは、2021 年度までの 3 年間継続することが閣議決定されており⁶、このまま推移すれば、交付団体と不交付団体の不均衡がさらに拡大することが見込まれる。

(2) 地方創生をめぐる現状

人口動態・地域経済の現状は、東京一極集中に歯止めがかかっていない状況にある。

人口動態については、過去 20 年にわたり、東京圏への人口の転入超過が継続しており、東京圏には全人口の約 3 割が集中している状況にある。足下の状況を見ても、人口減少と急速な高齢化が進展する中、全国で東京圏に対して転出超過となっており、東京圏への人口集中が進んでいる状況にある。特に、東京圏への転入超過数の大半は、大学進学時や就職時に東京圏へ転出する 15 歳～29 歳の若年層であり、近年、その割合は増加傾向にある。

地方から東京圏へ転入する若年層は、それぞれの育った地方において、各地方団体が提供する教育・福祉をはじめとした行政サービスを受けて育まれた人材である。そうした人材が、大都市部の企業に就職し、大都市部における企業活動の支えとなり、結果、そうした企業の税収が大都市部の地方団体に集中する状況が生じている。

⁵ 財政運営戦略（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）等。

⁶ 経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日）において「地方の歳出水準については、…（中略）…一般財源の総額について、2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされている。

また、過度な東京一極集中は、生活環境面で多くの問題を生じさせるとともに、災害時等には日本全体に大きな影響を与える。このため、東京一極集中の是正は国を挙げて取り組むべき喫緊の課題とされている⁷。

地域経済の動向をみると、全国的に雇用・所得環境の改善が続いているが、地方によっては経済環境に厳しいところもみられ、東京圏とその他地域には1人当たり県民所得等に差が生じている⁸。

このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰退し、競争力が弱まることは避けられない⁹。都市も地方も、大きな地方団体も小さな地方団体も、支え合い、連携を強めることが重要である。そのため、地方創生への対応は、国・都道府県・市町村等が相互に連携を図りながら、様々な課題に一体となって取り組むべき重要課題とされている¹⁰。

（3）平成30年度与党税制改正大綱等

こうした状況を背景として、与党においては、平成30年度与党税制改正大綱（平成29年12月14日自由民主党・公明党）において、都市も地方も支え合い、持続可能な形で発展していくためにも、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る」とされた。

政府においても、経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）において、「地域間財政力格差の拡大に対しては、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る」とされている。また、まち・ひと・しごと創生基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）においても、「地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を

⁷ まち・ひと・しごと創生基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）

⁸ 同上

⁹ まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）（平成28年12月22日閣議決定）

¹⁰ 全国知事会会長「地方自治法施行70周年記念式典決意表明」（平成29年11月20日）、
全国市長会「地方創生の推進・分権型社会の実現に関する決議」（平成29年11月16日）

得る」とされている。

3. 税源の偏在是正に関するこれまでの取組

(1) 総論

社会保障や教育をはじめとする住民生活に密着した行政サービスを地方団体が安定的に提供していくためには、地方税の充実確保と併せて、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築が必要である。

地方自治の観点からは、地方団体の行政サービスに必要な費用を、地域住民や地域で活動する企業が負担する地方税で賄うことが基本であり、地方税の充実確保が重要となる。一方で、税源に偏在があれば、地方税の充実を図るほど、地域間の財政力格差が拡大するため、そのことが地方税充実の阻害要因となる。したがって、地方税の充実を図るためにも、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築が必要となる。

この点に関して、地方分権推進委員会の第2次勧告（平成9年7月8日）においては、地方分権の進展に伴い、「地方税の充実確保を図っていく必要がある」とした上で、地方税の充実確保を図る場合には、「税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討していく必要がある」とされていた。

地方税の充実確保と偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築は、車の両輪として常に地方税における基本的な課題であり、望ましい地方税のあり方を追求する中で、これまでも以下に記述するように、偏在是正に関する様々な取組が行われてきた。

(2) 地方消費税の創設・拡充

地方消費税は、平成6年秋の税制抜本改革において創設され、平成9年度から導入されている。地方税の税目の中でも、最も偏在性が小さく税収も安定しており、地方分権の推進や少子・高齢化の進展等に伴う幅広い行政需要を賄う税として、重要な役割を果たしている。

社会保障・税一体改革において、地方消費税率についても引上げが決定され、平成26年4月には税率が1%から1.7%に引き上げられた。さらに、消費税率10%への引上げ時には、税率が1.7%から2.2%に引き上げられることとされており、医療・介護・福祉など社会保障の多くを担う地方団体の税財源とし

て、その役割はますます重要なものとなっている。

（３）税源移譲に伴う個人住民税の比例税率化

平成 18 年度税制改正では、三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税への 3 兆円の税源移譲が行われ、その際、都道府県・市町村併せて 5%、10%、13%の 3 段階の累進構造であった税率について、一律 10%とする比例税率化が行われた。

この比例税率化は、個人住民税の応益的な性格をより明確化する意義を有するとともに、税源の偏在是正を行うことも意図されていた。すなわち、13%から 10%への税率引下げによる減収は、高額所得者が多い大都市部の地方団体に作用する一方で、5%から 10%への引上げは地方部も含め全ての地方団体に作用することから、偏在是正効果が生じるものであった。

（４）地方法人特別税・譲与税制度の創設

平成 15 年度以後、地方法人二税の税収の急速な回復に伴い、地域間の財政力格差の拡大が顕著となったことから、平成 19 年度頃には地方税の偏在是正が大きな議論となった。当時、全国知事会や総務省は、消費税と地方法人課税の税源交換を提唱していたが、税制の抜本的な改革が見送られ、消費税の国・地方間の配分見直しが不可欠となる税源交換は実現できないこととなった。

このため、喫緊の課題である地方税の偏在是正については、消費税を含む税制の抜本的な改革までの暫定措置として、法人事業税の一部を譲与税化する措置が講じられることとなった。すなわち、平成 20 年度税制改正において、税源交換とほぼ同様の偏在是正効果が得られるよう、法人事業税の一部を分離して、国税である地方法人特別税とし、税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直入した上で、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与する仕組みが創設された。地方法人特別譲与税は、地方消費税の税収配分と近似した配分となるよう、人口及び従業者数によって譲与することとされた。

（５）地方消費税の充実と地方法人税の創設等

平成 26 年 4 月から消費税率が 5%から 8%に引き上げられること（地方消

費税率については1%から1.7%に引上げ)を踏まえ、税制抜本改革法においては、暫定措置である地方法人特別税・譲与税制度を見直すとともに、地方消費税率の引上げにより交付団体と不交付団体の財政力格差が大きくなることから、地方法人課税のあり方の見直しによる税源の偏在是正を行うことが規定されていた¹¹。平成26年度税制改正では、この規定を踏まえ、法人住民税法人税割の一部を国税である地方法人税とし、税金の全額を交付税原資に直接繰り入れる仕組みが創設された。また、地方法人特別税・譲与税制度については、税制の抜本改革の途中段階であることも考慮し、その規模を3分の2に縮小し、縮小分を法人事業税に還元することとされた。

平成28年度税制改正では、消費税率10%への引上げ(地方消費税率については1.7%から2.2%に引上げ)時において、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めることとされ、地方法人特別税・譲与税制度については、その偏在是正効果を維持しつつ、廃止することとされた。その後、消費税率10%への引上げが延期され、平成31年10月とされたことに伴い、平成28年度税制改正による偏在是正措置についても、平成31年10月の消費税率10%段階において施行予定となっている。

¹¹ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)第7条第5号

4. 地方税、地方譲与税及び地方交付税の性格と果たすべき役割

(1) 総論

地方自治の基本は「税」であり、地方分権の推進の観点からも、地方団体が提供する行政サービスの財源は、できるだけ地方税で賄うことが原則である。

このため、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築が必要となるが、税源の偏在性が小さい地方税体系を構築しても、一定の税源の偏在は残ることから、地方交付税制度による財源保障と財源調整が必要となる。

しかし、地方交付税の財源調整機能は不交付団体の超過財源には及ばないため、地方交付税制度のみで地域間の財政力格差を解消することは困難である。

このような地方税財政制度の構造を踏まえると、地方税と地方交付税を中心としつつ、補完的に、後述する地方譲与税を適切に組み合わせることなどにより、全体として均衡のとれた地方税財政制度とすることが重要となる。とりわけ、地方税においては、租税原則である応益原則や自主性の原則と、普遍性の原則すなわち地域間格差是正の要請の両立・調和を図っていく視点が重要となる。

(2) 地方譲与税制度

地方譲与税は、本来地方税に属する税源を形式上一旦国税として国の収入とし、その全額を一定の基準により地方団体に譲与する仕組みである。

地方譲与税については、消費税の導入以前は、大別して2つの種類があるとされてきた。すなわち、第一に、純然たる課税技術上の理由のみにより国税として徴収されるものがあり、特別とん譲与税がこれに該当する。第二に、課税技術上の理由と併せて、地方団体間の合理的な税源配分や財政調整を図る必要性に基づき設けられたものがあり、特別とん譲与税以外の既存の多くの地方譲与税はこの類型に属することから、地方譲与税としてはこの類型が典型的となっている。

平成元年の消費税の導入とともに創設された消費譲与税以後、地方譲与税は、多様性を増し、様々な形で地方税を補完している。

消費譲与税は、地方団体の財源の安定的な確保と、消費税の導入に伴い廃止された地方の個別間接税の減収額の補填を目的としていたものであり、譲与基準は、財政需要の観点でなく、歳入（税収の帰属）の観点から設定されていたことに特徴がある。

地方法人特別譲与税は、税源の偏在是正を目的として、平成 20 年度に創設された。従来の地方譲与税と異なり、国ではなく、都道府県が徴収する仕組みとなっている。また、地方法人特別譲与税の原資である地方法人特別税は、交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払い込まれ、その全額が都道府県に譲与される仕組みとなっており、地方固有の税財源となっている点が重要である。

平成 30 年度税制改正において創設が決定された森林環境税・譲与税制度（仮称）は、市町村が賦課徴収を行い、税収の全額が交付税及び譲与税配付金特別会計に直入され、各市町村及び各都道府県に譲与される仕組みである。地方が徴収する地方譲与税であり、地方法人特別譲与税と異なり、恒久的な制度として創設されることとなっている。森林環境譲与税（仮称）は、地方財源としての性格を明確にしつつ、森林整備等の財源に充てるための仕組みとして地方譲与税制度を活用しているものであるといえる。

また、過去に存在していた入場譲与税は税源の偏在是正を目的とする地方譲与税であった。地方揮発油譲与税とこの入場譲与税には、財源不足団体への配分を手厚くするため、財源超過団体への譲与制限の仕組みも設けられている。

以上のように概観すると、地方譲与税は、多様な類型や性格、役割のものがあり、様々な目的のために活用されてきている。その特徴は、一定の目的のために、地方への徴収委託を含む国税の収入額の全部又は一部を、一般会計を通さずに交付税及び譲与税配付金特別会計に直入し、一定の客観的な基準により地方団体に配分する点にあるといえる。

地方譲与税の性格は、その原資となる財源の全額が交付税及び譲与税配付金特別会計に直入され、地方団体に譲与される仕組みであり、これにより国の財政上の影響を受けないことから、形式上、国が課税権を有するとしても、地方税に準じた財源、すなわち実質的な地方税源と評価し得るものである。

（３）地方交付税

地方交付税制度は、全国どのような地域に住んでいても標準的な行政サービスを受けられるようにするために、行政サービスの担い手である地方団体に対して必要な財源を保障する財源保障機能と同時に、地方団体間の財政力格差を調整する財源調整機能を有している。地域間で税源が偏在している中、地方交付税制度は、住民の生活を支える行政サービスを地方団体が提供する上で、極めて重要な役割を果たしている。

地方交付税の性格は、本来地方の税収入とすべきであるが、地方団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の行政サービス水準を維持し得るよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分するものであり、「地方の固有財源」とされている。

（４）地方譲与税及び交付税原資の地方税財源としての位置付け

このように、地方譲与税及び地方交付税については、その原資となる財源は、形式上、国が課税権を持つとしても、その性格は、地方の貴重な税財源である。

税源の偏在是正を目的として地方法人特別税や地方法人税が創設された当時、「地方税の一部国税化は地方分権の流れに逆行する」との指摘が一部でなされたが、これらの偏在是正措置は、地方の税財源としての基本的な性格を維持しながら、地域間の財政力格差の問題に対応するものであり、国の予算や財政状況に依存しない地方財政の構造を構築していく観点から取り組まれたものと評価することができる。

今後も、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方税体系の構築を進めていくに当たっては、地方税の充実確保を基本としつつ、それによって生じる財政力格差の問題について、地方交付税や地方譲与税の機能を踏まえながら、その適切な活用を図っていくことが重要である。

5. 地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置の必要性

(1) 地域間の財政力格差拡大

前記2.(1)「地方税財政の現状」で述べたとおり、近年の地方財政の状況は、厳しい歳出抑制を行ってもなお、継続して巨額の財源不足が生じており、これに対処するため、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を、毎年度、継続している状況にある。こうした厳しい地方財政の下にあって、近年、地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大する「新たな状況」が発生している。

当審議会では、地方消費税の税率引上げに併せて地方法人課税の偏在是正措置を検討した「地方法人課税のあり方等に関する検討会」報告書（平成25年11月）において、地域間の財政力格差を考える上で、平成20年度税制改正において、当時の直近の決算である平成17年度決算における税源偏在・財政力格差の状況を踏まえ、その是正が必要として、地方法人特別税等に関する暫定措置法を可決した「国会の意思」をまず前提とすべきであると指摘した。

こうした観点から足下の地方税収の状況を見ると、地方税収は、近年、経済再生への取組等により全体として増加しており、税源の偏在是正のために地方法人特別税・譲与税制度の創設を決めた平成19、20年度当時を上回る水準となっている。そのような中、地方税財政の現状は、不交付団体と交付団体の均衡が大きく崩れ、地域間の財政力格差が拡大する状況となっている。

具体的には、前記2.(1)「地方税財政の現状」で述べたとおり、地方交付税の交付団体では、赤字地方債である臨時財政対策債の残高が増嵩し地方の借入金残高全体の4分の1を占めるまでに至っている。一方、不交付団体では、例えば東京都についてみると、毎年度1兆円を超える財源超過額があるとともに、基金残高も毎年度数千億円単位で積み増されており、足下では、平成29年度末で約2.8兆円となっている。

このような交付団体と不交付団体の財政力格差の拡大に関し、本検討会が実施した個別の地方団体ヒアリングにおいて、地方部の団体からは、次のような意見があった¹²。

- ・今後、さらなる人口減少が見込まれる中、産業振興や教育・人材育成などに取り組んでいるが、このままでは毎年度の収支不足が拡大し、基金の枯渇が見込まれる。一方で、臨時財政対策債の残高が累増するなど、厳しい財政状況にある。
- ・社会保障関係費が年々増加する中、既に人件費や投資的経費の縮減を行っており、今後は、一層の抑制は難しいことから、より厳しい財政運営となる見込み。

また、前述のとおり、都道府県の状況は、財政力の状況や経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、標準財政規模に対する地方債残高や基金残高の比率など、各種の財政指標でも、交付団体と不交付団体では大きな格差が存在し、近年、その格差が拡大する傾向にある。

交付団体においては、いわゆる一般財源総額実質同水準ルールの下、一般財源は微増に止まっている。一方で、不交付団体の超過財源には地方交付税の財源調整機能が及ばないため、不交付団体においては、地方税収の増加に伴い、財源超過額が増嵩している。この点に関して、近年の都道府県における一般財源総額の推移をみても、その差が大きく拡大している状況が伺える。

このように地方税財政制度の現状は、交付団体と不交付団体の均衡が大きく崩れている状況にある。一般財源総額実質同水準ルールは、2021年度までの3年間継続することとされており、このまま推移すれば、交付団体と不交付団体の不均衡はさらに拡大することが見込まれる。

以上のような地方税財政の現状等を踏まえると、地方税源の偏在是正は、避

¹² 第3回「地方法人課税に関する検討会」（平成30年8月29日）における秋田県意見。長野県及び高知県からも同趣旨の意見があった。

けては通れない喫緊の課題と考えられる。

（２）経済社会構造の変化

前記２．（２）「地方創生をめぐる現状」で述べたとおり、人口動態・地域経済の現状は、東京一極集中に歯止めがかかっていない状況にある。

人口動態については、前述のとおり、人口減少と急速な高齢化が進展する中、全国で東京圏に対して転出超過となっており、東京一極集中に歯止めがかかっていない状況にある。地方で教育・福祉をはじめとした行政サービスを受けて育まれた人材が、大学進学時や就職時に東京圏へ転出し、そうした人材に支えられて、企業の税収が大都市部に集中している。

この点に関し、本検討会の議論においては、「地方で教育・福祉をはじめとした行政サービスを受けて育まれた人材が、都市部の企業に就職し、そこで税収をあげている。」「都市の人材供給源となっている地方の活力を維持することが、都市の持続的な発展にもつながることから、税源の偏在是正は必要。」との意見があった。

また、大都市部には事業活動の実態以上に税収が集中しており、その背景には、経済社会構造の変化もあると考えられる。我が国全体の産業構造がかつての製造業中心からサービス産業化することに伴い、第三次産業を中心に、大都市部への企業の集中が進んでいる。第三次産業における東京圏のシェアは高まっており、４割近くとなっている状況にある。

しかも、大都市部においては、大法人の本店が顕著に集中している状況にある。資本金１億円超の大法人の状況をみると、本店の４８％が東京都に所在している。また、東京都に本店が所在する法人は、全国の資本金等の額の６１％、法人所得の５０％を占めている。

こうした大都市部に集中する法人の中には、全国を対象に事業活動を行いつつも、本店や少数の支店以外に事業所等を設置していない企業があり、そ

のにより、事業活動の実態以上に税収が本店所在地等に集中している状況があると考えられる。

また、近年、電子商取引の進展により、店舗を必要としない事業形態が拡大しており、平成 21 年度以降に電子商取引を開始した企業をみると、その半数近くが全国に顧客が分布しているとの調査結果がある。また、外国法人についてみると、法人数の 8 割弱、法人所得のほとんどが東京都に集中している状況にある。実際にも、外国法人等においては、全国で事業活動を展開しているが、東京本社以外の事業所を持たない企業が存在しており、このような外国法人等の税収は本店所在地に集中することになる。

こうした傾向は、今後、インターネット取引等店舗を必要としない事業形態の拡大や生産拠点の海外移転等の進展、さらには外国法人の増加等に伴い、益々加速するものと見込まれる。

加えて、企業の組織形態の多様化も、税源の偏在に影響を与えている。近年、持株会社化や一定の事業部門の子会社化が進展している。既存の企業が分社化されて複数の法人になる場合、分社化後の各社はそれぞれの事業所所在地の地方団体に納税することとなるため、地方団体間の課税関係に変化が生じる。

例えば、地方団体から報告されているものでは、大手企業が、地域ブロック毎の支社を地域子会社化した事例がある。子会社化の結果、この大手企業は地方部に事業所等を持たないこととなり、従前の支社が所在していた地方団体は、分社化後、大手企業に対して課税できないこととなった。新設の地域子会社が新たに納税することとなったが、子会社化前と比べて納税額が大幅に減少し、大手企業の本店所在地等に税収が集中する結果となった。

また、近年、コンビニエンスストアをはじめとしたフランチャイズ事業が拡大している。フランチャイズ事業では、一般的に、加盟店はその利益の中から本部会社にロイヤルティ等を支払っている。加盟店が所在する地方団体は、加盟店に対する課税権を有するものの、本部会社に対しては、その地方団体に本部会社の支店等が無い限り、課税権を有しない。このため、フランチャイズ事

業を行う本部会社の税収は、その本店等が所在する地方団体に集中することとなる。

こうした経済社会構造の変化や企業の組織形態の多様化が進展する中、大都市部、例えば、東京都においては、事業所数シェア（11.6%）や従業者数シェア（15.8%）と比べて、地方法人二税の税収シェア（26.2%）が相当程度大きくなっている状況にある¹³。

このような状況に関して、地方団体から「企業誘致など税源涵養努力をしても、税収がなかなか増加しない状況。」「地方の努力にかかわらず、構造的に大都市に企業や税収が集中する経済・社会になっている。」との意見があった¹⁴。また、本検討会の議論においては、「企業組織の分社化、電子商取引の進展等は、分割基準等の現行の地方税の仕組みでは対応できない。」との意見があった。

以上のような経済社会構造の変化によって、大都市部に地方法人課税の税収の集中が進むとともに、企業の事業活動の実態以上に大都市部に税収が集中する状況が生じていると考えられる。

現行の地方法人課税においては、法人の事業所等が所在する地方団体が課税権を有することとされた上で、分割基準により地方団体間の課税権の調整を行うこととされている。しかし、前述の電子商取引の進展や企業の組織活動の多様化による税源偏在への影響については、分割基準による地方団体間の調整では対応困難であるとともに、地方法人課税における課税権のあり方そのものに関わる事柄であり、現行制度の枠組みの中で直ちに対応を行うことは困難であると考えられる。

こうした経済社会構造の変化等が進行していることも、地方法人課税にお

¹³ 事業所数及び従業者数は「平成 28 年度経済センサスー活動調査」による。

¹⁴ 第 3 回「地方法人課税に関する検討会」における資料 4「長野県ヒアリング説明資料」等。

ける新たな偏在是正措置を検討する必要性の背景となっている。

(3) 地方団体の意見

地方法人課税における新たな偏在是正措置の必要性を考える上で、当事者である地方団体の現状認識や意見を確認することが重要である。

まず、全国知事会では、平成 30 年 7 月に「平成 30 年度与党税制改正大綱に基づく地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置」について提言を取りまとめており、その中で、「今後も地方分権改革を進め、さらなる地方税の充実を目指すためには、地方税の充実そのものが財政力格差拡大の要因とならないよう、税源の偏在性が小さい地方税体系の構築は避けては通れない課題である」とした上で、「都市と地方が支え合う社会の構築に向けて、特に偏在が大きくなっている地方法人課税について、新たな偏在是正措置を講じることにより、偏在性が小さい地方税体系を構築すべきである」と提言している¹⁵。

また、全国市長会でも、同様に、平成 30 年 8 月に「平成 31 年度都市税制改正に関する意見」を決定しており、その中で、「税源の偏在性が小さい地方税体系の構築に向け、平成 30 年度与党税制改正大綱に基づき、都市と地方が支え合う社会の構築に向けて、特に偏在が大きくなっている地方法人課税について、新たな偏在是正措置を講じるべきである」としている。その上で、「その検討に当たっては、消費税率 10% 段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等の影響を踏まえるとともに、都市自治体の財政運営に影響を及ぼさないようにすること」と取りまとめている¹⁶。全国町村会においても、本検討会が実施したヒアリング¹⁷において、「地方税

¹⁵ 全国知事会「地方税財源の確保・充実等に関する提言」（平成 30 年 7 月 27 日）

なお、全国知事会「平成 31 年度税財政等に関する提案」（平成 30 年 11 月 9 日）においては、次のとおり注書きが追記された。

（注：東京都は、本来、税収格差の是正は、国から地方への税源移譲により地方税を拡充する中で行うべきと強く主張した。）

¹⁶ 全国市長会「平成 31 年度都市税制改正に関する意見」（平成 30 年 8 月 31 日）

¹⁷ 第 2 回「地方法人課税に関する検討会」（平成 30 年 7 月 31 日）において実施

における偏在是正措置と地方交付税の財源調整機能による格差是正が必要」との意見を提出¹⁸するとともに、「平成 31 年度政府予算編成及び施策に関する要望」（平成 30 年 7 月 5 日）において、「地方法人課税における偏在是正のための新たな措置を検討するに当たっては、消費税率 10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等を踏まえるとともに、町村の行政サービスの低下を招かないよう留意すること」としている¹⁹。

¹⁸ 第 2 回「地方法人課税に関する検討会」における資料 5「全国町村会ヒアリング説明資料」

¹⁹ 全国町村会「平成 31 年度政府予算編成及び施策に関する要望 重点事項」（平成 30 年 7 月 5 日）

6. 新たな偏在是正措置について

(1) 新たな措置に関する基本的な考え方

前記5.「地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置の必要性」で述べた地域間の財政力格差の拡大の状況や経済社会構造の変化等を踏まえれば、特に偏在度の高い地方法人課税について、実効性のある新たな偏在是正措置を講じることが必要である。

都市と地方が支え合いながら、共に将来にわたって持続可能な形で発展していくためには、安定的な地方税財政基盤を確立することが不可欠である。このためにも、新たな措置を講じることにより、偏在性が小さい地方税体系を構築することが重要である。

この新たな措置の方策については、前記4.「地方税、地方譲与税及び地方交付税の性格と果たすべき役割」で述べた地方税、地方譲与税及び地方交付税の性格や果たすべき役割を踏まえれば、地方法人課税の一部を譲与税化や交付税原資化することが考えられる。その際、あるべき地方税制の観点等から、偏在是正措置を講じるに当たっての基本的な考え方を整理する必要がある。

①地方税の充実確保と偏在性が小さい地方税体系の構築の調和を図る観点

今後とも、地方分権、地方創生を推進していくためには、地方税の充実確保を図ることが重要であることは論を俟たない。一方で、地方税の充実確保を図る場合には、それに伴う財政力格差拡大が、さらなる地方税の充実確保の阻害要因とならないよう、偏在性が小さい地方税体系の構築を検討していく必要がある。前述したように、地方税の充実確保と偏在性が小さい地方税体系の構築は、いわば車の両輪である。

したがって、偏在性の小さい地方税体系を構築するため地方法人課税の一部を譲与税化又は交付税原資化する場合、地方税の充実確保の要請との調和を図る観点が重要であり、今般の新たな措置を講じるに当たっては、地方税体

系における補完的な位置付けとなることを踏まえる必要がある。

②経済社会構造の変化への対応の観点

前記5.(2)「経済社会構造の変化」で述べたように、産業構造のサービス産業化などの経済社会構造の変化や大都市部に大法人の本店等が集中していることなどを背景として、大都市部には企業の事業活動の実態以上に税収が集中している状況にある。しかも、その傾向は、インターネット取引の進展等により、今後、益々加速するものと見込まれる。また、持株会社化や子会社化の進展、フランチャイズ事業の拡大をはじめとした企業の組織形態の多様化が、税源の偏在に影響を与えている。

こうした経済社会構造の変化等を踏まえれば、税源の偏在を是正する新たな措置を考える上で、地域における経済活動等に関する統計情報も参考になると考えられる。

③交付団体と不交付団体の均衡の観点

前記5.(1)「地域間の財政力格差拡大」で述べたとおり、地方交付税の交付団体と不交付団体の財政力格差が拡大している状況にある。

前述したとおり、地方交付税の財源調整機能は不交付団体には及ばない。地方税、地方譲与税及び地方交付税を適切に組み合わせ、全体として均衡のとれた地方税財政制度とすることが重要である。

こうしたことを踏まえれば、新たな偏在是正措置については、交付団体と不交付団体の均衡に留意し、実効性のあるものとしていく必要がある。その際には、偏在是正措置により直接的な影響を受ける不交付団体の財政状況を踏まえて検討する必要がある。

(2) 新たな措置の具体的な方策

①新たな措置の対象とする税目

地方法人課税における新たな偏在是正措置に係る対象税目については、次の点を踏まえることが必要である。

- ・消費税率 10%段階において、地方法人特別税・譲与税制度が廃止され、法人事業税に復元されること
- ・法人住民税法人税割については、地方消費税率の引上げと併せて大幅な交付税原資化を講じることとされており、特に、消費税率 10%段階において、法人住民税法人税割の都道府県分の税率は 1%となること
- ・市町村の財政規模は、都道府県と比べて相対的に小さいため、その財政運営への影響について配慮が必要であること

これらを踏まえれば、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置については、法人事業税を対象税目として考えることが適当である。

なお、法人事業税は、地方団体が提供する行政サービスからの受益に着目して、必要な負担を法人の事業活動に求めるものであり、引き続き、都道府県の基幹税として重要な役割を担うべきである。また、外形標準課税は、事業活動規模に応じた負担を求めるものであることから、法人事業税の課税方式として望ましい。したがって、法人事業税において新たな偏在是正措置を講じる場合には、その対象は、現行の地方法人特別税と同様、法人事業税（所得割・収入割）の一部とすることが適当である。

②具体的な方策に関する考え方（譲与税化と交付税原資化）

これまでに採られた地方法人課税の偏在是正措置には、譲与税化の手法によるものと交付税原資化の手法によるものがある。本検討会では、両者の基本的な仕組みを確認しつつ、新たな偏在是正措置の方策として、これらの手法を採る場合の留意点等について、それぞれ以下のとおり整理を行った。

- ・譲与税化と交付税原資化のいずれの場合にも、地方税財源としての性格

を明確にしてきているが、地方税の一部を譲与税化したものについては「実質的な地方税源」とされており、より地方税に近い性格の地方財源と考えられる

- ・地方譲与税は、各地方譲与税がそれぞれ客観的な指標に基づいて譲与されるため、財源の再配分の状況が明確であるとともに、収入に対する予見可能性が高いと考えられる
- ・地方交付税は、法人事業税を対象税目とした場合に賦課徴収を担う不交付団体に交付されないが、地方譲与税は不交付団体にも譲与される
- ・地方譲与税は不交付団体にも譲与されるため、一定の偏在是正効果を得る場合に必要となる地方税の譲与税化の規模が、不交付団体に交付されない交付税原資化の場合と比較して、大きくなる

また、本検討会の議論においては、法人事業税は外形標準課税の拡充が図られてきており、譲与税化は、交付税原資化と比べて規模が大きくなるため、一定の偏在是正効果額を確保することとした場合、所得割部分では収まらない懸念があるとの指摘があった。

これらの整理を踏まえると、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置の方策については、譲与税化により実効性のある偏在是正措置とすることができる場合には、譲与税化を基本として考えることが適当である。一方で、十分な偏在是正効果を得られない場合には、交付税原資化も視野に入れて検討する必要がある。

③地方譲与税制度の活用

地方譲与税を活用した偏在是正の仕組みとしては、法人事業税（所得割・収入割）の一部を分離して新たな税（国税）を創設するとともに、地方税財源としての性格を明確にするため、その税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直入し、新たな地方譲与税として都道府県に譲与する仕組みとすることが考えられる。

(i) 課税標準、賦課徴収の仕組み等

この場合、新たな税の課税標準については、できるだけ簡素な税体系とし、納税者の事務負担を軽減する観点から、法人事業税（所得割・収入割）の税額とすることが考えられる。

また、法人事業税は、社会保険診療報酬の実質非課税措置など、法人税とは課税ベースが大きく異なっており、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化するために創設された「地方法人税」のように国が法人税と併せて徴収することができない点に留意が必要である。そのため、納税者の理解を得る観点から、新たな税の賦課徴収については、都道府県が法人事業税と併せて行うことが適当である。

(ii) 譲与基準等

地方譲与税の譲与基準については、一定の用途が定められている、若しくは想定されている場合には、用途と関連する財政需要を反映した指標が用いられているが、用途の制限がない場合には、制度の趣旨・目的や歳入側の事情に着目した指標が用いられている。この点に関し、新たな地方譲与税は、地方税の一部を分離して創設されるものであり、用途が制限される性格のものではないことから、制度の趣旨・目的に応じた譲与基準とすることが適当である。

新たな地方譲与税の譲与基準については、以下の点を踏まえて検討することが必要である。

- ・新たな偏在是正措置の仕組みは、地域間の財政力格差に対応して税源の偏在を是正することを目的とするものであること
- ・地方税収の偏在度については、一般的に、地方団体の構成員である住民に着目し、人口1人当たり税収で比較されること
- ・地方団体の歳出構造において、少子高齢化の進展に伴い、社会保障や教育

等の分野において、地方団体が安定的に行政サービスを提供する重要性が増しており、人口比例的な要素が大きくなっていること

- ・安定的な制度運営を図る観点からは、譲与基準には、できるだけ簡素で予見可能性が高い指標を用いることが望ましいこと
- ・現行の地方法人特別譲与税においては、当初、消費税との税源交換を行うことが目標とされたことから、地方消費税の税源配分と近似させるため「人口」と「従業者数」という二つの指標が用いられたが、新たな偏在是正措置においては、そのような事情を斟酌する必要がないこと

こうした点を踏まえると、税源の偏在是正という新たな措置の趣旨・目的に鑑みれば、譲与基準として「人口」を基準とすることが考えられる。

また、「人口」を譲与基準とする場合、現行の地方法人特別譲与税に比べ、偏在是正の効果が増すことになる。このように、譲与税化の方策を採る場合には、譲与基準のあり方も含め、地方譲与税制度の中で適切な偏在是正効果を実現するための方策を検討する必要がある。

④交付税原資化

新たな偏在是正措置については、前記②「具体的な方策に関する考え方（譲与税化と交付税原資化）」で述べたとおり、譲与税化を基本として考えることが適当であるが、譲与税化によって十分な偏在是正効果を得られない場合には、交付税原資化も選択肢として検討する必要がある。

交付税原資化による偏在是正の仕組みとしては、課税標準や賦課徴収については、譲与税化の場合について述べた仕組みと同様のものとすることが考えられる。

ただし、交付税原資化する場合、新たな税の賦課徴収を担う不交付団体には地方交付税が交付されないことから、賦課徴収について不交付団体の理解を得るための方策を検討することが必要である。

⑤地方税財源としての位置付けの明確化

地方法人課税においてこれまで採られた偏在是正措置は、いずれも地方法人課税の一部を分離し、国税化して、その税収を地方団体に再配分する仕組みであるが、その税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直入し、譲与・交付する仕組みとすることにより、地方税財源としての位置付けを明確にしてきたところである。

新たな偏在是正措置についても、前述したように法人事業税の一部を譲与税化又は交付税原資化する仕組みとすることが考えられるが、その際には、実質的な地方税財源としての性格が維持されるよう、交付税及び譲与税配付金特別会計に直入する仕組みとすることを前提とすべきである。

⑥新たな措置の「期間」に関する考え方

地方法人特別税・譲与税制度は、消費税を含む税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系が構築されるまでの間において、地域間の財政力格差を早急に是正するための偏在是正措置であったことから、暫定措置とされていた。したがって、現行の地方法人特別税・譲与税制度は、消費税率 10% 段階において廃止されることとなる。

一方、新たな偏在是正措置は、前記 6. (1)「新たな措置に関する基本的な考え方」で述べたとおり、あるべき地方税制を踏まえ、地域間の財政力格差を是正し、偏在性が小さい地方税体系を構築するための措置である。

また、都道府県の行財政運営の観点からは、将来の収入に対する予見可能性をできるだけ確保できることが重要であり、本検討会において実施した都道府県に対するヒアリングにおいても、そのような意見があったところである²⁰。

こうしたことを踏まえると、新たな偏在是正措置については、将来に向かって安定的な制度とすべきと考えられる。

²⁰ 第 3 回「地方法人課税に関する検討会」における資料 3「愛知県ヒアリング説明資料」等。

⑦偏在是正措置により生じる財源の活用

これまでの地方法人課税における偏在是正措置については、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方財政上の措置が講じられてきた。すなわち、地方財政計画において、地方法人特別税・譲与税制度が創設された際には「地方再生対策費」の創設²¹、また、法人住民税法人税割の交付税原資化の導入（地方法人税の創設）の際には、それにより生じる偏在是正効果も活用して「まち・ひと・しごと創生事業費」の創設²²が行われている。

また、本検討会において、地方団体からも、「都市と地方が支え合う持続可能な社会の構築に向けて、地方財政計画に必要な歳出を計上するなど、実効性のある偏在是正措置となるようにすべき」²³との意見があった。

新たな偏在是正措置により生じる財源については、この措置が地域間の財政力格差是正のために講じられるものであることに鑑みれば、地方がその効果を実感できる仕組みとすることが不可欠であり、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用すべきである。

⑧その他の論点

（i）法人事業税の制限税率

都道府県の課税自主権や、課税主体である都道府県にとって、法人事業税が企業誘致等の税源涵養のインセンティブになっていること、都道府県が立地企業を中心とした産業育成を通じて地域の活性化に取り組んでいること等にも十分配慮して、法人事業税の制限税率については、現行の超過課税分が確保

²¹ 地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方財政計画に地方が自主的・主体的に取り組む活性化施策に必要な歳出を計上し、財源を確保するものとされている。（総務省自治財政局「平成20年度地方財政計画のポイント」（平成20年1月））

²² 地方創生に取り組むために必要な経費を地方財政計画の歳出に計上することとし、その財源のうち新規分については、地方の努力により捻出し、財政健全化と地方創生の両立に配慮することとされている。（総務省自治財政局「平成27年度地方財政対策のポイント」（平成27年1月14日））

²³ 第2回「地方法人課税に関する検討会」における資料3「全国知事会ヒアリング説明資料」

できるよう措置すべきである。

(ii) 法人事業税交付金の交付率

法人事業税交付金は、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度として創設されたものである。

法人事業税において新たな偏在是正措置を講じる場合には、消費税率 10% 段階における法人事業税の税収総額が小さくなることから、法人事業税交付金の交付水準に変動が生じないよう、交付率を引き上げる必要がある。

おわりに

社会保障をはじめとする住民生活に密着した行政サービスを地方団体が安定的に提供していくためには、地方税の充実確保とともに、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築が望ましい。

我が国が本格的な少子高齢社会を迎える中、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地域間の財政力格差を縮小していくことは、ますます重要性を増しており、こうした望ましい地方税体系の確立に向けた一層の取組が求められる。

本検討会は、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、あるべき地方税制の観点から、慎重に議論を進め、本報告書を取りまとめた。

平成 31 年度税制改正においては、本報告書の趣旨を踏まえ、具体的な成案が得られることを期待している。

(補足)

本検討会では、調査審議の過程で、個別の地方団体からのヒアリングを行い、そこで表明された意見も踏まえて、検討を進めた。

「はじめに」で述べた検討の趣旨からも、個別の地方団体の意見に対して本検討会としての見解を逐一まとめることは行っていないが、ヒアリングの中で東京都から示されたいくつかの論点に関しては、理論的見地から考え方を整理した資料に基づき丁寧な検討を行った上で、本報告書を取りまとめたものであることを付言しておきたい。

参 考

「地方法人課税に関する検討会」開催要綱

1. 趣 旨

与党税制改正大綱等を踏まえ、地方財政審議会に「地方法人課税に関する検討会」を設置し、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置等について検討を行う。

2. 名 称

本検討会は、「地方法人課税に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

3. 構 成

地方財政審議会委員、別紙に掲げる地方財政審議会特別委員（関連する分野の学識経験者として、地方財政審議会令第2条第2項に基づき総務大臣が任命）及び地方公共団体関係者をもって、検討会を構成する。

4. 運 営

- (1) 検討会に座長を置き、地方財政審議会会長がこれを務める。
- (2) 検討会は、座長が運営する。
- (3) 検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 検討会の会議は、原則として公開しないが、会議終了後、配付資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに会議の議事概要を作成し、これを公表するものとする。

地方法人課税に関する検討会

(敬称略)

(地方財政審議会委員)

◎堀場 勇夫 会長

植木 利幸

鎌田 司

中村 玲子

宗田 友子

(地方財政審議会特別委員)

上村 敏之 関西学院大学学長補佐・経済学部教授

小西 砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授

関口 智 立教大学経済学部教授

中里 透 上智大学経済学部准教授

渕 圭吾 神戸大学大学院法学研究科教授

吉村 政穂 一橋大学大学院法学研究科教授

(地方公共団体関係者)

石井 隆一 富山県知事 (全国知事会)

三木 正夫 長野県須坂市長 (全国市長会)

汐見 明男 京都府井手町長 (全国町村会)

(◎は座長)

地方法人課税に関する検討会 開催実績等

<第1回> 平成30年5月23日(水) 15時～

- 地方税財政の現状等
- 自由討議

<第2回> 平成30年7月31日(火) 10時～

- 有識者プレゼンテーション
樋口 美雄 独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長、慶應義塾大学特任教授
「産業・雇用の面から見た地方創生の課題等」
- 偏在是正を巡る政府における議論等
- 地方三団体ヒアリング
全国知事会
全国市長会
全国町村会

<第3回> 平成30年8月29日(水) 10時～

- 個別地方団体ヒアリング
東京都、大阪府、愛知県、長野県、秋田県、高知県

<第4回> 平成30年9月28日(金) 14時30分～

- 地方税財政の現状等②、経済社会構造の変化等
- 地方譲与税と地方交付税

<第5回> 平成30年10月24日(水) 10時～

- 新たな偏在是正措置に係る対象税目について
- 譲与税化と交付税原資化
- 地方税財政の現状等③

<第6回> 平成30年11月8日(木) 15時～

- 新たな偏在是正措置に関する基本的考え方
- 新たな偏在是正措置の具体的な方策
- 新たな偏在是正措置に関するその他の論点

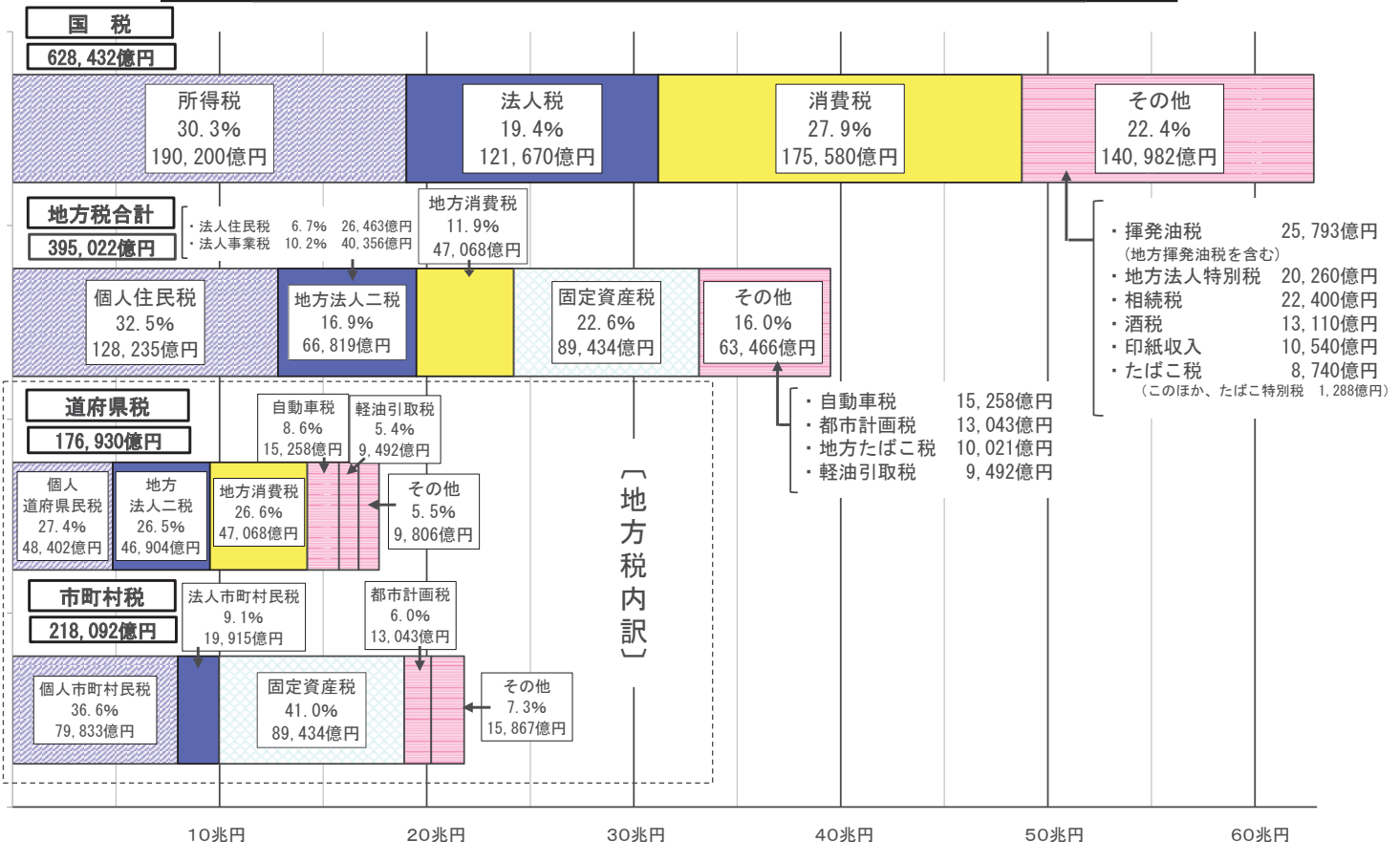
<第7回> 平成30年11月14日(水) 10時～

- 報告書のとりまとめに向けて

参 考 资 料

地方税財政の現状等

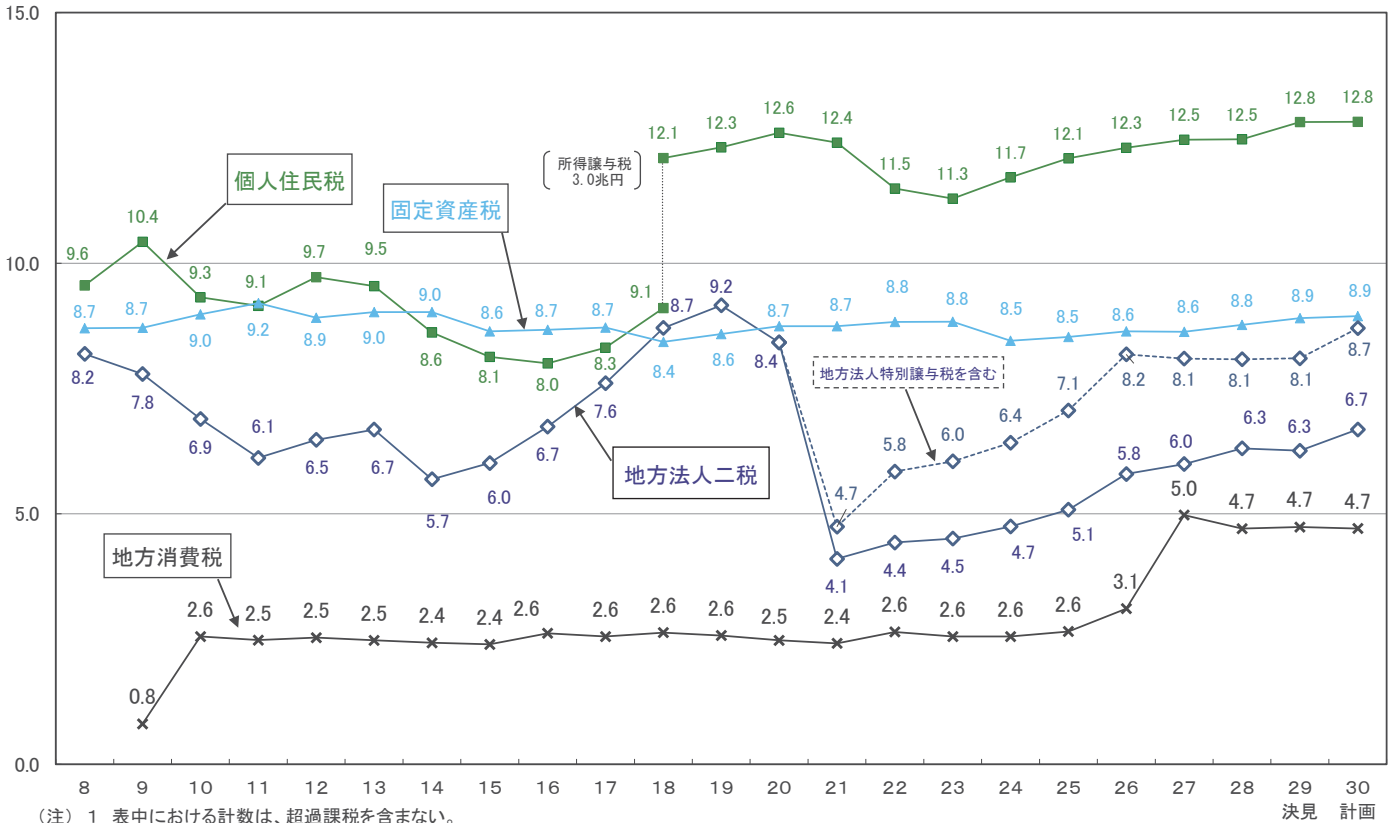
国税・地方税の税収内訳（平成30年度予算・地方財政計画額）



(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は予算額(特別会計を含む)、地方税は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 3 国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。
 4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

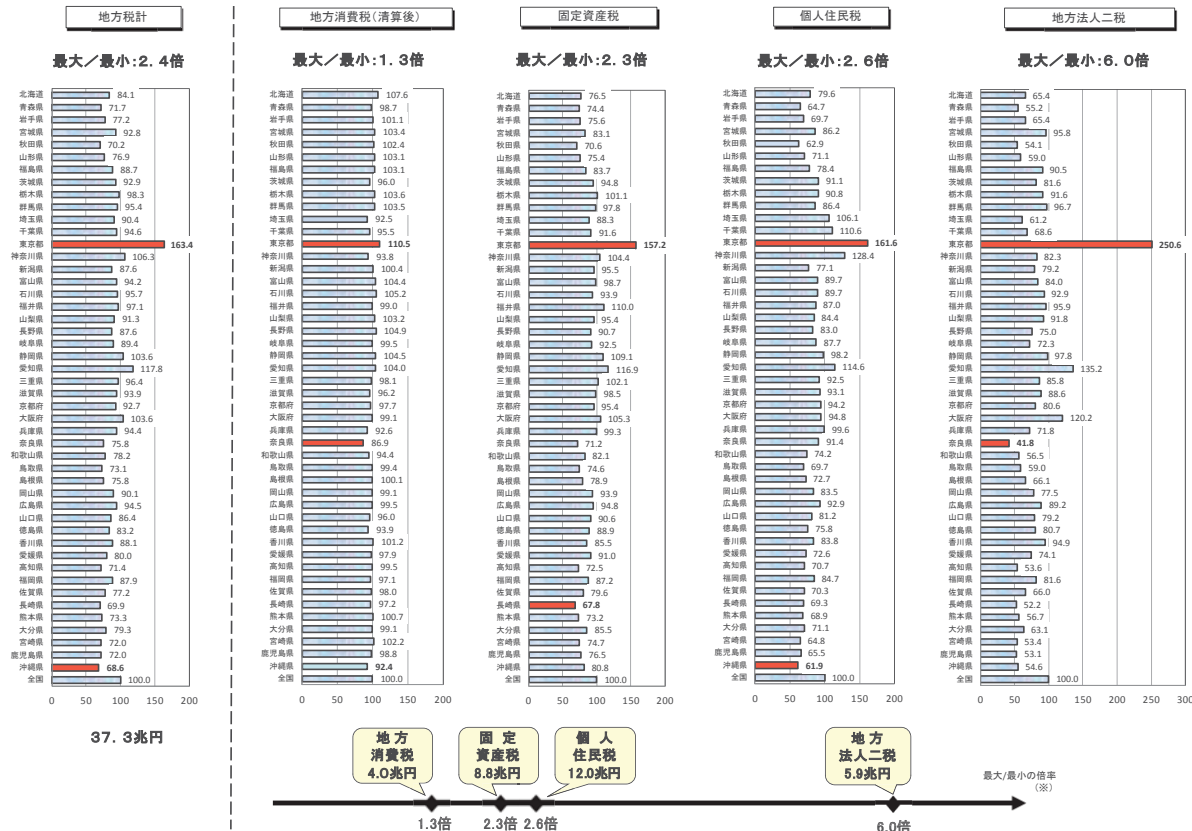
主要税目（地方税）の収額の推移

(兆円)



- (注) 1 表中における計数は、超過課税を含まない。
 2 平成28年度までは決算額、29年度は決算見込額(H30.7時点)、30年度は地方財政計画額である。
 3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。
 (㉑) 0.6兆円、(㉒) 1.4兆円、(㉓) 1.5兆円、(㉔) 1.7兆円、(㉕) 2.0兆円、(㉖) 2.4兆円、(㉗) 2.1兆円、(㉘) 1.8兆円、(㉙) 2.0兆円)

人口一人当たりの収額の指数(5年平均(H25~H29決見))



※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 地方税収計の収額は、地方法人特別譲与税を含み、超過課税を割いたものである。
 (注2) 地方消費税の収額は、平成30年度に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値である。
 (注3) 固定資産税の収額は、道府県分を含み、超過課税を除く。
 (注4) 個人住民税の収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税を除く。
 (注5) 地方法人二税の収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人特別譲与税を含まない。の合計額であり、超過課税等を除く。
 (注6) 人口は、各年度の1月1日現在の住民基本台帳人口の平均による。

第4章 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

V 地方税財源の充実確保

1. 地方税

(1) 地方税の充実確保

- 今後、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任をより拡充するとともに、住民の受益と負担の対応関係をより明確化するという観点から、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、中長期的に、国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら、地方税の充実確保を図っていく必要がある。

この場合、生活者重視という時代の動向、所得・消費・資産等の間における均衡がとれた国・地方を通じる税体系のあり方等を踏まえつつ、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討していく必要がある。これらの検討と併せて、地方税と国庫補助負担金、地方交付税等とのあり方についても検討を加える必要がある。

地方税制の基本的考え方

○ 政府税制調査会答申『わが国税制の現状と課題』（抄）（平成12年7月）

第一 基本的考え方 四 税制の検討の視点 4. 地方分権と地方税財源の充実確保

(3) 地方税財源の充実確保についての基本的な考え方

地方公共団体は、地域の事情が様々に異なる中で、住民の生活に身近で基礎的な行政サービスを広く担う必要があり、安定的な財政基盤を確立するためには、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系が必要です。

○ 政府税制調査会答申『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』（抄）（平成19年11月）

第1 総論 〔Ⅱ〕抜本的な税制改革の視点とその具体的方向性

（前略）こうした地方分権の観点から、国・地方の財政状況、国・地方の税体系のあり方等を考えながら、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築し、地方税の充実確保を図ることが重要である。

○ 税制改革抜本法（抄）（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条

五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

- ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

○ 平成28年度与党税制改正大綱（抄）（平成27年12月16日）

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

地方分権の更なる推進とその基盤となる地方税財源の充実確保を図るとともに、地方法人課税のあり方の見直し等を通じて、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進める。

偏在是正に関連する主な税制改正

平成 9年度	消費税率引上げ（3%→5%） ・ 地方消費税の創設 ※消費譲与税を廃止
16～19年度	三位一体の改革 ・ 3兆円の税源移譲（所得税→個人住民税） ※平成16～18年度は所得譲与税 ・ 個人住民税所得割の10%比例税率化
20年度	地域間の財政力格差拡大への対応 ・ 地方法人特別税・譲与税制度の創設（法人事業税を一部国税化）
26年度	消費税率引上げ（5%→8%） ・ 法人住民税法人税割の一部交付税原資化 ・ 地方法人特別税・譲与税の規模を2/3に縮小（法人事業税への一部復元）
31年度	消費税率引上げ（8%→10%） ・ 法人住民税法人税割の更なる交付税原資化 ・ 地方法人特別税・譲与税の廃止（法人事業税への復元）

地方消費税の創設・拡充

「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」(抄)(平成12年7月14日 政府税制調査会)

第二 個別税目の現状と課題

三 消費課税

5. 地方消費税

(4) 今後のあり方

地方消費税は、清算を行うことにより税收の偏在性が少なく、また、安定性にも富んでおり、地方分権の推進や少子・高齢化の進展等に伴う幅広い行政需要を賄う税として、重要な役割を果たしています。

…(中略)…

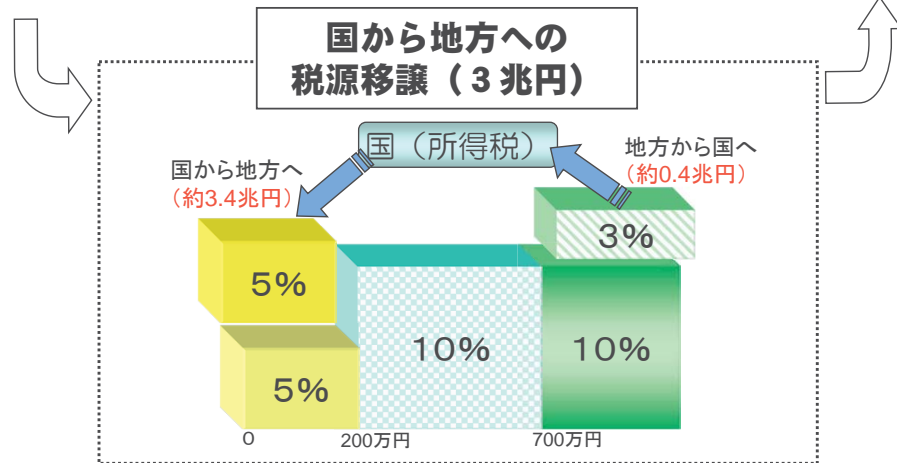
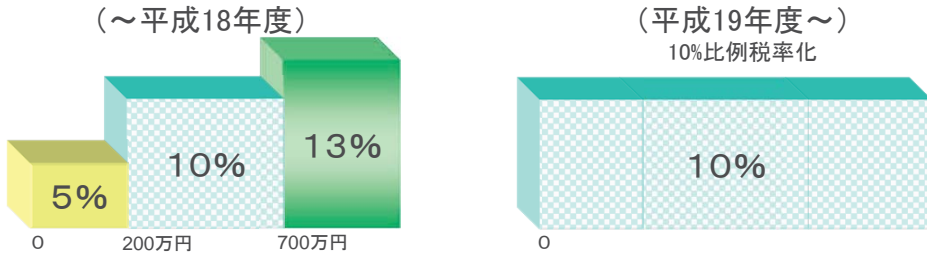
また、地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のために創設されたものであり、福祉・教育など幅広い行政需要を賄う税として、今後、その役割がますます重要なものになっていくと考えられます。

<消費税率(国・地方)>

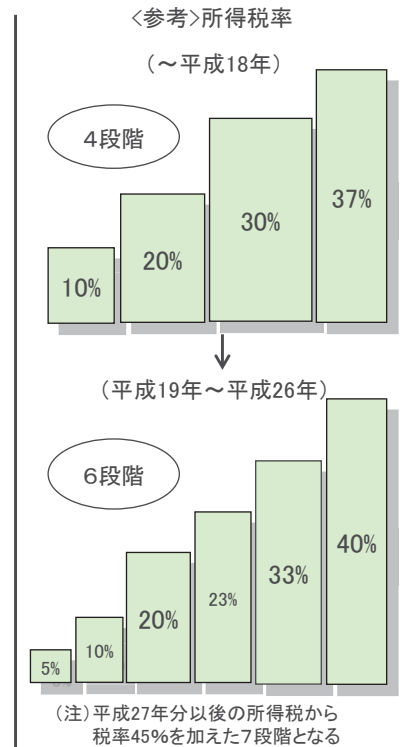
	平成9年度(創設)	平成26年度～	平成31年10月～	
			標準税率	軽減税率
消費税+地方消費税	5%	8%	10%	8%
消費税	4%	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税 (※消費税率換算)	1%	1.7%	2.2%	1.76%
地方消費税率	100分の25	63分の17	78分の22	

個人住民税所得割の10%比例税率化

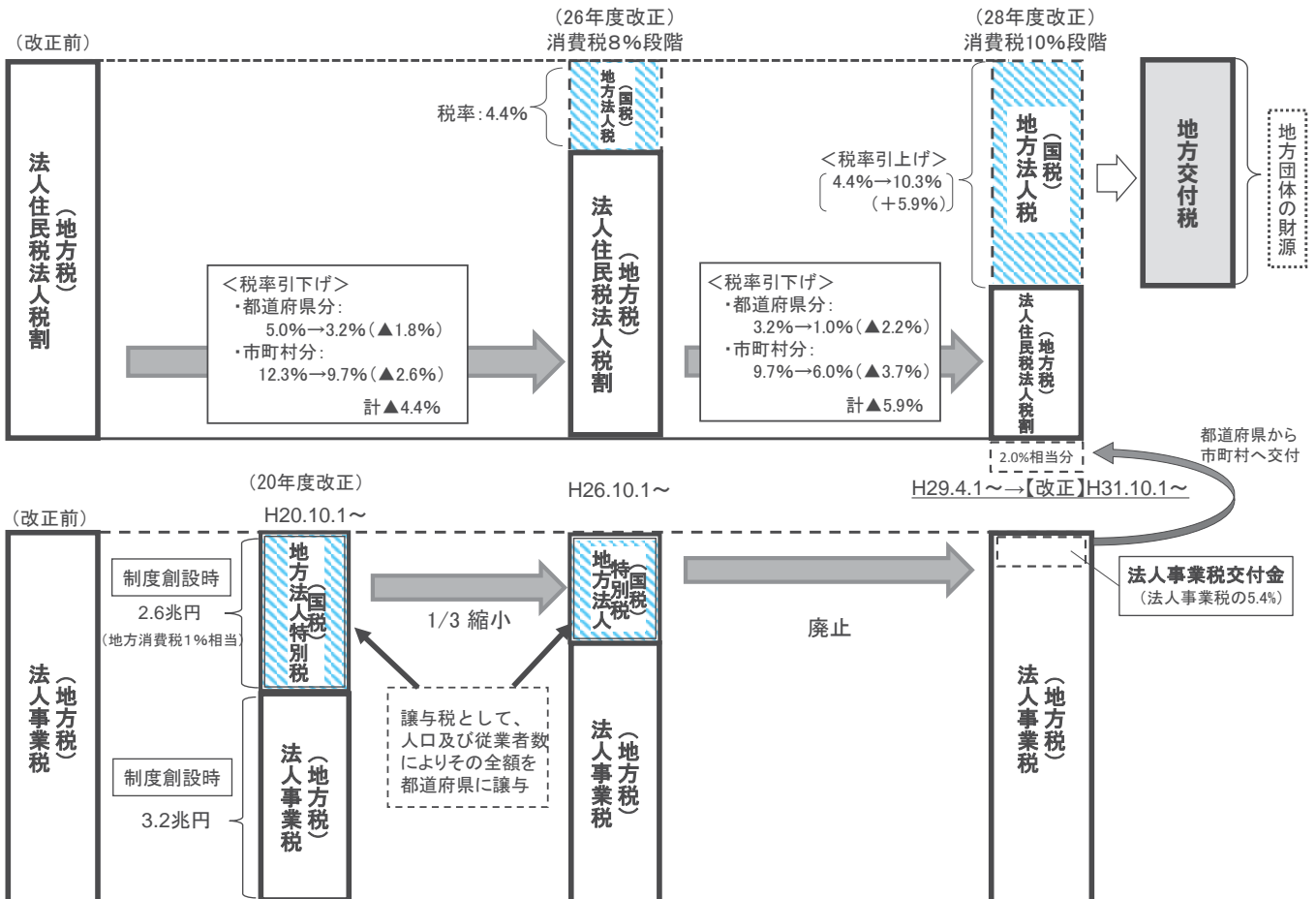
- 個人住民税については、応益性や偏在度縮小の観点から、10%比例税率化。
- 個人住民税の税率13%→10%の減収影響は、高額所得者が多い団体に大きく作用する一方、5%→10%の増収影響は全ての納税者に発生し、全ての団体に作用することから、税収の偏在是正効果が得られる。



- 個人住民税は5%、10%、13%の累進税率から、10%比例税率化
- 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%

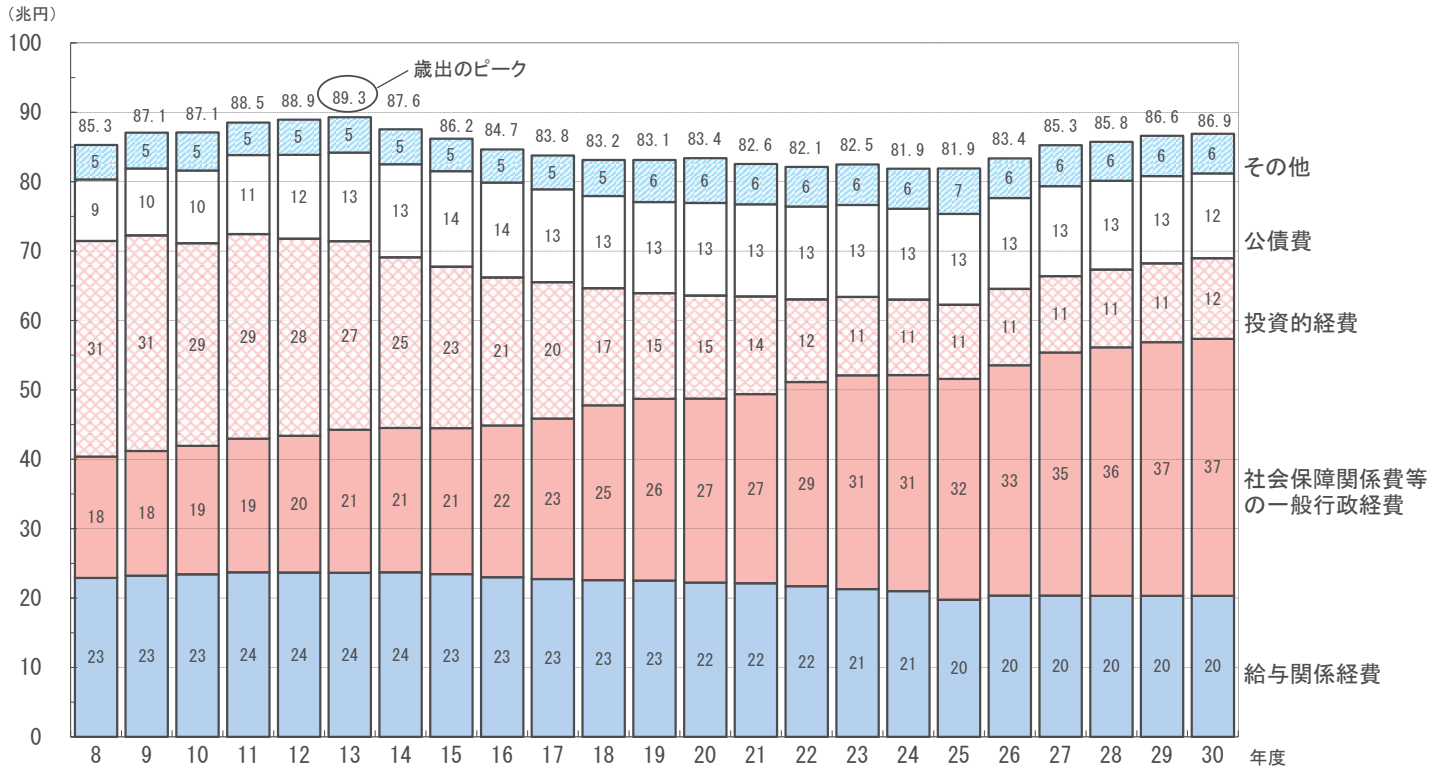


消費税率の引上げと地方法人課税の偏在是正



地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



平成30年度地方財政収支

(単位:兆円)

歳出 86.9兆円 (+0.3兆円)	給与関係経費 20.3 (▲0.0)	一般行政経費 37.1 (+0.5)	投資的経費 11.6 (+0.3)	公債費 12.2 (▲0.4)	その他 5.7 (+0.1)
		(うち まち・ひと・しごと 創生事業費 1.0(同額) うち 重点課題対応分 0.3(同額))			

歳入 86.9兆円 (+0.3兆円)	国庫支出金 13.7 (+0.1)	地方債等 10.3 ^{※2} (+0.1)	地方税・地方譲与税等 42.1 (+0.4)	地方交付税(法定率分等) 14.6 (+0.4)	財源不足 6.2 (▲0.8)

※1 ()内は平成29年度当初からの増減額

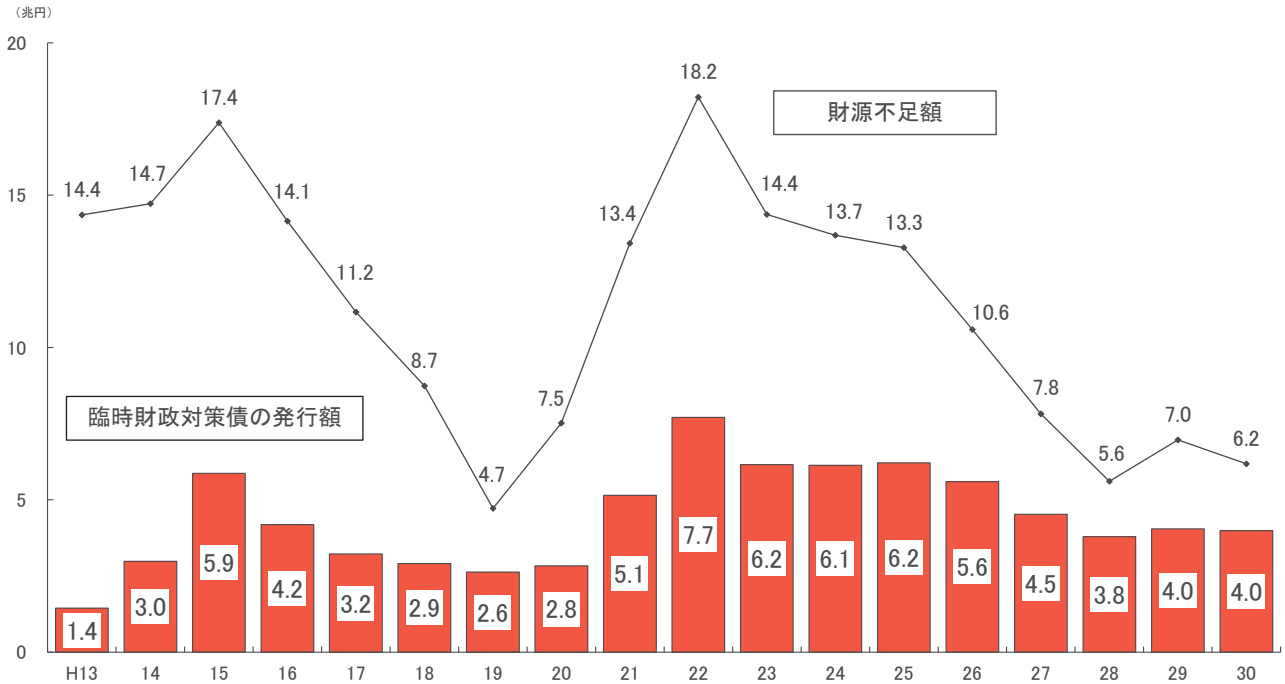
※2 財源対策債を除く

<参考> 折半対象財源不足額 ③0.3兆円(▲1.0兆円)

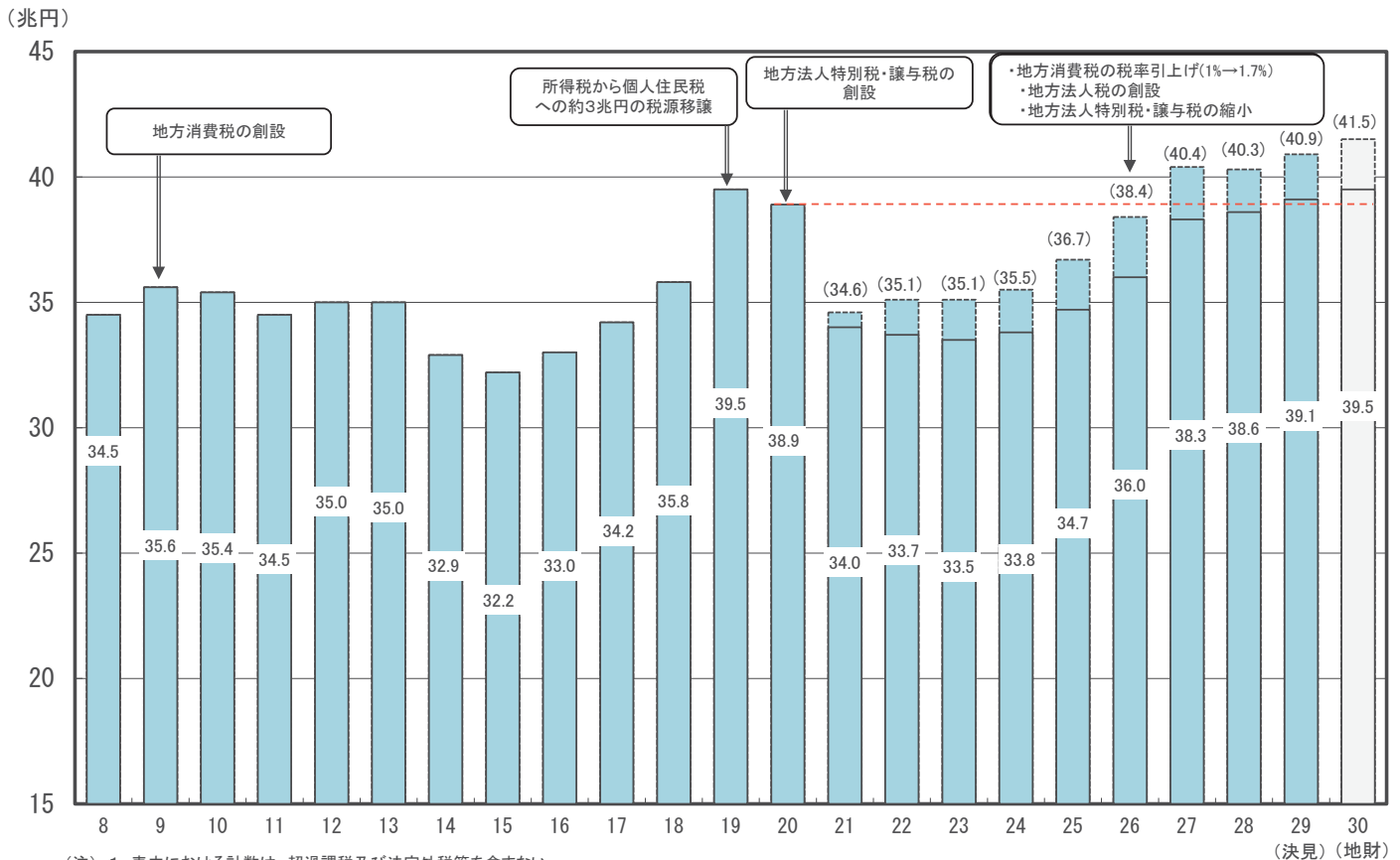
臨時財政対策債発行額 ③0.4兆円(▲0.1兆円)

地方財政の財源不足の状況

- 近年の地方財政の状況は、厳しい歳出抑制を行ってもなお、継続して巨額の財源不足が生じている。
- 臨時財政対策債は、地方の財源不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行する地方債（赤字地方債）であり、平成13年度以降発行が続いている状況。

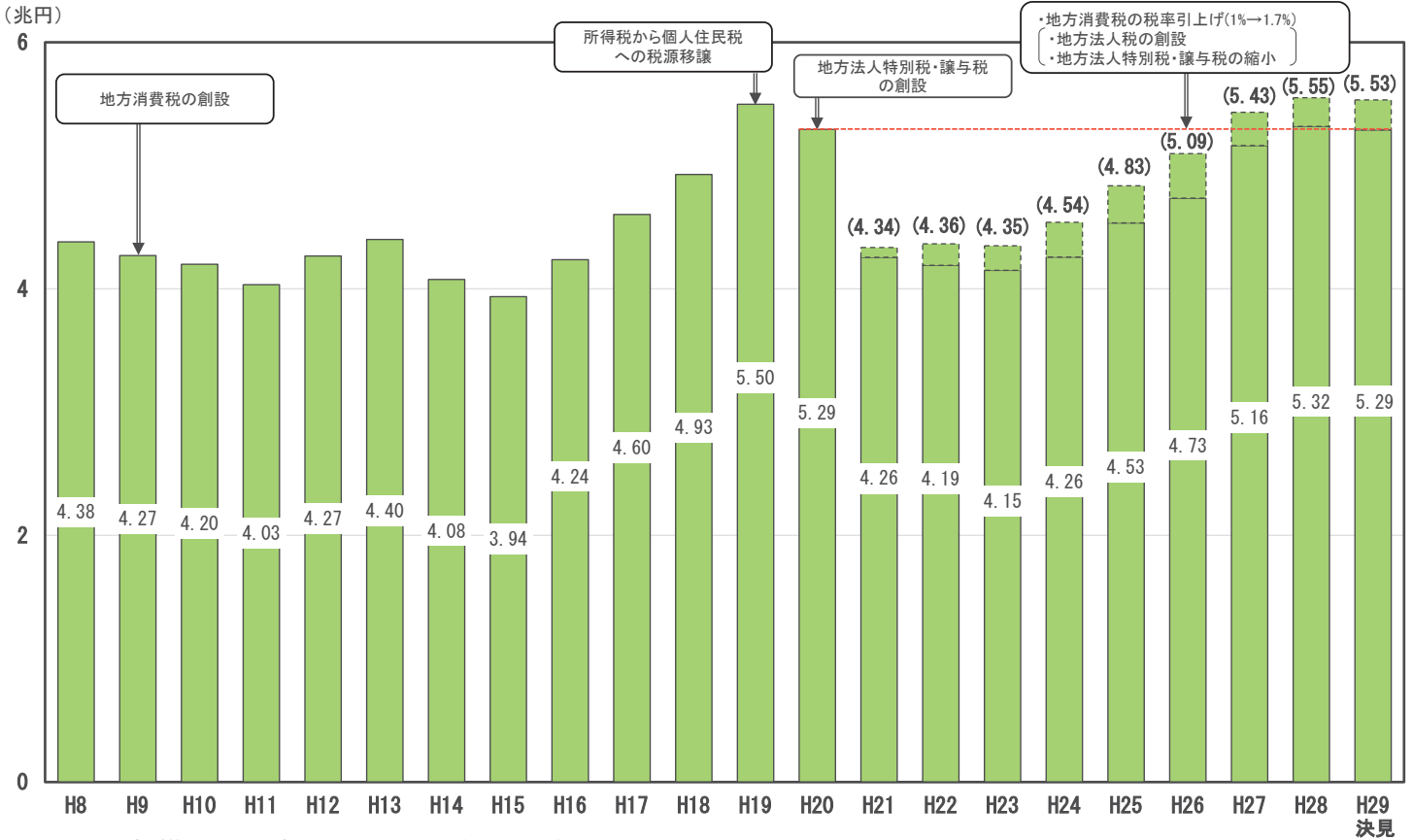


地方税収の推移



- (注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 2 平成28年度までは決算額、29年度は決算見込額(H30.7時点)、30年度は地方財政計画額である。
 3 括弧書きは、平成21年度以降、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を含めたものである。

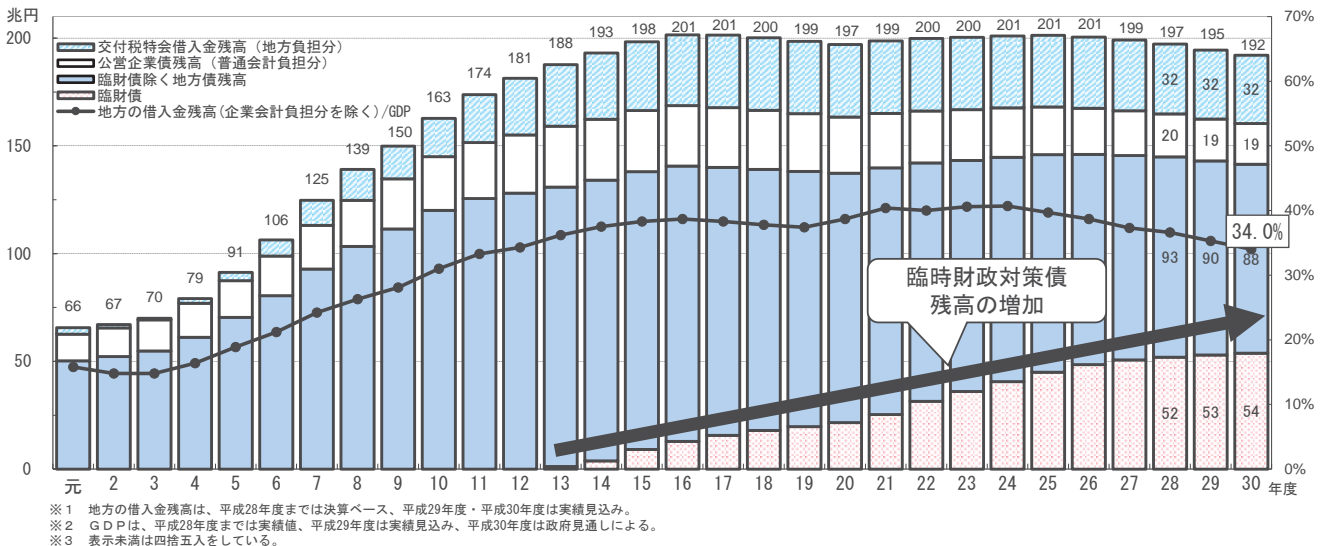
不交付団体(東京都)の税込推移



- (注) 1 都が特別区において都税として徴収する市町村税相当額を含む。
 2 超過課税及び法定外税を含む。
 3 平成28年度までは決算額、平成29年度は決算見込額(平成30年7月)である。
 4 括弧書きは、平成21年度以降、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を含めたものである。

地方財政の借入金残高の状況

○ 地方財政の借入金残高は、近年200兆円前後で推移する中で、臨時財政対策債の残高が増加。



※1 地方の借入金残高は、平成28年度までは決算ベース、平成29年度・平成30年度は実績見込み。
 ※2 GDPは、平成28年度までは実績値、平成29年度は実績見込み、平成30年度は政府見通しによる。
 ※3 表示未満は四捨五入をしている。

臨時財政対策債に関する地方団体からの要望

「平成30年度地方財政対策等についての共同声明」(抄)(平成29年12月22日 地方六団体)

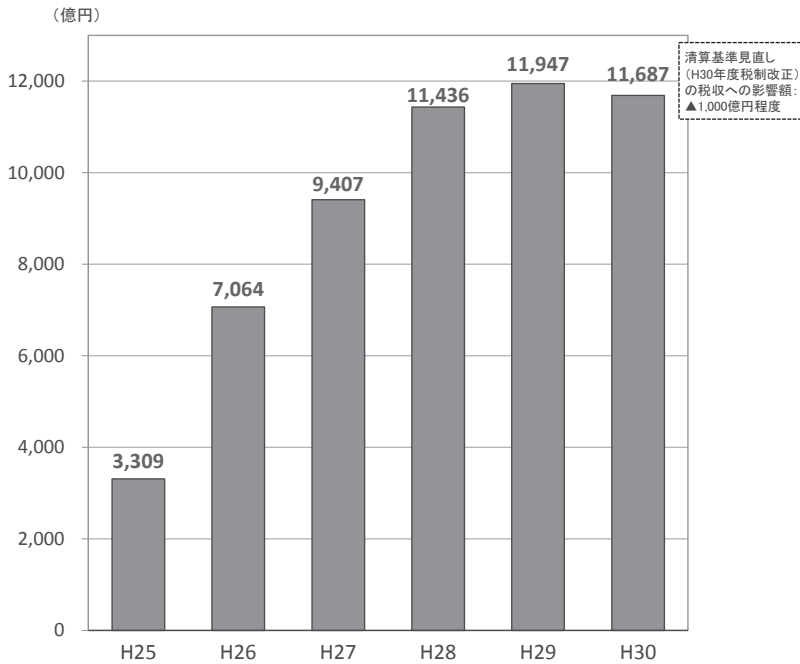
今後も臨時財政対策債の残高の増加が見込まれることから、地方交付税法の本来の姿に立ち戻り、地方交付税の法定率の引上げや臨時財政対策債の廃止など特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指していただきたい。

不交付団体(東京都)の財源超過額、基金残高の推移

<東京都の財源超過額の推移>

[財源超過額]

普通交付税の算定における基準財政収入額が基準財政需要額を超える額

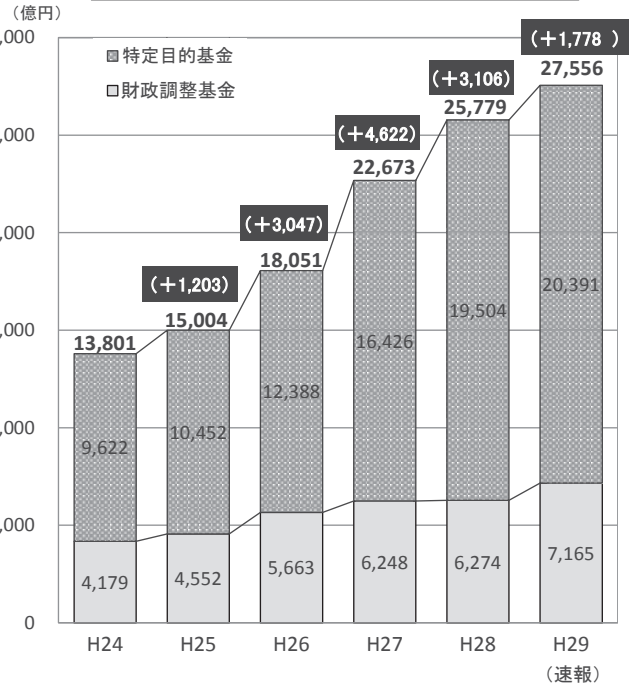


※ 東京都にあつては、地方交付税法第21条の規定により都及び特別区の基準財政需要額、基準財政収入額をそれぞれ合算して算定。

<東京都の基金残高の推移>

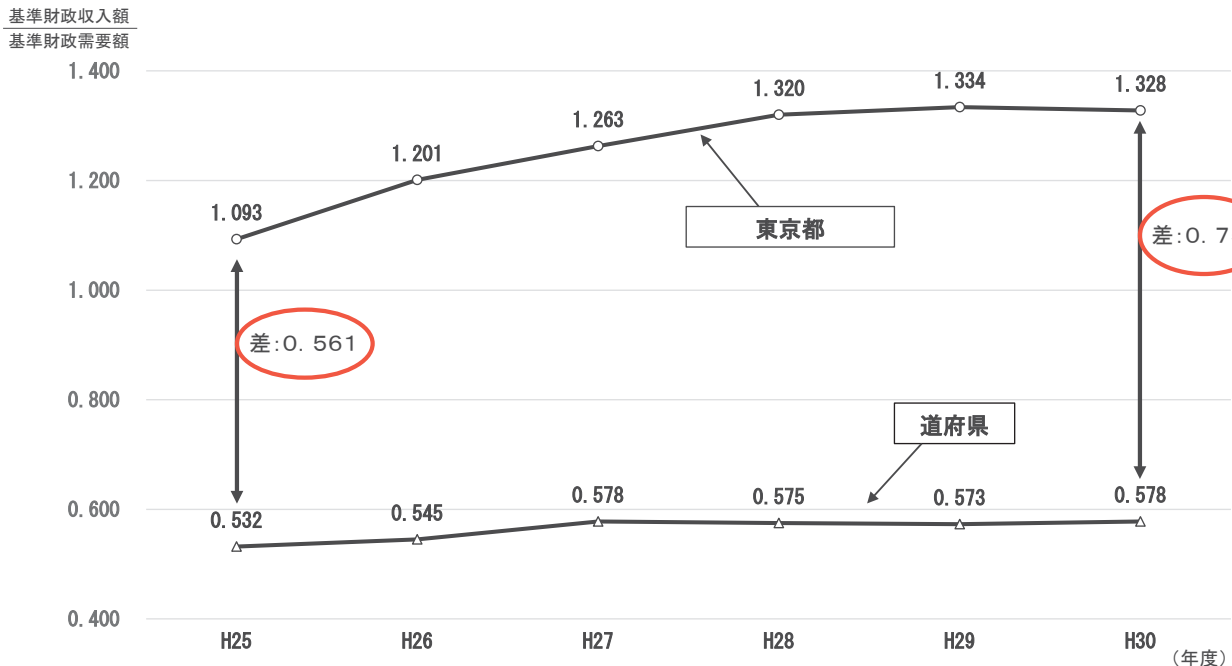
○基金残高増加の主な理由

H25—H26	社会資本等整備基金の積立 防災街づくり基金の新設	+1,139億円 +1,000億円
H26—H27	防災街づくり基金の積立 人に優しく快適な街づくり基金等(6基金)の新設	+2,000億円 +1,780億円
H27—H28	福祉先進都市実現基金の積立 無電柱化推進基金の積立	+2,014億円 +700億円



東京都と道府県の財政力の状況の推移 (H25~H30)

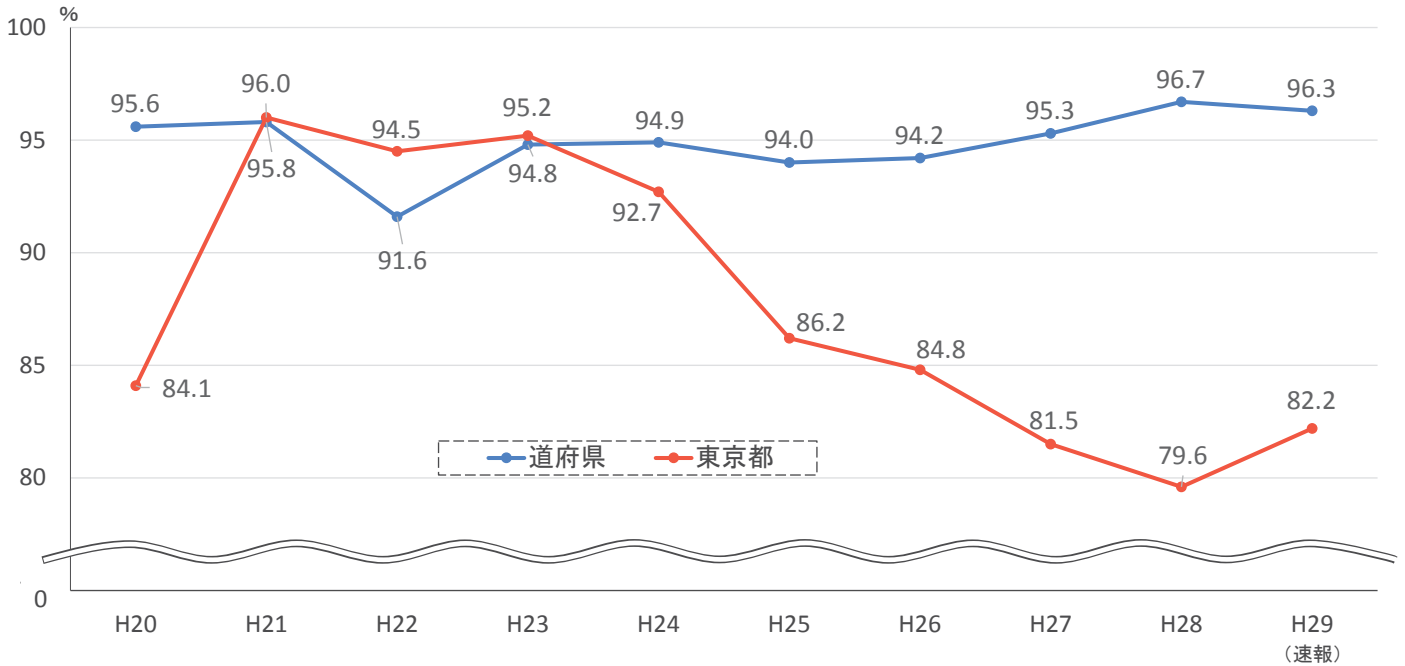
以下は、単年度の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の推移。



※1 道府県の数値は、東京都を除く全道府県の基準財政収入額の合計値を基準財政需要額の合計値で除した得た数値である。
 ※2 東京都の数値は、都と特別区の基準財政収入額の合計値を都と特別区の基準財政需要額の合計値で除して得た数値である。

経常収支比率の推移（H20～H29年度決算（速報））

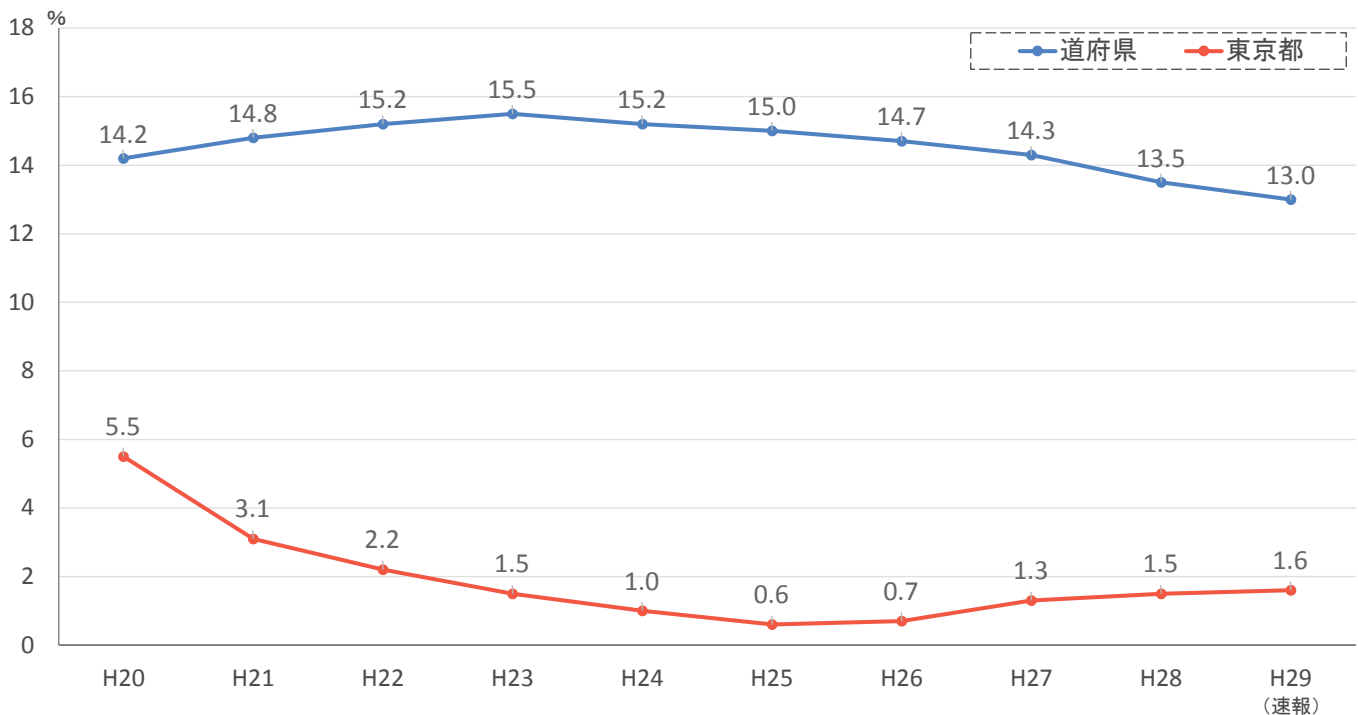
「経常収支比率」…一般財源をどれだけ義務的な経費に使っているかを示し、財政構造の弾力性を判断するための指標。（比率が低いほど、財政構造の弾力性が高い。）



※1 「地方財政状況調査」により作成。
 ※2 道府県の数値は、道府県の加重平均。

実質公債費比率の推移（H20～H29年度決算（速報））

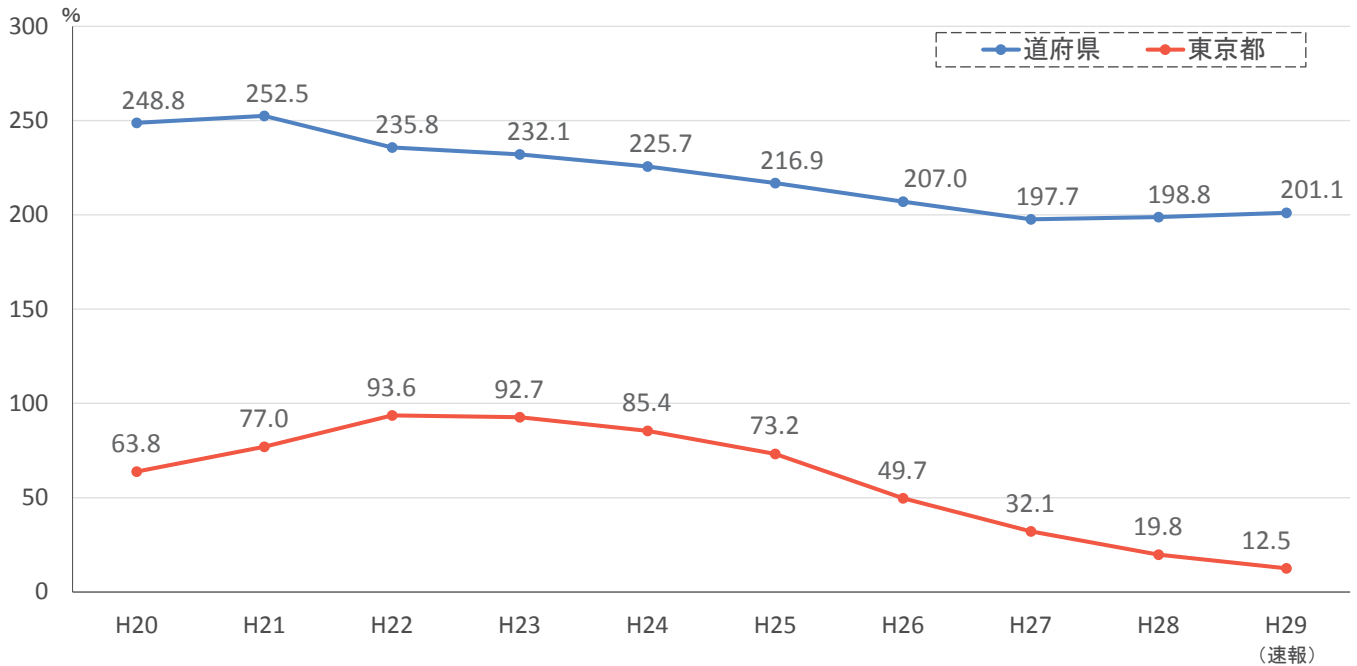
「実質公債費比率」…地方公共団体の普通会計が負担する公債費の標準財政規模に対する割合。



※1 「地方財政状況調査」により作成。
 ※2 道府県の数値は、道府県の加重平均。

将来負担比率の推移（H20～H29年度決算（速報））

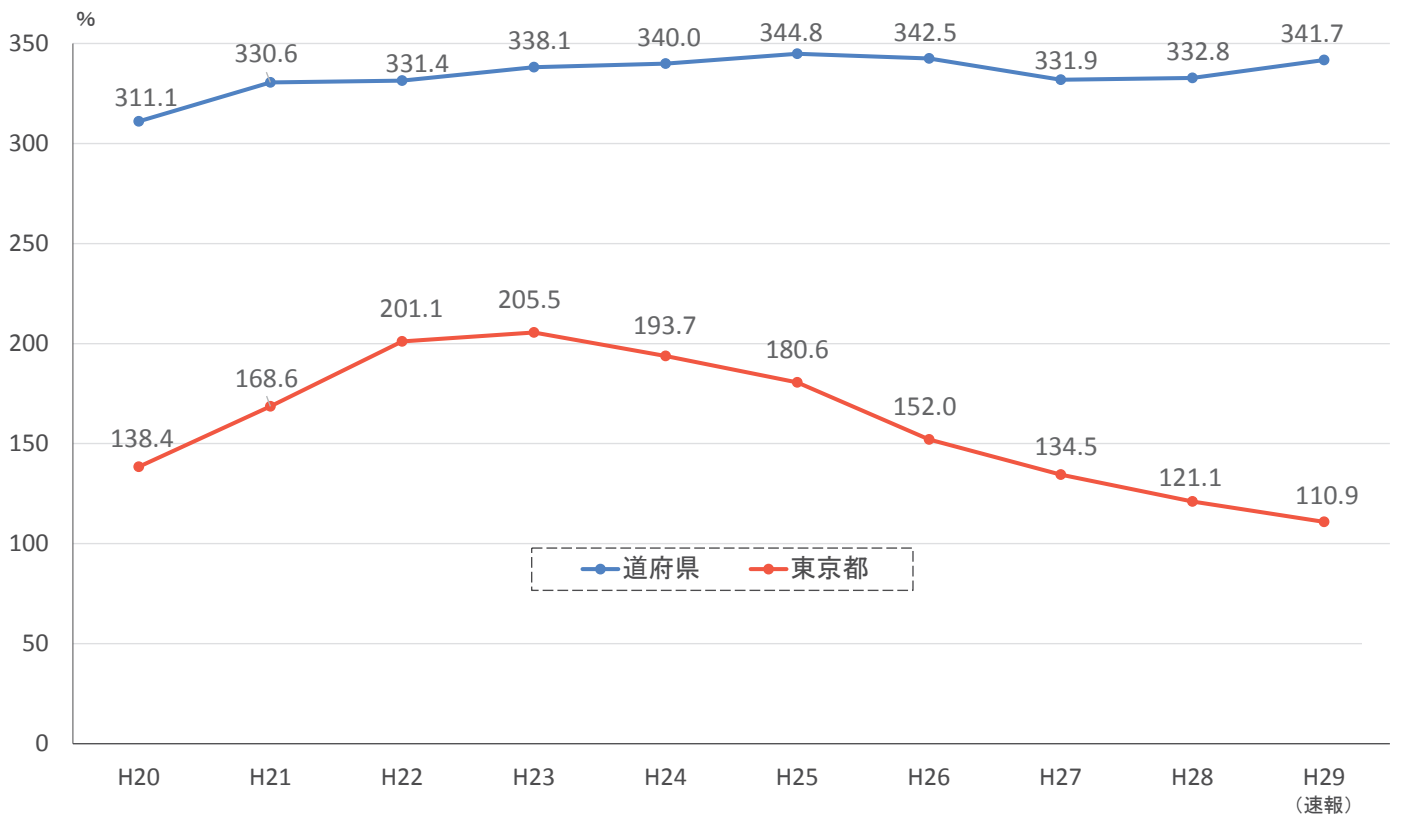
「将来負担比率」…地方公共団体の普通会計が将来負担すべき負債の標準財政規模に対する割合。



※1 「地方財政状況調査」により作成。

※2 道府県の数値は、道府県の加重平均。

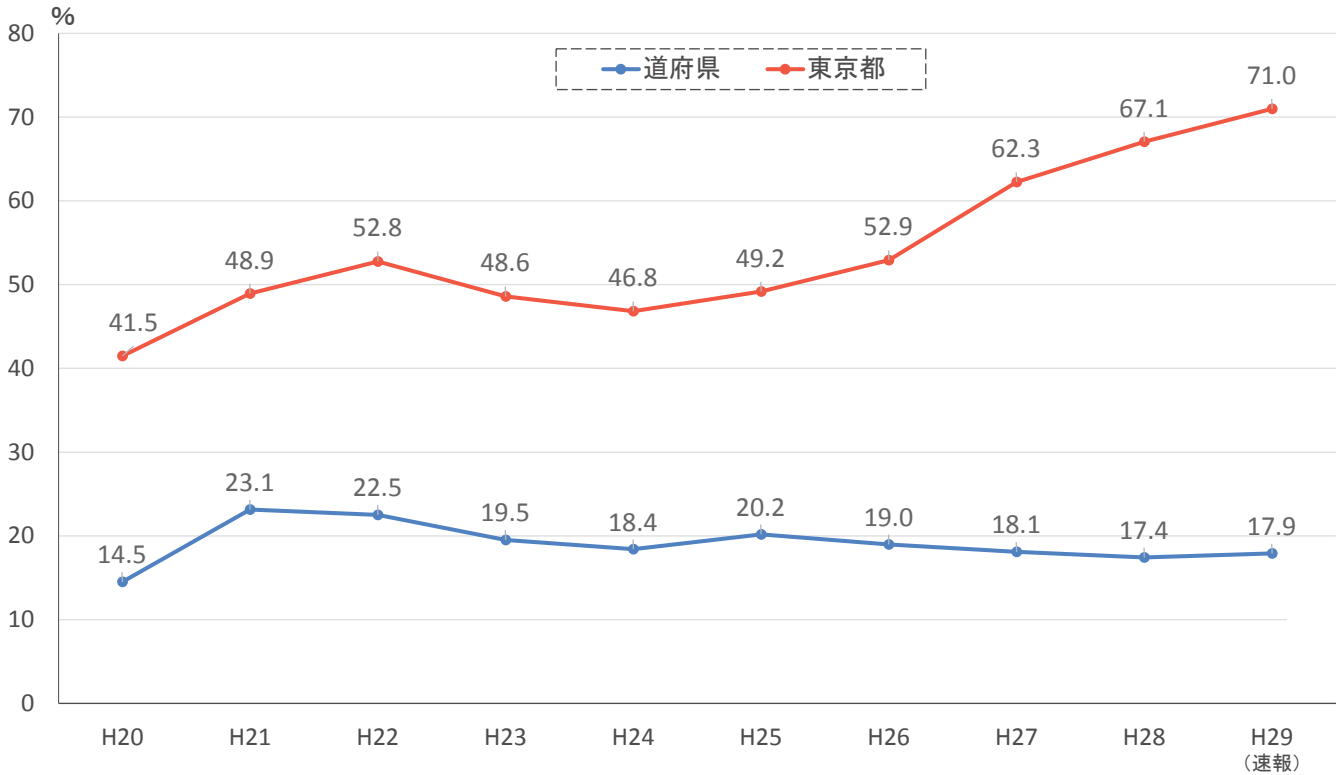
地方債現在高／標準財政規模の推移（H20～H29年度決算（速報））



※1 「地方財政状況調査」により作成。

※2 道府県の数値は、道府県の加重平均。

基金残高／標準財政規模の推移（H20～H29年度決算（速報））



※1 「地方財政状況調査」により作成。

※2 基金残高は、財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金の合算である。（東日本大震災分及び平成28年熊本地震分を除く。）

※3 道府県の数値は、道府県の加重平均。

平成29年度末の基金残高について

- 平成29年度末基金残高について、平成30年9月27日（木）に平成29年度普通会計決算（速報）と合わせて公表
- 平成29年度末基金残高（東日本大震災等分を除く。以下同じ。）は、21兆9,778億円（前年度比4,273億円増）
- このうち、東京都及び特別区の基金残高は、4兆6,240億円（同3,012億円増）
また、東京都及び特別区以外の地方公共団体の基金残高は、17兆3,538億円（同1,262億円増）
- なお、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることに伴い、平成29年度に国費を財源として都道府県が積み立てた国民健康保険財政安定化基金の増加（全都道府県で1,911億円）が大きくなっている。
こうした特殊要因を除けば東京都及び特別区の合計は2,805億円増、東京都及び特別区以外の地方公共団体は444億円減

<東日本大震災等分^{※1}を除く基金残高^{※2}>

（単位：億円）

	平成29年度				平成28年度				増減額				（参考）国民健康保険財政安定化基金除きの合計
	財調	減債	特目	合計	財調	減債	特目	合計	財調	減債	特目	合計	
都道府県	16,038	10,582	44,740	71,359	15,592	11,343	42,887	69,822	446	▲ 762	1,853	1,537	▲ 375
うち東京都	7,165	0	20,391	27,556	6,274	0	19,504	25,779	891	0	887	1,778	1,572
うち東京都以外	8,872	10,582	24,348	43,802	9,318	11,343	23,383	44,043	▲ 445	▲ 762	966	▲ 241	▲ 1,947
市区町村 ^{※3}	58,045	14,114	76,260	148,419	59,640	14,094	71,948	145,682	▲ 1,595	20	4,312	2,737	2,737
うち特別区	6,475	632	11,577	18,684	6,529	665	10,255	17,450	▲ 55	▲ 33	1,321	1,234	1,234
うち特別区以外	51,570	13,482	64,683	129,735	53,111	13,429	61,692	128,232	▲ 1,541	53	2,991	1,503	1,503
全団体	74,083	24,696	120,999	219,778	75,232	25,437	114,835	215,504	▲ 1,150	▲ 741	6,164	4,273	2,362
うち東京都及び特別区	13,640	632	31,968	46,240	12,804	665	29,760	43,228	836	▲ 33	2,208	3,012	2,805
うち東京都及び特別区以外	60,443	24,064	89,031	173,538	62,429	24,772	85,075	172,276	▲ 1,986	▲ 708	3,956	1,262	▲ 444

※1 「東日本大震災等分」は、平成28年熊本地震分（平成29年度：481億円、平成28年度：518億円）を含み、平成29年度：1兆7,744億円、平成28年度：2兆753億円。

※2 「東日本大震災等分」を合わせた基金残高は平成29年度：23兆7,521億円、平成28年度：23兆6,257億円。

※3 市区町村には一部事務組合等（平成29年度：1兆438億円、平成28年度：9,877億円）を含む。

いわゆる一般財源総額実質同水準ルールについて

- 地方財政については、平成23年度以降、いわゆる一般財源総額実質同水準ルールがある中で、交付団体では、一般財源は微増に止まっている。

- 財政運営戦略(平成22年6月22日閣議決定)(抄)

II. 具体的な取組

3. 中期財政フレーム

(2) 歳入・歳出面にわたる取組

③歳出面での取組

財政健全化目標の達成に向けて、平成23年度から平成25年度において、「基礎的財政収支対象経費」(国の一般会計歳出のうち、国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの)について、恒久的な歳出削減を行うことにより、少なくとも前年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模(これを「歳出の大枠」とする。)を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとする。(中略)

なお、2.(5)の基本ルールを踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

- 当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—(平成25年8月8日閣議決定)(抄)

III. 平成27年度(2015年度)の目標達成に向けて

1. 基本的な取組

地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点から踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

- 経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)(抄)

第3章 「経済・財政一体改革」の取組—「経済・財政再生計画」

3. 目標とその達成シナリオ、改革工程

(1)集中改革期間と中間評価

地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

経済財政運営と改革の基本方針2018(抜粋)

(平成30年6月15日閣議決定)

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

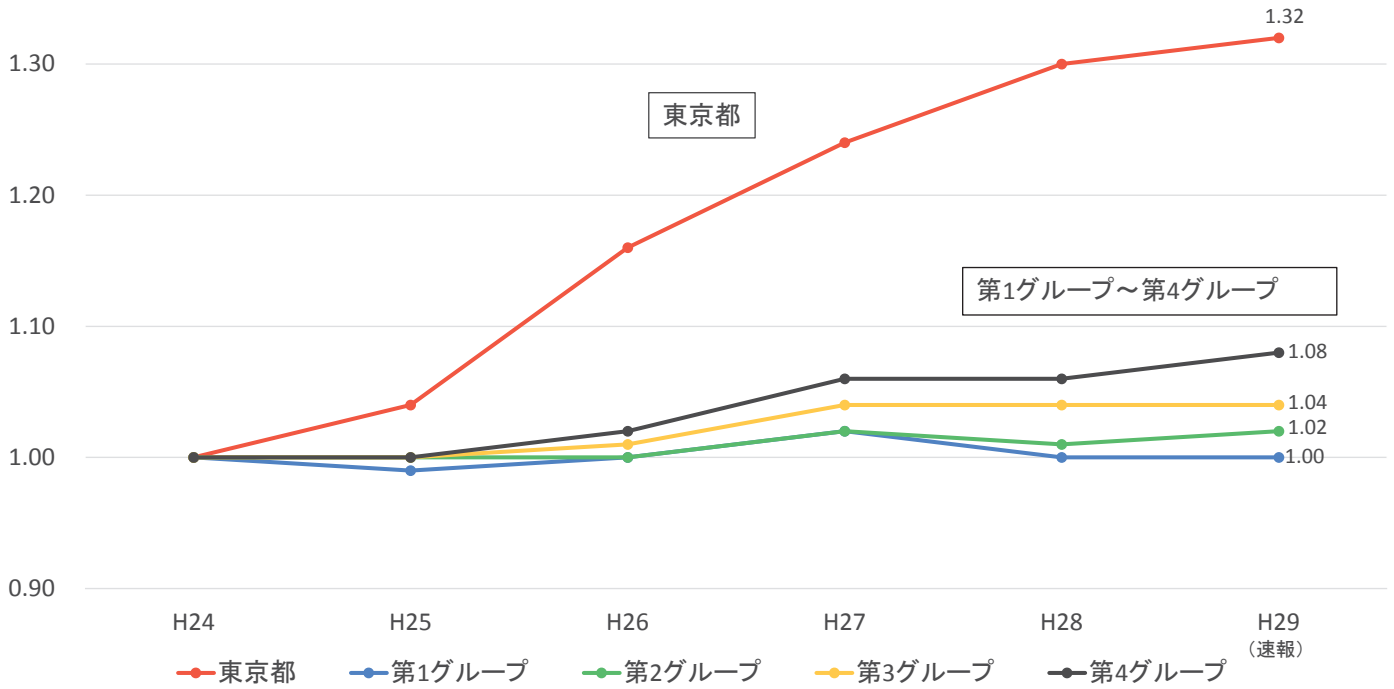
3. 新経済・財政再生計画の策定

(2) 財政健全化目標と実現に向けた取組

(財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるための仕組み) (抄)

- ③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

都道府県の一般財源の推移



※1 H24年度の標準財政規模(標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模)を基準として指数化。

※2 H30年度普通交付税算定上の「基準財政収入額」を「基準財政需要額」で除した数値で、東京都以外の団体を下記のとおり分類。

第1グループ(0.4未満)

:青森県、岩手県、秋田県、山形県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第2グループ(0.4以上0.5未満):北海道、新潟県、富山県、福井県、山梨県、奈良県、山口県、香川県、愛媛県、熊本県

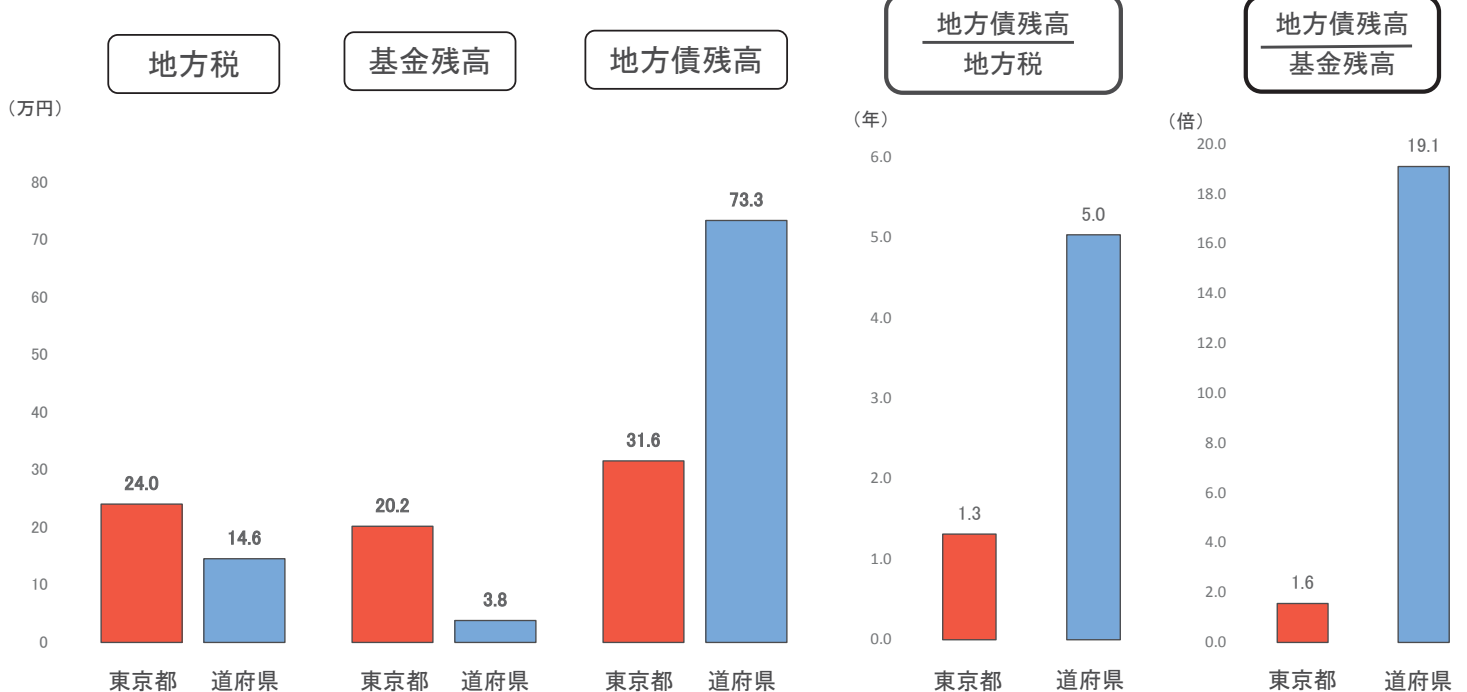
第3グループ(0.5以上0.7未満):宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、石川県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県

第4グループ(0.7以上):埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府

※3 平成29年度については、指定都市に移譲された県費負担教職員の給与等に係る影響分を除外して試算。

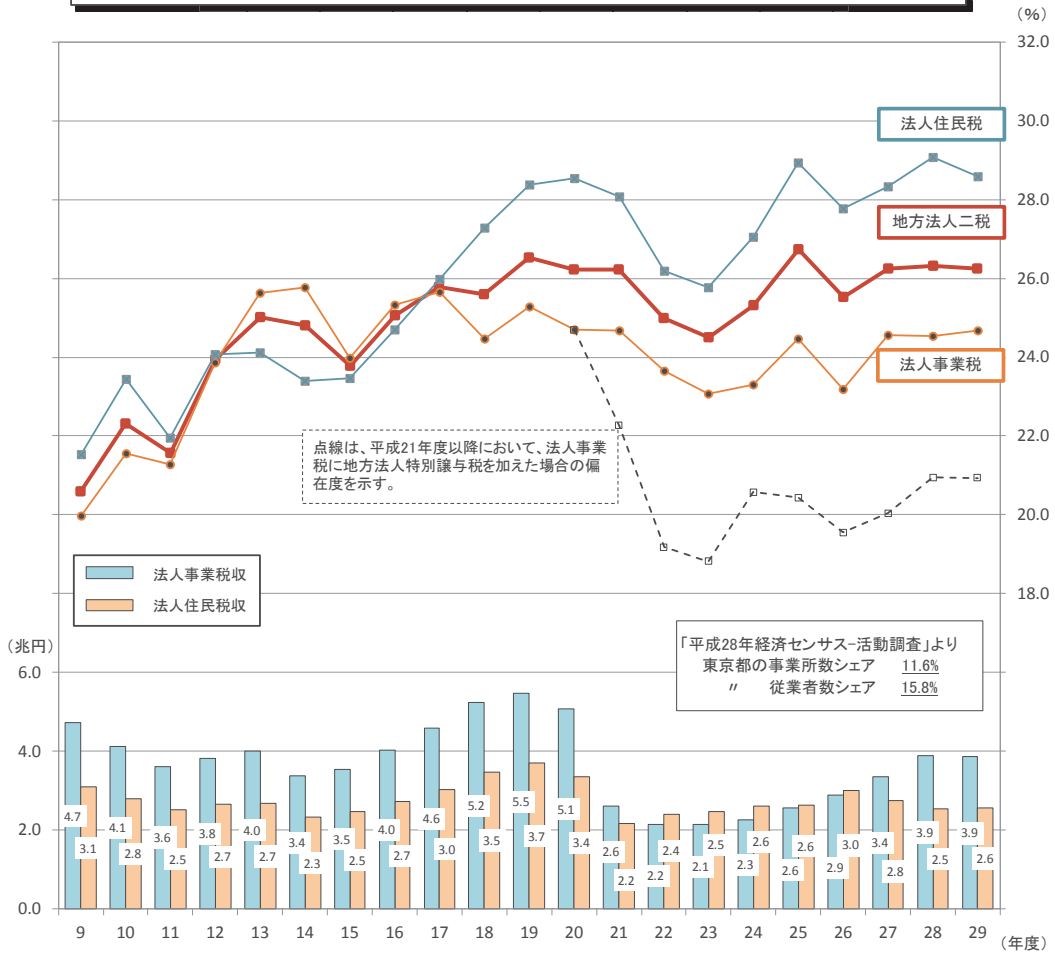
都道府県の人口1人当たり地方税・基金残高・地方債残高(H29決算速報)

○ 不交付団体では、地方税収や基金残高が交付団体に比べ大きく、一方で、地方債残高は交付団体の半分以下となっている状況。



(注) 1 「地方財政状況調査」により作成(平成29年度速報値)。
 2 地方税は、地方税(超過課税及び法定外税を除く)及び地方人特別譲与税の合計。
 3 東京都の地方税は、特別区において都税として徴収する市町村税相当額を除く。

地方法人課税における偏在度(東京都シェア)の推移



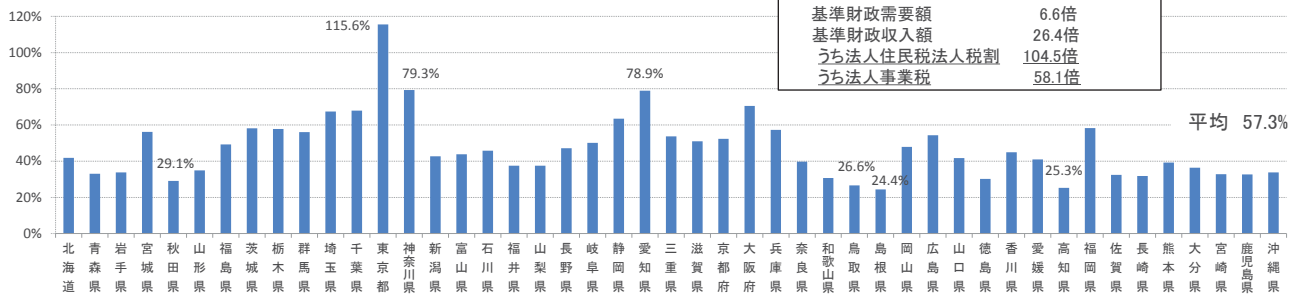
税源の偏在度の見方(第3回検討会 各県提出資料より)

※各県提出資料を一部加工して使用

標準財政規模(税、交付税など)/基準財政需要額 (長野県資料より)



基準財政収入額/基準財政需要額 (秋田県資料より)



地方法人二税(都道府県分)及びGDP(実質)の人口一人当たりの最大/最小の推移 (高知県資料より)

参考(地方法人特別税・譲与税による偏在是正措置なし)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
最大/最小(倍)	5.9	5.2	5.2	5.4	6.0	5.8	6.0	5.7

GDP(実質)の人口一人当たりの最大/最小

人口一人あたりのGDP(実質)の差は3.0倍にとどまる

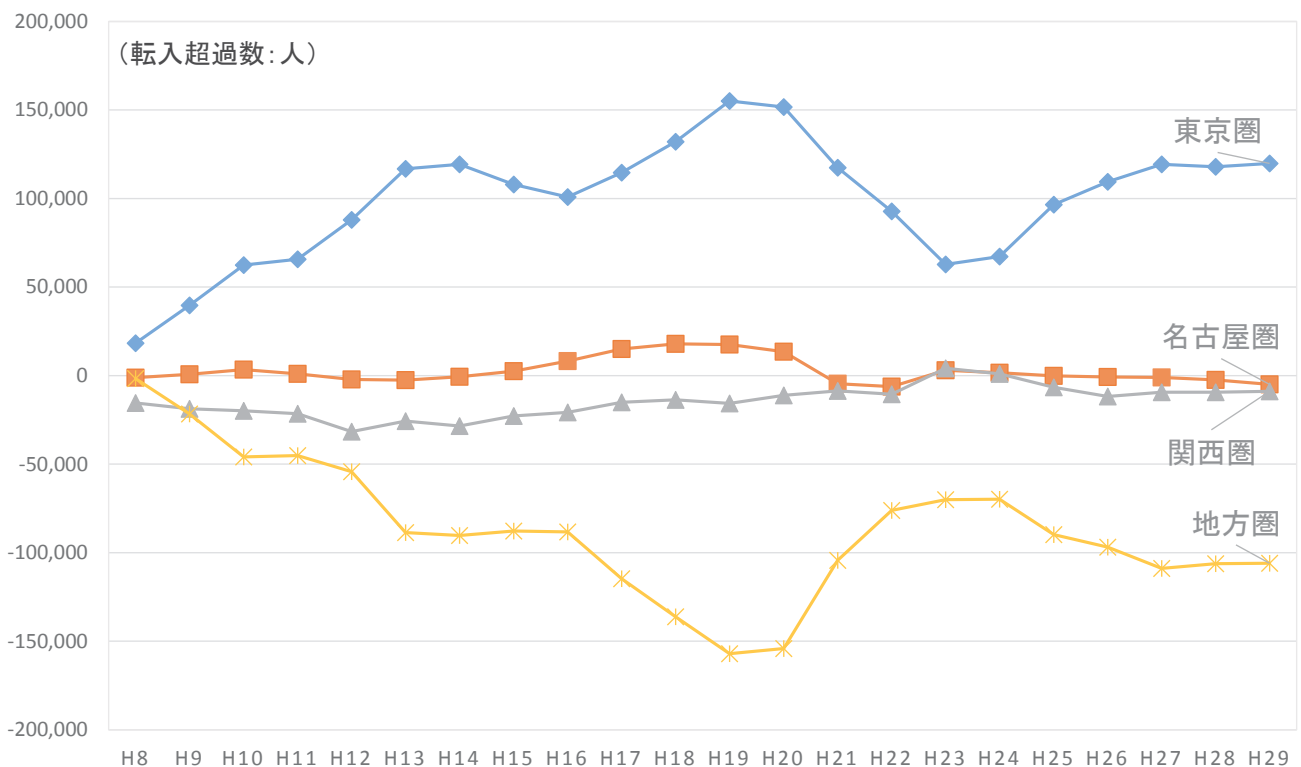
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
最大/最小(倍)	3.0	2.9	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

東京都の主張とこれに対する考え方

東京都の主な主張	左に対する考え方
① 「地方間の財政力格差の是正」を名目とした偏在是正措置により、巨額の財源を奪われてきた。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方税の充実確保と偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築は、車の両輪として常に考えていかなければならない課題。 ○ これまでの偏在是正措置は、あるべき地方税財政制度を目指す観点からの取組。 ※ なお、法人事業税の分割基準の見直し、ふるさと納税の導入、地方消費税の清算基準の見直しは、偏在是正を目的としない改正。
② 税源の偏在是正については、平成28年度税制改正で決着済み。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度税制改正の議論は、平成26年度決算を前提。 ○ それ以降も、地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大する「新たな状況」が発生。 ○ そのため、新たな措置の検討が必要。
③ 地方分権の観点からは、税源の偏在是正ではなく、地方税財源の充実をすべき。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税源の偏在がある以上、現状のまま地方税を充実すると、不交付団体の財源超過額がさらに大幅に増加し、地域間の財政力格差が拡大するため、そのことが地方税充実の阻害要因となる。 ○ 今後、地方税を充実させていくためにも、偏在性が小さい地方税体系の構築が必要。
④ 地方税の一部国税化は、受益と負担の関係を分断するものであり、地方分権に逆行。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方税において応益性の原則が重要であることは当然。一方で普遍性の原則、すなわち地域間格差是正の要請とのバランスを取っていくことも必要。
⑤ 税収の格差は地方交付税で調整済み。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方交付税の財源調整機能は、不交付団体の超過財源には及ばず、地方交付税制度のみで地域間の財政力格差を解消することは困難。 ○ 人口一人当たり一般財源（税＋交付税）の指標については、人口集積により行政効率が高まる点を考慮して評価する必要。
⑥ ・地方交付税の財源超過額は大都市特有の財政需要の実態をあらわしていない。 ・日本の成長のためにも、東京への積極的な投資が不可欠。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方交付税は標準的な財政需要を算定するものであり、個別の地方団体に特有の財政需要は算定されない。 ○ 地域の独自政策を展開するための財源として、いわゆる留保財源がある。 ○ 東京都は、財源超過額約1.2兆円があることに加え、毎年度1兆円を超える留保財源があり、十分対応可能。

経済社会構造の変化等

人口の転入超過数



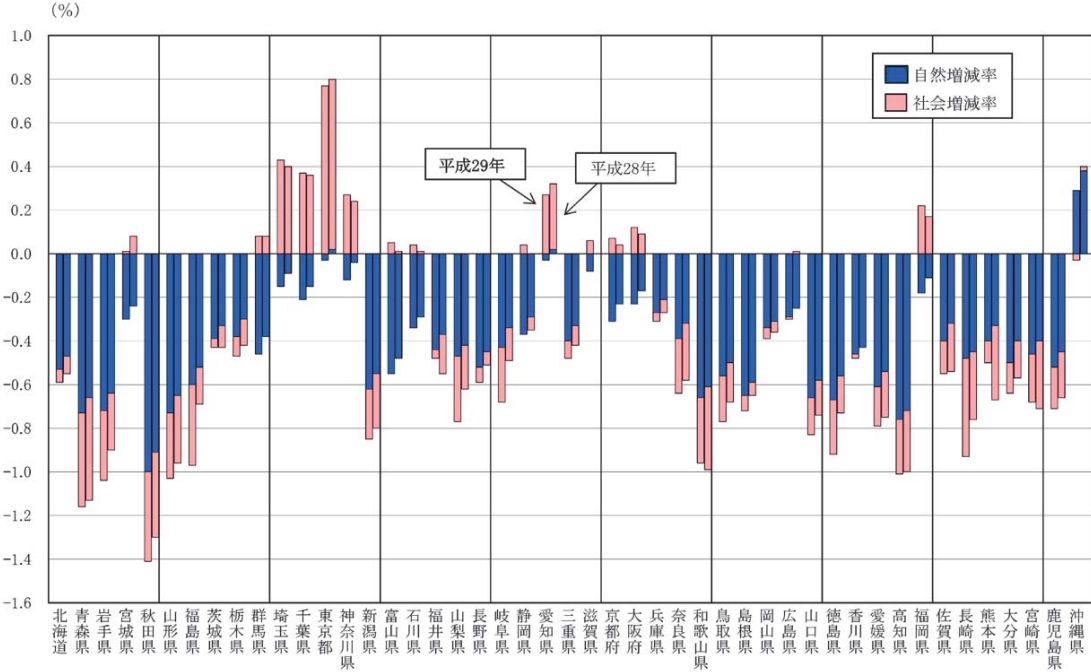
(出典)「住民基本台帳人口移動報告」(総務省)

東京圏: 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
名古屋圏: 愛知県、岐阜県、三重県
関西圏: 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県
地方圏: 上記以外の道県

近年の人口の推移（社会増減／自然増減）

- 人口が増加した7都県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、福岡県、沖縄県）のうち、沖縄県を除く6都県が社会増加。
- 東京圏の1都3県では人口増加率が高い状況。
- 人口が減少した40道府県のうち、32道府県が自然減少かつ社会減少。

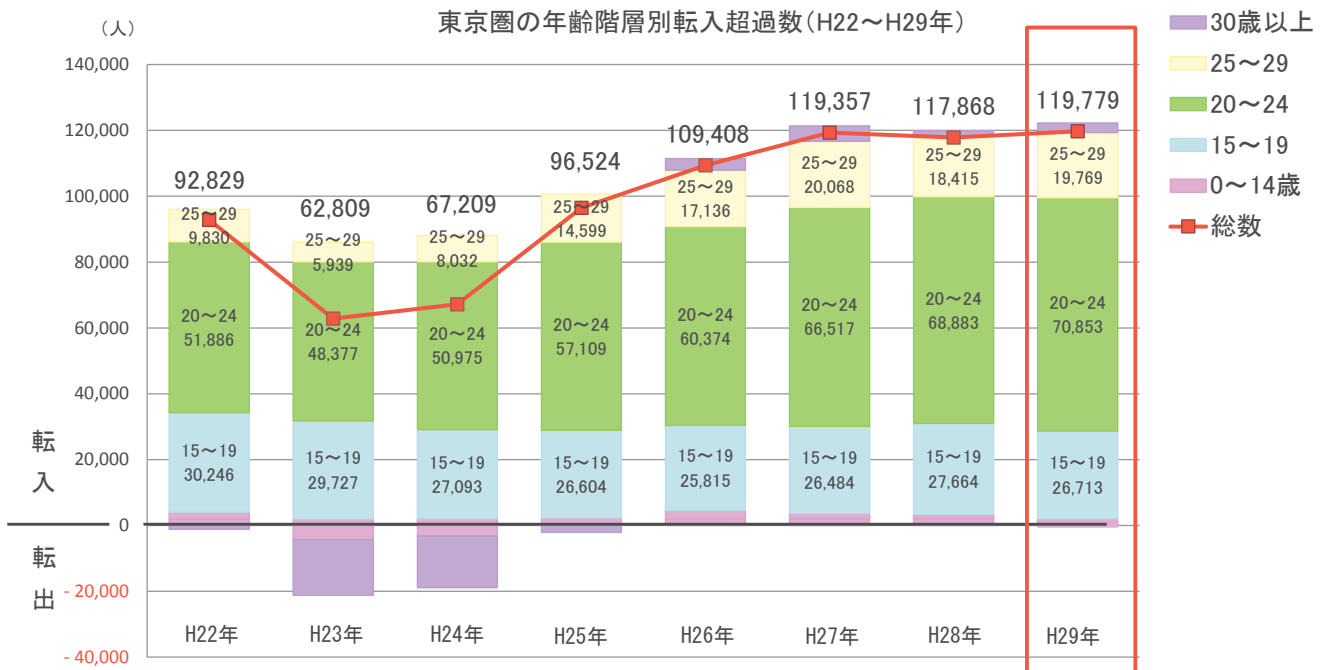
図7 都道府県別人口の増減要因（自然増減率及び社会増減率）



(出典)人口推計(総務省)

東京圏への転入超過

- 東京圏への転入超過数の大半は20～24歳、15～19歳が占めており、大卒後就職時、大学進学時の転入が要因として考えられる。

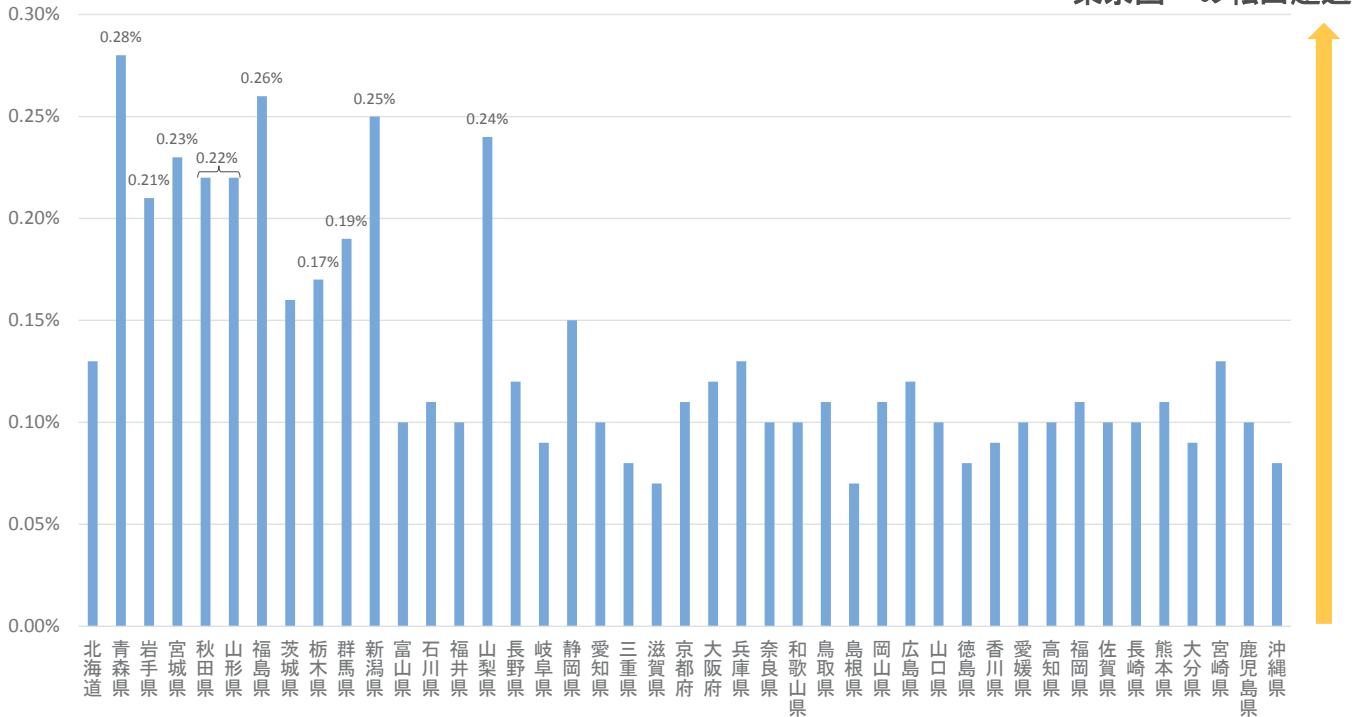


(出典)住民基本台帳人口移動報告(総務省)

道府県別 東京圏への転出超過の割合（転出超過数/道府県人口）（2017年）

○ 全国で東京圏に対して転出超過となっている状況にあり、東京圏への人口集中が進んでいる。

東京圏への転出超過



(出典) 転出超過数：住民基本台帳人口移動報告(2017年) (総務省)

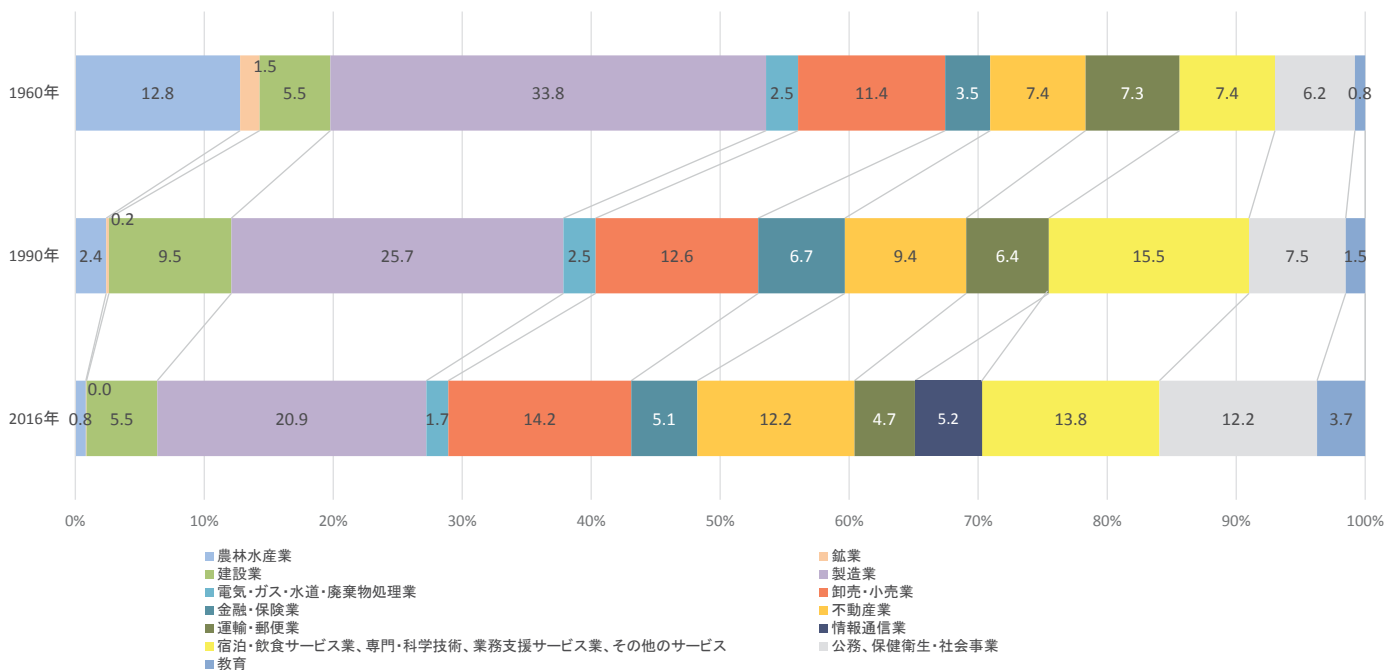
人口数値：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(2017年1月1日現在) (総務省)

国内総生産の産業別構成比の推移

平成25年11月27日
国土政策関連データ(過去50年間の推移等)(国交省)を元に作成

○ サービス産業化が進展するなど産業構造が大きく変化。

産業別構成比の推移(全国)



(出典) 内閣府「国民経済計算」より作成

(注) 1. 1960年は68SNA(昭和55年基準)、1990年は93SNA(平成12年基準)、2016年は2008SNA(平成23年基準)における暦年値

2. 基準の改定に伴い経済活動別分類の変更が行われている(特に2008SNAにおいてサービス業が細分化されている)

93SNA→2008SNA:「運輸・通信業」→「運輸・郵便業」、「情報通信業」 「卸売・小売業」→「卸売・小売業」、「宿泊・飲食サービス業」

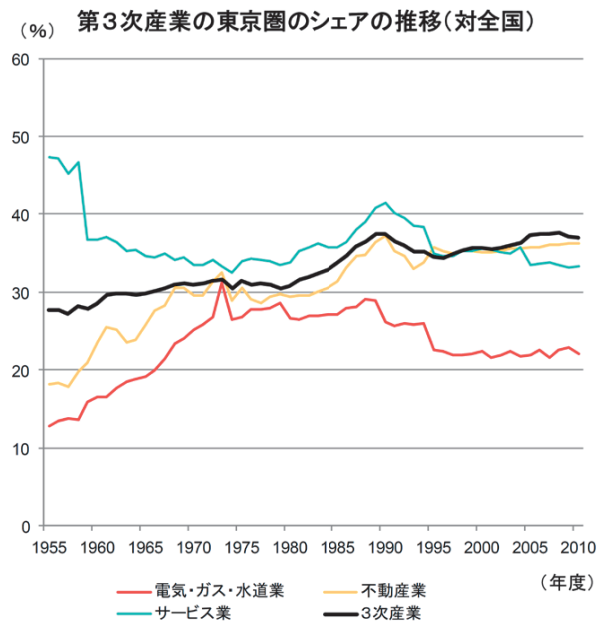
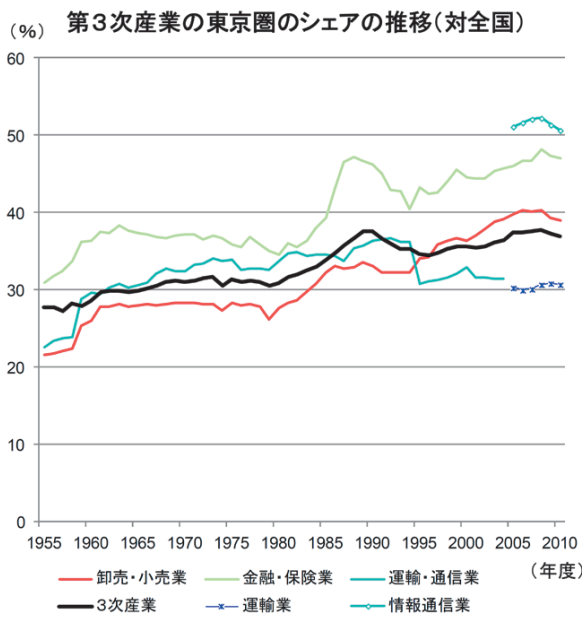
「サービス業」→「宿泊・飲食サービス業」、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「教育」、「保健衛生・社会事業」、「その他のサービス」等

従って単純な比較はできないものの、2008SNAのグラフ作成においては「宿泊・飲食サービス業」、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「その他のサービス」を一つのカテゴリとしている。(ただし、「教育」、「保健衛生・社会事業」は除く。)

3. 「不動産業」には、持ち家の帰属家賃が含まれている。

東京圏に集中する第3次産業

- 第3次産業における東京圏のシェアが高まっており、4割近くとなっている。
- その中でも、情報通信業、金融・保険業の集中が顕著である。



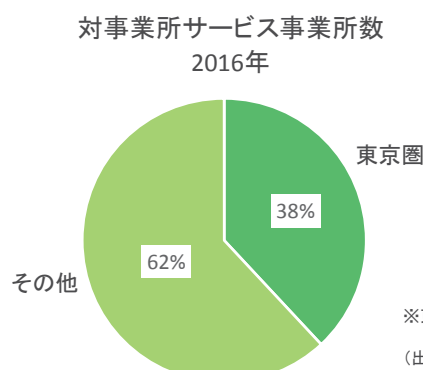
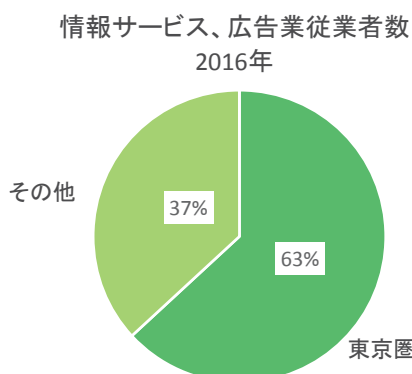
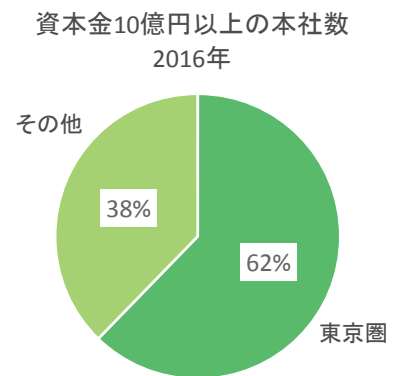
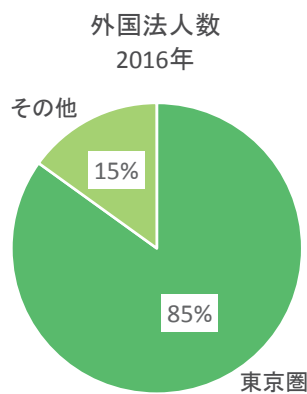
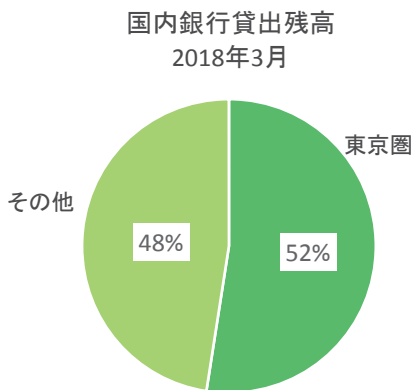
(備考)内閣府「県民経済計算」より作成。

(注) 1955～1974年は68SNA(昭和55年基準)、1975～94年は68SNA(平成2年基準)、1995～2000年は93SNA(平成7年基準)、2001～2010年は93SNA(平成17年基準)による暦年値を使用。

各種指標でみる東京圏への集中

平成25年11月27日
国土政策関連データ(過去50年間の推移等)
(国交省)を元に作成

- 国内銀行貸出残高や外国法人数等、いずれの指標においても東京圏のシェアは高い水準。



※東京圏: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

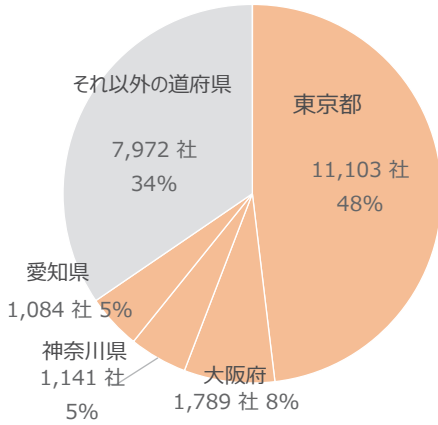
(出典) 日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」、
国税庁「国税庁統計年報書」、総務省「経済センサス」
より作成

企業の本店等の大都市への集中

○ 資本金1億円超の大法人は、大都市に本店等が集中している。

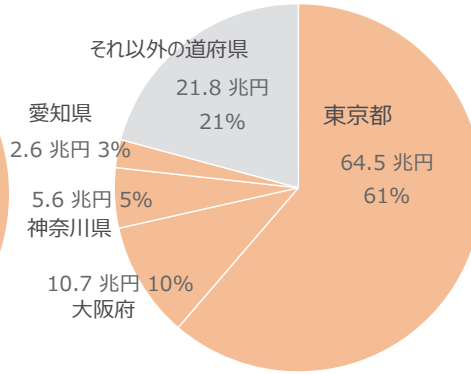
<大法人の本店所在の状況>

全体：約2.3万社



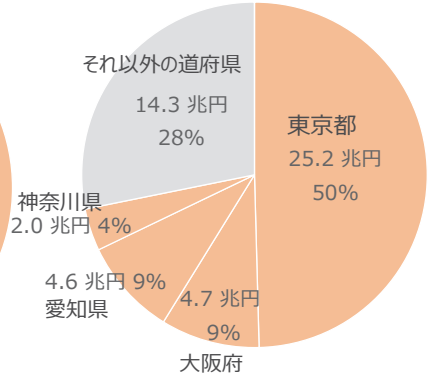
<資本金等の額の状況>

全体：約105兆円



<法人所得の状況>

全体：約51兆円



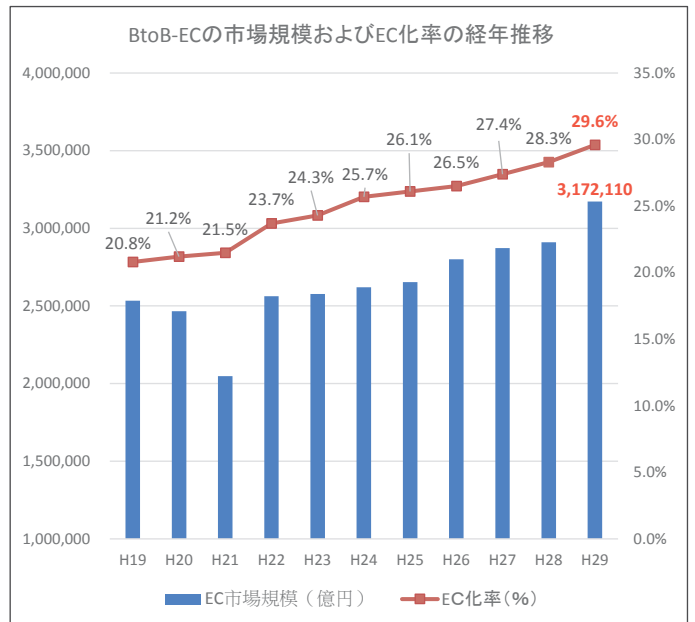
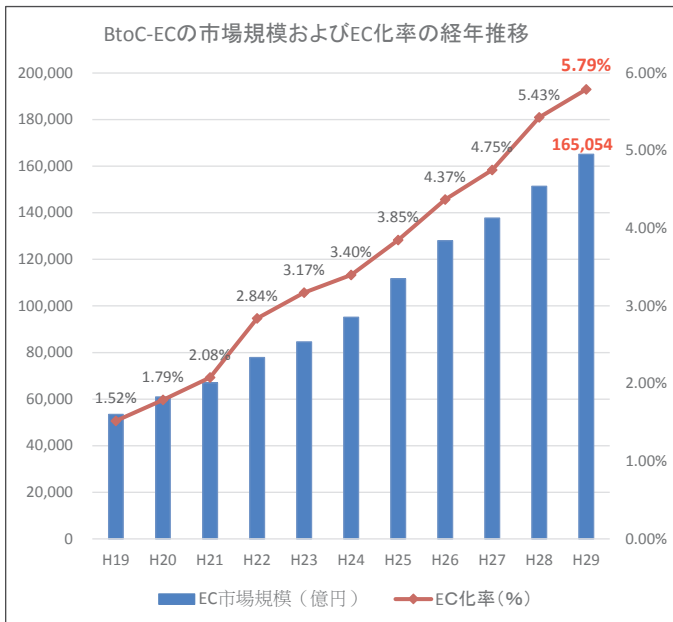
(出典)「平成28年度課税状況調」(総務省)

「資本金等の額」は資本割の課税標準額、「法人所得」は所得割の課税標準額による。

※ 上記は、東京都の本店所在法人のデータであり、実際の税収は、分割基準に基づき、支店や工場のある関係道府県に分割して納税される。

企業組織の変化①(店舗を必要としない事業形態の拡大)

- 電子商取引(BtoC-EC等)の進展により、店舗を必要としない事業形態が拡大。
- 事業自体は全国展開されていても、本社・本店所在地に法人所得が集中している可能性。



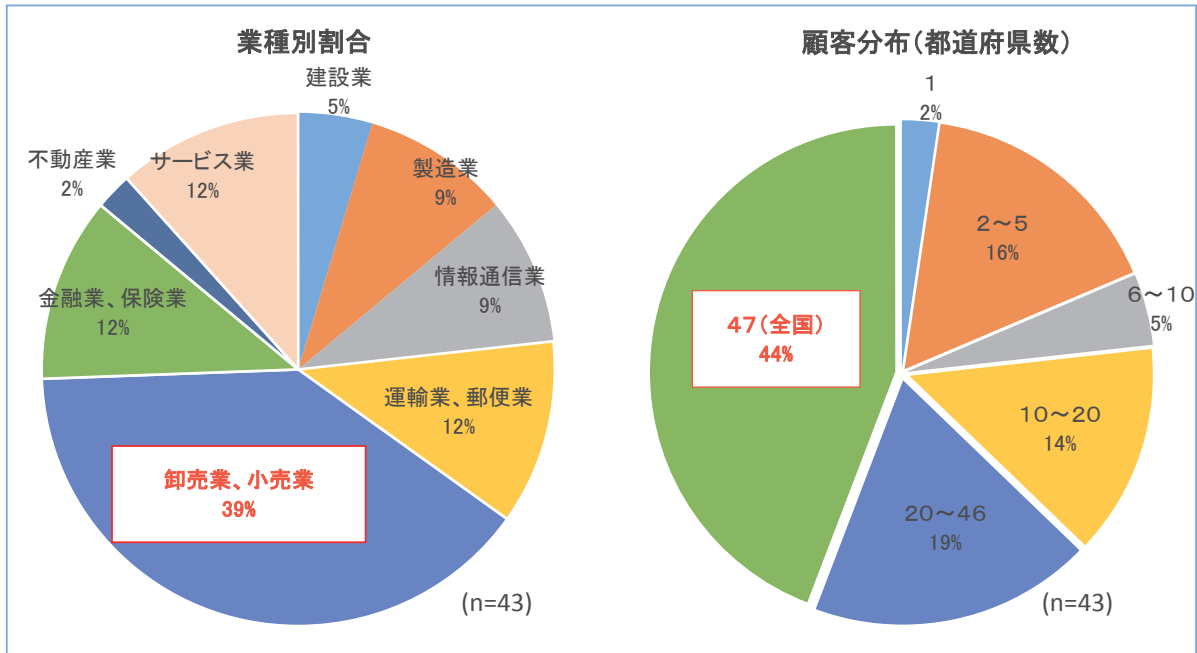
(出典)「電子商取引に関する市場調査」(経済産業省)をもとに作成

※ なお、「通信利用動向調査(総務省)」によると、世帯のインターネット普及率は、H19以降、90%前後で推移している。

電子商取引（BtoC）の状況

- 平成21年以降に電子商取引を開始した企業をみると、業種として「卸売業、小売業」が4割近くと最多。また、そうした企業のうち半数近くが、全国に顧客が分布すると回答。

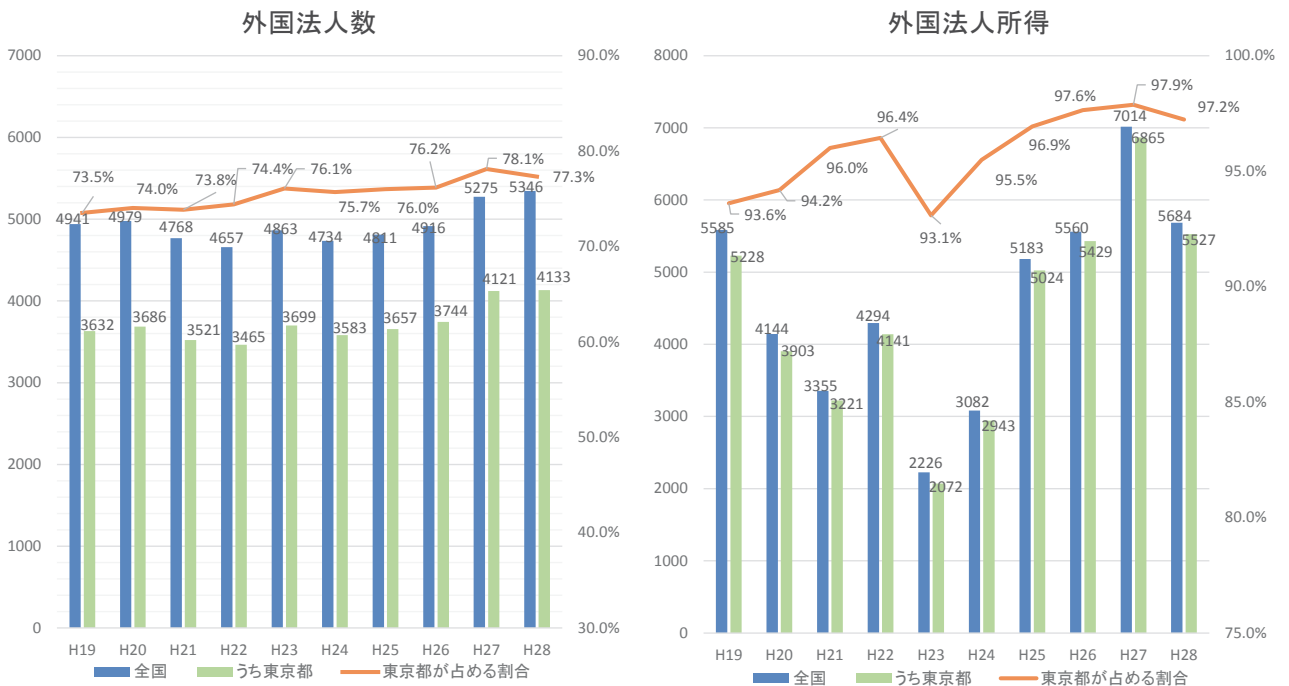
平成21年以降BtoCを開始した企業の内訳



(出典) 平成30年9月7日 第2回「地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する研究会」資料

外国法人数等の推移

- 外国法人についてみると、法人数で8割弱、法人所得ではほとんど(97%超)が東京都に集中している状況。



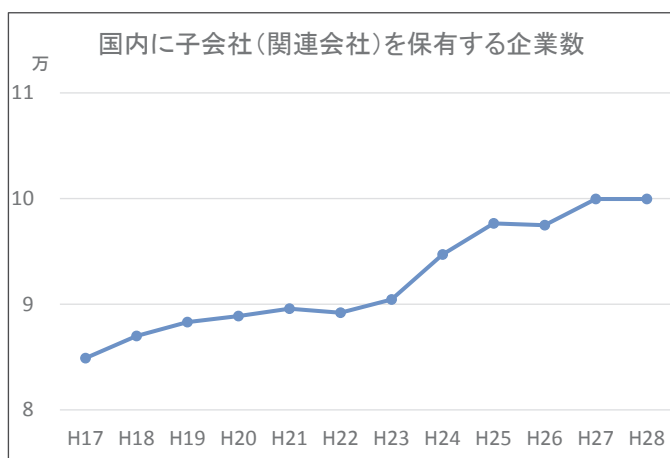
(出典) 統計年報(国税庁)

○ 大手外資系証券A社及び情報通信B社の事例

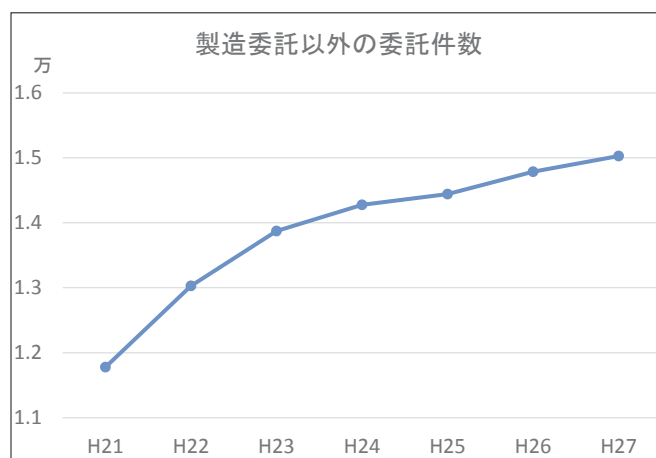
- ・ 全国で事業活動を展開しているが、事業所については、東京本社のみ。その結果、A社及びB社の地方法人二税は、本社所在地に集中。

企業組織の変化②（子会社化やアウトソーシング化等）

- 子会社を保有する企業数(分社化等)は増加、また、製造委託以外でもアウトソーシング化が進展。
- 上記のような企業組織の変化は、地方の工場・支店等における事業活動が企業本体から分化され、結果として、本社・本店所在地に法人所得が集中することにつながっている可能性。



(出典) 企業活動基本調査(経済産業省)



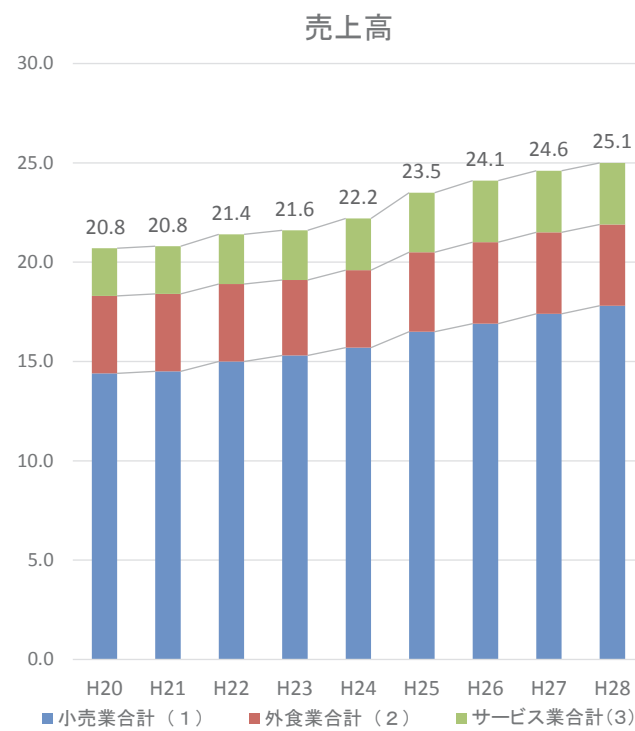
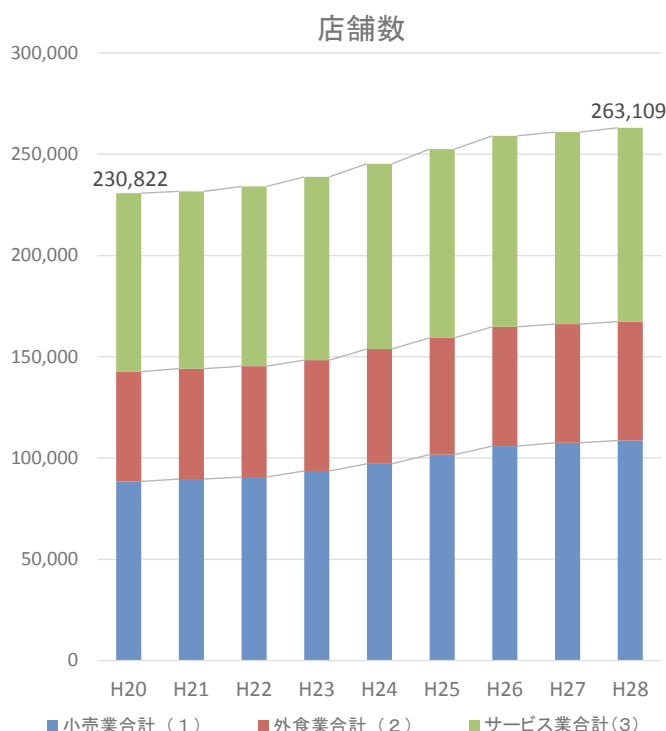
(出典) 企業活動基本調査(経済産業省)

○ 大手情報通信A社の事例

- ・ A社は、業務運営の効率化等によるサービスの更なる向上を目的として事業再編を行い、地域ブロック毎の支社を、地域子会社化。その結果、A社の地方法人二税は、本社所在地等に集中。

企業組織の変化③（フランチャイズチェーンの拡大）

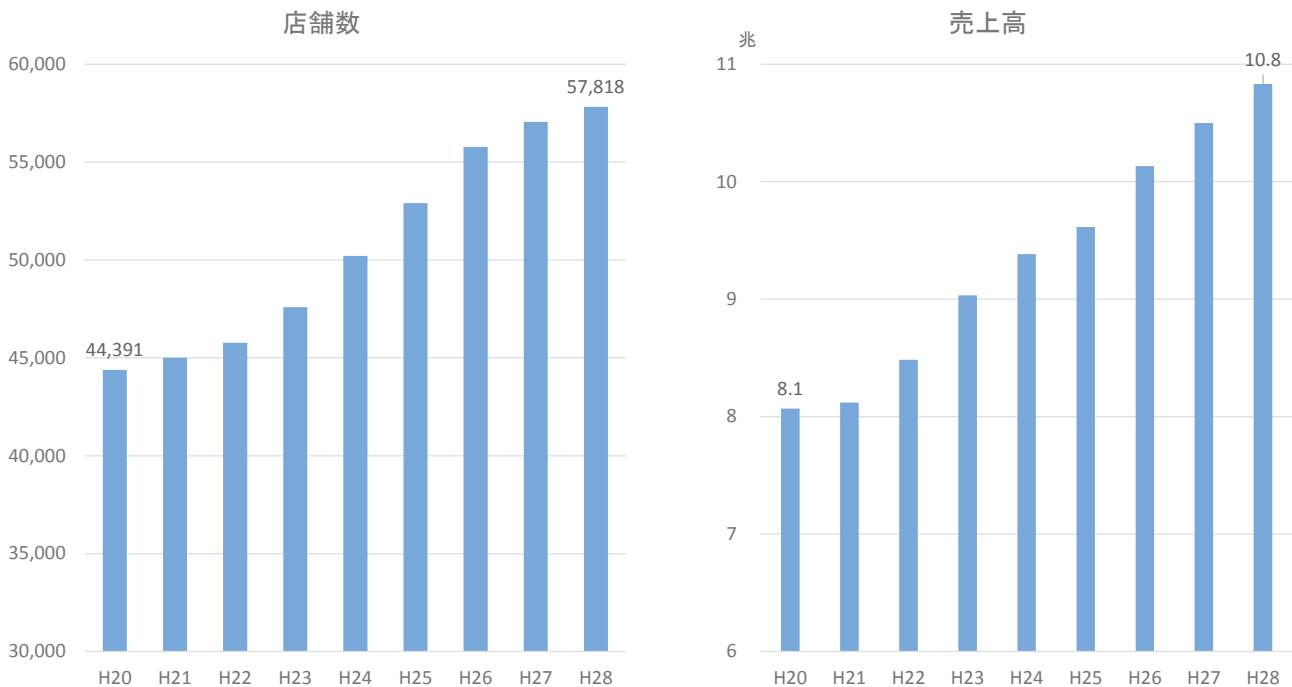
- 平成28年度のフランチャイズチェーン店舗数は、26万3,109店舗となり、平成21年度以来、8年連続の増加。
- フランチャイズチェーンによる売上高は、25兆974億円となり、平成22年度以来、7年連続の増加。



(出典) 「JFAフランチャイズチェーン統計調査」(一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会(JFA))

コンビニエンスストアの増加

- 平成28年度のコンビニエンスストアチェーン店舗数は、5万7,813店舗となり、平成21年度以来、8年連続の増加。
- コンビニエンスストアチェーンによる売上高は、10兆8,307億円となり、平成21年度以来、8年連続の増加。



(出典)「JFAフランチャイズチェーン統計調査」(一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会(JFA))

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン

(平成26年12月27日閣議決定)

Ⅲ. 目指すべき将来の方向

2. 地方創生がもたらす日本社会の姿(抄)

地方創生は、地方と東京圏を対立構造とみる「地方VS 東京圏」では決してない。東京圏への人口流入の問題は、地方にとどまるものではない。少子化の問題を見ても、若い世代がこのまま東京圏へ流入し続けるならば、子育て支援サービスの不足が続くおそれもあり、また過酷な通勤環境や厳しい住環境は、子育てと就労の両立の実現を程遠いものとするおそれがある。高齢化の問題も深刻である。東京圏の人口集中・過密化の是正は、こうした東京圏が抱える課題の解決にもつながるものである。東京圏の動向は日本全体の行く末に決定的な影響を与えるだけに、東京圏の人口集中の是正は国家的な課題であると言える。

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)

(平成28年12月22日閣議決定)

I. 基本的な考え方

2. 人口減少と地域経済縮小の克服

経済の好循環が地方において実現しなければ、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラル(悪循環の連鎖)に陥るリスクが高い。そして、このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰退し、競争力が弱まることは必至である。

地方団体の意見

○ 全国知事会会長「地方自治法施行七十周年記念式典決意表明」(抜粋) (平成29年11月20日)

もう一つは、地方公共団体は地方自治の歴史とその責務の重さを自覚し、全ての公共団体が連携、共同して共生社会を作り上げるべきという決意です。自治は、一人では為し得ません。多くの人が相手を思いやって支え合って初めて実現されるものです。ならば、地方公共団体も自治の担い手として、都市も地方も、大きな地方公共団体も小さな地方公共団体も支え合い連携を強めてこそ、真の地方自治が実現できると考えます。

○ 全国市長会「地方創生の推進・分権型社会の実現に関する決議」(抜粋) (平成29年11月16日)

我々都市自治体は、かねてより地域の実情に応じた少子化対策や地域活性化策を実施し、主体的に人口減少対策に取り組んできており、また、近年ではそれぞれの地方版総合戦略等に基づき、地方の創意工夫を活かした施策に鋭意取り組んでいるところである。

しかしながら、少子高齢化の進行や人口減少の傾向に大きな変化はなく、東京一極集中の流れは依然として歯止めがかからない状況であり、この流れを変えることが急務となっている。

地方創生への対応は、個々の自治体や一地方だけでは限界があり、国・都道府県・市町村等がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、相互に連携を図りながら、様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要である。

地方譲与税と地方交付税

地方譲与税の性格

『租税法』(金子宏著、平成29年発行 第22版)(抄)

第1編 租税法序説

第1章 租税の意義

第2節 租税の意義と種類

2 租税の種類

* 地方交付税と地方譲与税

地方譲与税は、それぞれの地方譲与税に関する法律の目的・経緯等に基づき、国税として徴収した租税を、客観的基準によって地方団体に譲与するもので、税の名称がつけられているが、本来の意味の租税ではない。現在は、地方揮発油譲与税・石油ガス譲与税・自動車重量譲与税・特別とん譲与税・航空機燃料譲与税、地方法人特別譲与税の6種がある。

「地方譲与税の譲与基準等に関する調査研究報告書」(平成7年3月 財団法人自治総合センター)(抄)

第一部 地方譲与税について

第一節 地方譲与税の性格、沿革、現状

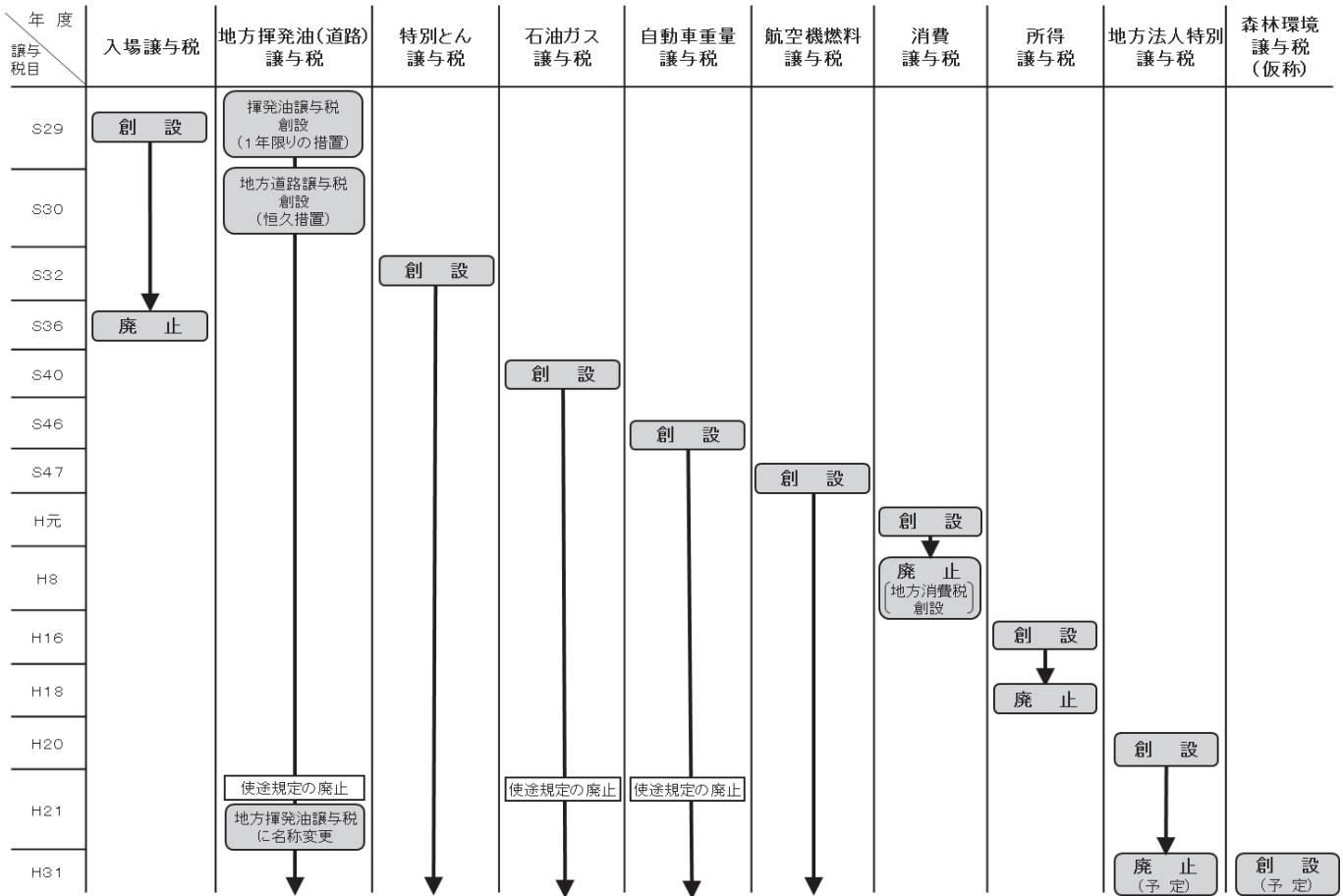
1 地方譲与税制度とは

地方譲与税制度は、本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを国が地方団体に対して譲与するシステムであり、現行制度としては、消費譲与税・地方道路譲与税・石油ガス譲与税・航空機燃料譲与税・自動車重量譲与税・特別とん譲与税の6種類があり、大別して次の二つのパターンに分けることができる。

その一は、純然たる課税技術上の理由のみによって、一旦国税として徴収し、徴収した税額をそのまま徴収地の地方団体に譲与するものである。つまり、その税源を徴収することは、納税者の便宜や徴収機構・徴税費の面からみてかえって非効率であるという理由から、このような制度とされたものである。このパターンに属するものは特別とん譲与税であり、国庫に帰属するとん税とあわせて特別とん税が課され、特別とん税の部分は全額関係地方団体に譲与される。

その二は、賦課徴収の便宜のほか、対象となっている税源の本来的性格やその地域的偏在性等にかんがみ、一旦国税として徴収したうえで、別の基準で地方団体に譲与するものである。つまり課税技術上の理由とあわせて、地方団体間の合理的な税源配分や財源調整を図る必要性に基づいて設けられたものである。地方譲与税としてはこのパターンがむしろ典型的であり、特別とん譲与税以外の地方譲与税はすべてこのパターンに属するが、この種の地方譲与税には、他の国税とともに徴収して譲与されるものと、同一の国税の中から地方分として譲与されるものがある。地方道路譲与税は前者であり、消費譲与税・石油ガス譲与税・航空機燃料譲与税・自動車重量譲与税は後者である。

地方譲与税の沿革



地方譲与税の概要

譲与税目	地方揮発油譲与税 (平成20年度までは地方道路譲与税)	特別とん譲与税	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税
創設	昭和30年度 <small>昭和29年度に1年限りの措置として 揮発油譲与税が創設</small>	昭和32年度	昭和40年度	昭和46年度
趣旨・目的	<p><地方道路譲与税(道路特定財源であった時期)> 都道府県及び市町村(特別区を含む)の道路に関する費用に充てるための財源の確保</p> <p><地方揮発油譲与税(使途規定の廃止後)> 道路等の行政サービスの供給にかかる財源の確保</p>	外航船舶に対する固定資産税見合いの財源の確保(固定資産税が課される内国船との税負担の均衡)	<p><道路特定財源であった時期> 都道府県及び指定市の道路に関する費用に充てるための財源の確保</p> <p><使途規定の廃止後> 道路等の行政サービスの供給にかかる財源の確保</p>	<p><道路特定財源であった時期> 市町村の道路に関する費用に充てるための財源の確保</p> <p><使途規定の廃止後> 道路等の行政サービスの供給にかかる財源の確保</p>
税収(譲与総額)	地方揮発油税収入額の 全額	特別とん税収入額の 全額	石油ガス税収入額の 1/2	自動車重量税収入額の 1/3 (当分の間407/1000)
課税標準及び税率等	製造場からの移出又は保税地域からの揮発油引取数量 揮発油に係る税 53,800円/kg 揮発油税 48,600円/kg 地方揮発油税 5,200円/kg	開港へ入港する外国貿易船の純トン数 入港ごとに納付する場合 20円/トン 開港ごとに1年分一時納付する場合 60円/トン	石油ガス充てん場からの移出又は保税地域からの引取重量 17.50円/kg	自動車検査証を受ける車、車両番号の指定を受ける軽自動車 (例)乗用自動車自家用 (3年) 12,300円/自重0.5%
譲与団体	都道府県・市町村(特別区を含む)	開港所在市町村(都を含む)	都道府県・指定市	市町村(特別区を含む)
譲与基準等	都道府県道等の延長 都道府県道等の面積 <補正あり> (譲与制限制度あり)	開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額	都道府県道等の延長 都道府県道等の面積 <補正あり>	市町村道の延長 市町村道の面積 <補正あり>
使途	条件・制限無し (平成20年度までは道路に関する費用)	条件・制限無し	条件・制限無し (平成20年度までは道路に関する費用)	条件・制限無し (平成20年度までは道路に関する費用)
徴収主体	国	国	国	国
交付税・譲与税特会への収入の流れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ
平成29年度譲与実績額	2,584億円	124億円	84億円	2,660億円
平成30年度地財計画額	2,514億円	125億円	80億円	2,675億円

譲与税目	航空機燃料譲与税	地方法人特別譲与税	森林環境譲与税(仮称)
創設	昭和47年度	平成20年度	平成31年度(予定)
趣旨・目的	航空機の騒音により生ずる障害の防止、空港及びその周辺の整備等空港対策に関する財源の確保	税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、偏在是正を実施	森林整備等に必要な地方財源の安定的な確保
税収(譲与総額)	航空機燃料税収入額の 2/13(平成31年度まで2/9)	地方法人特別税収入額の 全額	森林環境税(仮称)収入額の 全額 (一部は、借入金への償還金及び利率の支払等に充当)
課税標準及び税率等	航空機に積み込まれた航空機燃料の数量 26,000円/kℓ (平成23～31年度の間、26,000円/kℓ→18,000円/kℓ)	基準法人所得割額 付加価値割額・資本割額及び所得割額によって課税される法人 税率 41.2% 所得割額によって課税される法人 税率 43.2% 基準法人収入割額 収入割額によって課税される法人 税率 43.2%	国内に住所を有する個人 年額1,000円/人 (平成36年度から課税開始)
譲与団体	空港関係都道府県・空港関係市町村 (特別区を含む)	都道府県	都道府県・市町村(特別区を含む)
譲与基準等	着陸料収入額、騒音世帯数 <補正あり>	人口、従業者数 (譲与加算制度あり)	私有林人工林面積、林業従業者数、人口 <補正あり>
使途	騒音による障害防止・空港対策等に関する費用	条件・制限無し	森林整備及びその促進に関する費用 市町村の支援等に関する費用
徴収主体	国	都道府県	市町村(特別区を含む)
交付税・譲与税特会への収入の流れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	地方団体から交付税・譲与税特会へ払込み	地方団体から交付税・譲与税特会へ払込み
平成29年度譲与実績	149億円	18,452億円	約600億円 (平成45年度以降平年度ベース)
平成30年度地財計画額	149億円	20,211億円	—

過去に存在していた地方譲与税の概要

譲与税目	入場譲与税	消費譲与税	所得譲与税
時期	昭和29年度～昭和36年度	平成元年度～平成8年度	平成16年度～平成18年度
趣旨・目的	不交付団体に収入の多い入場税について、その収入の偏在の調整、貧弱県の財源の強化	地方団体の財源の安定的な確保 消費税と地方の個別間接税との調整に伴う減収額の補てん	個人の所得課税に係る国から地方団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置
税収(譲与総額)	入場税収入額の全額 (昭和29・30年度は9/10)	消費税収入額の1/5に相当する額	所得税収入額のうち 所得譲与税法に定められた額
課税標準及び税率等	入場料金 例)第一種の場所(映画館等)への入場であって、入場料金が一人一回について70円以下であるとき 入場料金の10/100)	国内取引：課税資産の譲渡等の対価の額 輸入取引：輸入の際の引取価格 3%	総所得金額、退職所得金額 及び山林所得金額 10%～37% (平成18年度分)
譲与団体	都道府県	都道府県・市町村(特別区を含む)	都道府県・市町村(特別区を含む)
譲与基準等	人口 (譲与制限制度あり)	人口、従業者数 <補正あり>	平成16年度、17年度 ・人口 平成18年度 ・税源移譲見込額、 ・前年度の税源移譲予定特例交付金額、 ・人口
使途	条件・制限無し	条件・制限無し	条件・制限無し
徴収主体	国	国	国
交付税・譲与税特会への収入の流れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ
譲与額	昭和36年度 195億円	平成8年度 14,133億円	平成16年度 4,249億円 平成17年度 11,159億円 平成18年度 30,094億円

入場譲与税の概要

1 趣旨・目的	不交付団体に収入の多い入場税について、その収入の偏在の調整、貧弱県の財源の強化
2 時期	昭和29年度～昭和36年度
3 譲与総額	入場税収入額の全額(昭和29・30年度は9/10)
4 譲与団体	都道府県
5 譲与基準	人口 (注) 地方交付税の財源超過団体は、入場譲与税の譲与額の一定割合(前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2(昭和32年度は100分の26、昭和33～36年度は100分の24))を制限する制度あり。
6 用途	条件・制限無し
7 譲与時期	7・10・1・3月
8 譲与額	195億円(昭和36年度実績)

(参考) 入場税の概要

1 課税範囲	映画館、競馬場等への入場
2 納税義務者	興行場等の経営者又は主催者
3 課税標準	入場料金
4 税率	入場場所及び入場料金により異なる (例：第一種の場所(映画館等)への入場であって、入場料金が一人一回について70円以下であるとき 入場料金の10/100)
5 税収	190億円(昭和36年度決算額)

消費譲与税の概要

1 趣旨・目的	地方団体の財源の安定的な確保 消費税と地方の個別間接税との調整に伴う減収額の補てん
2 時期	平成元年度～平成8年度
3 譲与総額	消費税収入額の1/5に相当する額
4 譲与団体	全都道府県及び全市町村(特別区含む)
5 譲与基準	都道府県：譲与額の6/11 人口 1/4 従業者数 3/4 市町村(特別区含む)：譲与額の5/11 人口 1/2 従業者数 1/2 (注) 都道府県分の譲与基準のうち従業者数について、消費の態様等による補正あり。
6 用途	条件・制限無し
7 譲与時期	7・10・1・3月
8 譲与額	14,133億円(平成8年度実績)

(参考) 消費税の概要(当時)

1 課税の対象	国内取引：国内において事業者が行う資産の譲渡等 輸入取引：輸入貨物
2 納税義務者	国内取引：事業者 輸入取引：輸入者
3 課税標準	国内取引：課税資産の譲渡等の対価の額 輸入取引：輸入の際の引取価格
4 税率	3%
5 税収	75,709億円(平成8年度決算額)

地方法人特別税・譲与税の概要

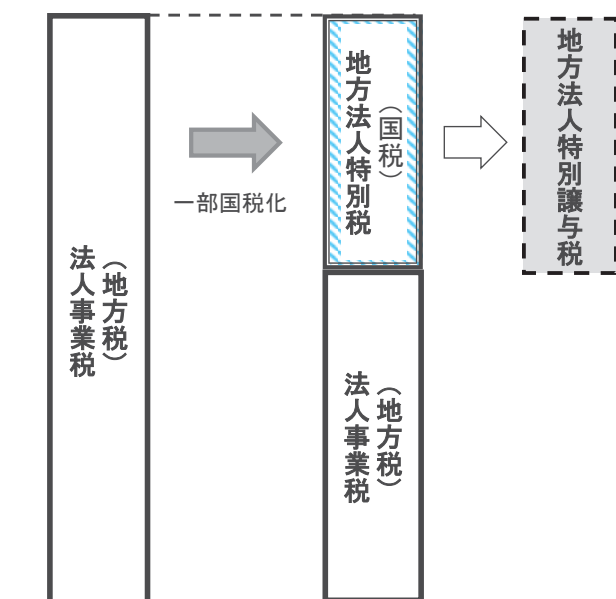
○地方法人特別税

趣旨・目的	税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、偏在是正を実施
課税主体	国 ※都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収(法定受託事務)
納税義務者	法人(法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者)
課税客体	法人の基準法人所得割額及び基準法人収入割額
課税方式	申告納付 法人事業税の申告の例により、法人事業税の申告と併せて申告納付。 都道府県は、地方法人特別税として納付された額を国に払い込む。
課税標準及び税率	外形標準課税対象法人 : 基準法人所得割額(法人事業税所得割の額)、414.2% 外形標準課税対象外法人: 基準法人所得割額、43.2% 収入金額課税対象法人 : 基準法人収入割額(法人事業税収入割の額)、43.2%

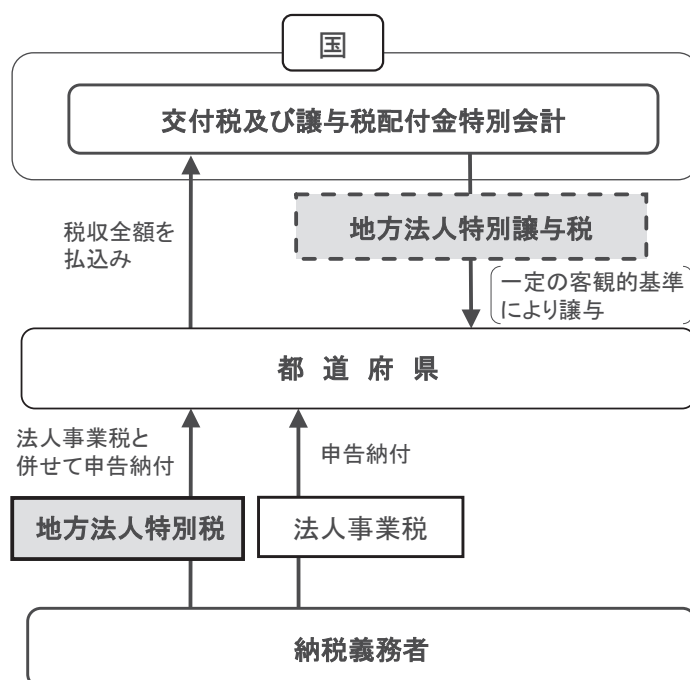
○地方法人特別譲与税

譲与総額	地方法人特別税収入額の全額
譲与団体	都道府県
譲与基準	1/2: 直近の国勢調査における人口 1/2: 直近の経済センサス基礎調査における従業者数
用途	条件・制限無し
譲与時期	5・8・11・2月

<地方法人課税の譲与税化>



<申告納付・払込み・譲与の流れ>



譲与税の地方の実質的税源としての位置付け

衆議院総務委員会 平成20年2月22日 増田総務大臣答弁

まず、今回の地方法人特別税でございますが、形式上は、形の上では国税という形をとっております。

問題は、なぜこういう形で偏在是正をしなければいけないのかということにかかっておりまして、応益性というのが地方税の大原則であるわけでございまして、それぞれから取る税で何かサービスを提供する、この関係ですね、応益性という関係があるわけでございますが、その関係をずっと突き詰めていきますと、どうしても税の偏在というものがますます大きく広がっていくような形になっていく。したがって、形式上は国税という形で、まさに言葉としては再配分をするような形をとらせていただきましたけれども。

しかし、これは、大きく考えますと、地方税の偏在是正をするために新たに作った税であるということ、そういう税の創設目的と、それから、徴収のやり方も、現実に地方税である都道府県の法人事業税と賦課徴収する形で、一体としてこういうふうに納めていただくということからして、実質的に我々は地方の税源そのものであるというふうに考えております。

『改正地方税制詳解』（平成20年 財団法人地方財務協会）

また、地方法人特別税は、国が課税権を有するため、地方税ではなく国税である。しかし、都道府県税である法人事業税の一部を分離し創設される税であること、地方税収の偏在を是正するため税収を都道府県に一定の基準で還元する目的で創設される税であること、都道府県が引き続き法人事業税と併せて賦課徴収する税であること、これに伴い、新たな法律案では国税に適用される国税通則法を適用しないことにしている他、国税徴収法の適用に当たっては地方税とみなすなどとしていることから、実質的に地方の税源と考えられるものである。

森林環境税・譲与税(仮称)(案)

1. 森林環境税(仮称)の創設 [平成36年度から課税] 2. 森林環境譲与税(仮称)の創設 [平成31年度から譲与]

納税義務者等: 国内に住所を有する個人に対して
課する国税

税 率: 1,000円(年額)

賦 課 徴 収: 市町村が個人住民税と併せて

賦課徴収

国への払込み: 都道府県を経由して全額を国の

譲与税特別会計に払込み

そ の 他: 個人住民税に準じて非課税の範囲、

減免、納付・納入、罰則等に関して
所要の措置

譲 与 総 額: 森林環境税(仮称)の収入額(全額)に相当する額

譲 与 団 体: 市町村 及び 都道府県

使 途:

(市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や
普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

(都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲 与 基 準:

(市町村) 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、
林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分

※私有林人工林面積については、林野率により補正

(都道府県) 総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使 途 の 公 表: インターネットの利用等の方法により公表

3. 制度創設時の経過措置

- 平成35年度までの間における譲与財源は、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。
- 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

地方財政審議会における地方譲与税に関する整理(平成25年、29年)

地方財政審議会「地方法人課税のあり方等に関する検討会」報告書(平成25年11月)(抄)

4 税制における是正策と地方法人課税のあり方

(1) 地方税・地方譲与税及び地方交付税それぞれの役割分担

地方譲与税は、その経緯や課税技術上の理由、賦課徴収の便宜等から、本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを国が地方団体に対して譲与するシステムである。

地方財政審議会「森林吸収源対策税制に関する検討会」報告書(平成29年11月)(抄)

3. 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計

(1) 基本的な枠組み

(国税としての課税と地方譲与税の仕組み)

国税として得られた税収を地方団体に帰属させる手法としては、理論上、国庫補助金や地方交付税の仕組みを活用することもあり得るが、地方財源としての性格を明確にしつつ、地方団体が、事業実施箇所の選定や実施手法等について現場でのニーズに応じて裁量を持てるようにすること、また、確実に森林整備等の財源に充てるために使途を定めることのできる仕組みとして、既存の地方譲与税(注)の制度を活用することが適当であると考えられる。

なお、地方譲与税は、客観的な指標によって譲与額の算定が行われるため、予見可能性が高く、地方団体が中長期的に計画的な事業に取り組みやすく、森林整備等に必要人材の安定的な雇用等にもつながりやすいという利点も有する仕組みである。

(注) 本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを国が地方団体に対して、客観的基準により、譲与するもの。平成29年度現在、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、特別とん譲与税、地方法人特別譲与税がある。

(2) 森林環境税(仮称)の制度設計

(譲与税特別会計への払込み)

市町村が賦課徴収した森林環境税(仮称)は、地方の固有財源であることを明確にするため、その全額を、一般会計を經由せずに譲与税特別会計に払い込むことが適当である。他の地方譲与税についても、その原資となる国税の収入については、いずれも一般会計を經由せずに譲与税特別会計に払い込まれており、これと同様の取扱いをするものである。なお、森林環境税(仮称)として市町村に納付された額を譲与税特別会計に払い込むに当たっては、国・地方を通じた事務負担を考えると、市町村が一旦都道府県に払い込んだ上で、都道府県が国の譲与税特別会計に払い込むことが合理的であると考えられる。

地方法人税(法人住民税法人税割の交付税原資化)の概要

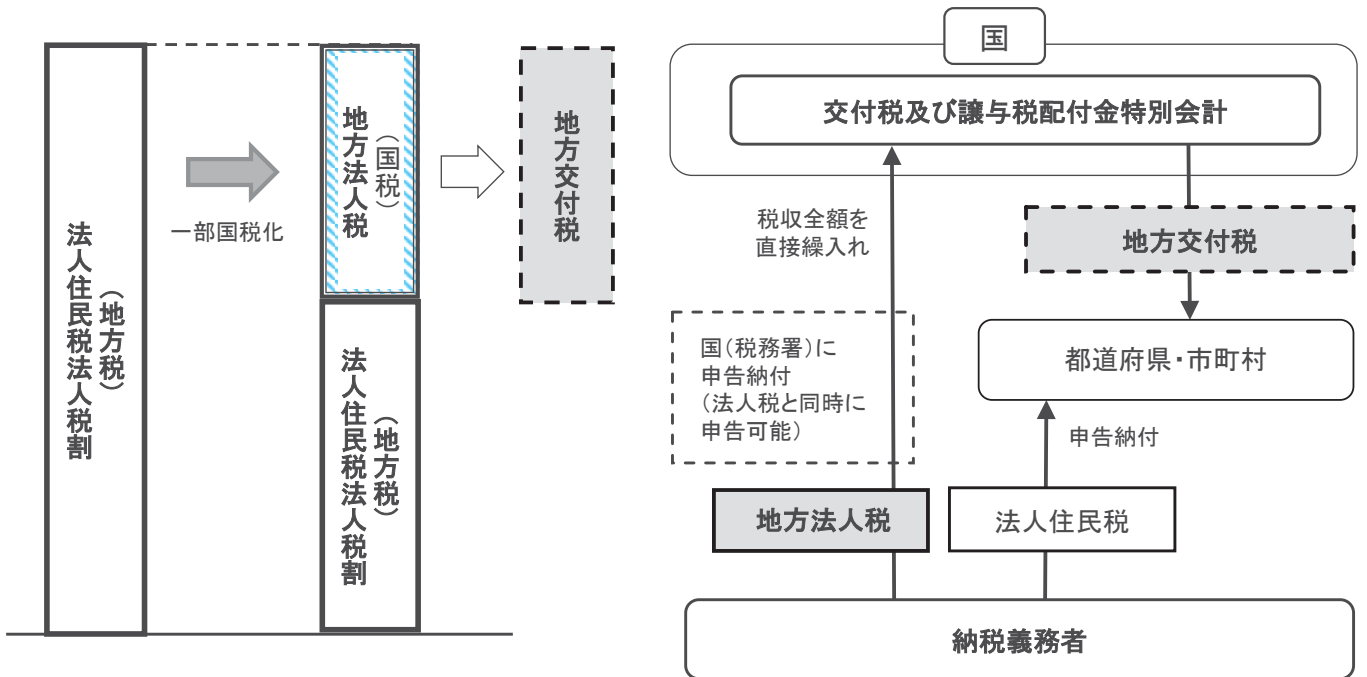
○地方法人税

趣旨・目的	地方交付税の財源を確保するため
課税主体	国
納税義務者	法人(法人税の納税義務者)
課税対象	基準法人税額(法人税の確定申告書を提出すべき法人の各事業年度の所得に対する法人税の額等)
課税方式	申告納付
課税標準及び税率	課税標準法人税額(基準法人税額)、4.4%

- 法人住民税法人税割の交付税原資化では、新たに創設した地方法人税について、課税ベースを法人税に合わせることにより、納税者は法人税と同時に申告納付し、国が賦課徴収する仕組み。

＜地方法人課税の交付税原資化＞

＜申告納付、交付等の流れ＞



地方法人税(交付税原資化)の位置付け(地方の税財源としての性格)

衆議院予算委員会第二分科会 平成26年2月26日 新藤総務大臣答弁

今回の税制改正は、税制抜本改革法の規定を踏まえて、地方消費税の充実によって地域間の財政力格差の縮小を図る、地域間の財政力格差が拡大してはならない、こういう観点から、偏在性の大きい法人住民税の法人税割の一部を地方法人税として国税化をする、国税化はしますが、その税込額は地方交付税の原資に繰り入れる、全額地方のために使う、こういうふうになっているわけであります。

法人住民税の国税化は、地方消費税の税率引き上げにより地方の税財源が拡大する中で行うものでありますから、そして、国税化された税込額は地方の固有財源として交付税に使われるわけでありますから、逆に、地方の貴重な税財源の充実になっていく。それは、財政力の弱い自治体にとっては財政運営の自主性と自律性が高まるという意味においては、その部分においての地方分権というのは逆に自律性が高まるんだ、このように私は理解をしております。

地方財政審議会「地方法人課税のあり方等に関する検討会」報告書(平成25年11月)(抄)

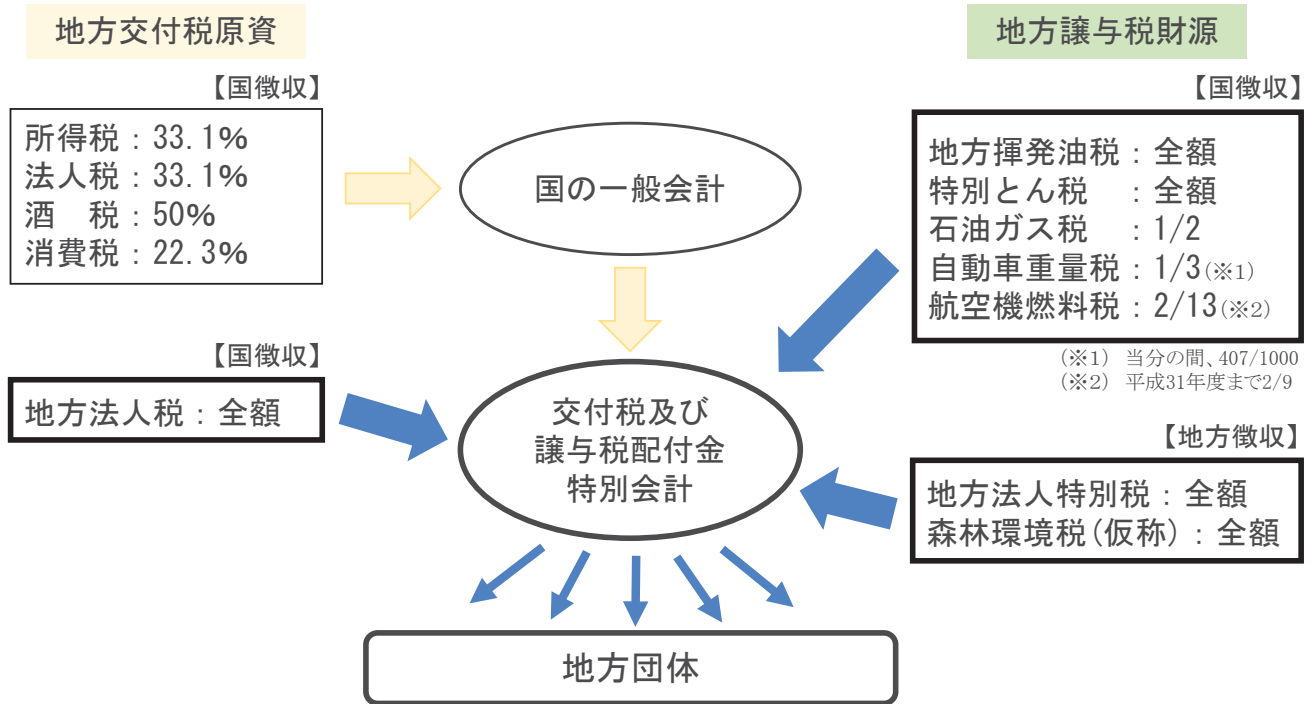
5 税制抜本改革法に基づく地方法人課税のあり方等に関する抜本的な見直しについて

(4) 具体的な対応策
(略)

したがって、当検討会としては、税制抜本改革法第7条第5号ロの規定(「税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する」)に基づき、関係者の理解が得られる範囲内で、地方消費税の税率引き上げに併せて、都道府県及び市町村の法人住民税法人税割の一部について交付税原資化を図ることを検討すべきであると考えます。(略)

この場合、法人住民税法人税割の一部は国税化することとなるが、地方固有の財源である地方交付税の原資に国税化された額の全額を繰り入れることにより、地方団体の貴重な税財源であるという性格が失われることはないことに留意する必要がある。(略)

交付税及び譲与税配付金特別会計への直接の払込みについて



平成30年3月2日 参議院予算委員会 野田総務大臣答弁 (抄)

地方税の充実と併せて、補完的に偏在を是正する観点から、地方譲与税や地方交付税の原資とするために地方法人特別税や地方法人税を国税とする仕組みを取り入れてきたところですが、この仕組みにおいては、税金は交付税及び譲与税配付金特別会計に直入して、そして全額を譲与、交付することで地方の固有の財源であることを明確にしているところです。

(参考)

その他の地方譲与税の概要

地方揮発油譲与税の概要

1 創設年度	昭和30年度
2 譲与総額	地方揮発油税収入額の全額
3 譲与団体	全都道府県及び全市町村（特別区を含む）
4 譲与基準	<p>○都道府県・指定市（譲与額の100分の58に相当する額）</p> <p>1/2 各都道府県及び指定市の区域内に存する一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長</p> <p>1/2 各都道府県及び指定市の区域内に存する一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積</p> <p>○市町村（譲与額の100分の42に相当する額）</p> <p>1/2 各市町村の区域内に存する市町村道の延長</p> <p>1/2 各市町村の区域内に存する市町村道の面積</p> <p>（注1） 都道府県・指定市分について、地方交付税の財源超過団体は、地方揮発油譲与税（都道府県・指定市分）の譲与額の一定割合（前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2と当該団体の譲与額の3分の2のいずれか少ない額）を制限する制度あり。</p> <p>（注2） 譲与基準について、人口、道路の種類・幅員等による補正あり（昼間人口が多い団体は別途補正）。</p>
5 用途	条件・制限無し
6 譲与時期	6・11・3月
7 譲与額	2,514億円（平成30年度地財計画額）

（参考） 地方揮発油税の概要

1 課税物件	揮発油
2 納税義務者	①揮発油の製造者 ②揮発油保税地域から引き取る者
3 課税標準	揮発油の製造場から移出した揮発油又は保税地域から引き取る揮発油の数量
4 税率	揮発油1キロリットルにつき5,200円（本則4,400円）
5 税収	2,493億円（平成30年度予算額）

特別とん譲与税の概要

1 創設年度	昭和32年度
2 譲与総額	特別とん税収入額の全額
3 譲与団体 (団体数(おし29年度))	開港※所在市町村：179団体
4 譲与基準	開港※への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額
5 用途	条件・制限無し
6 譲与時期	9・3月
7 譲与額	125億円（平成30年度地財計画額）

（参考） 特別とん税の概要

1 課税物件	外国貿易船の開港への入港
2 納税義務者	外国貿易船の船長
3 課税標準	外国貿易船の純トン数
4 税率	開港※への入港ごとに納付する場合 純トン数1トンまでごとに20円 開港※ごとに1年分を一時に納付する場合 純トン数1トンまでごとに60円
5 税収	125億円（平成30年度予算額）

※ 「開港」とは、一年を通じて輸出入の実績があり、かつ、外国貿易船の出入港があること等の要件を満たす港。

石油ガス譲与税の概要

1 創設年度	昭和40年度
2 譲与総額	石油ガス税収入額の2分の1
3 譲与団体	全都道府県及び全指定市
4 譲与基準	1/2 都道府県及び指定市の区域に存する一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2 都道府県及び指定市の区域に存する一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積 (注) 交通量等に応じた補正あり(普通交付税の算定に用いる道路橋りょう費の測定単位当たりの補正率を使用)。
5 用途	条件・制限無し
6 譲与時期	6・11・3月
7 譲与額	80億円(平成30年度地財計画額)

(参考) 石油ガス税の概要

1 課税物件	自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガス
2 納税義務者	①石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんする者 ②石油ガスを保稅地域から引き取る者
3 課税標準	石油ガス充てん場から移出し、又は保稅地域から引き取る石油ガスの重量
4 税率	石油ガス1キログラムにつき17.5円
5 税収	160億円(平成30年度予算額)

自動車重量譲与税の概要

1 創設年度	昭和46年度
2 譲与総額	自動車重量税収入額の1/3(当分の間407/1000)
3 譲与団体	全市町村(特別区を含む)
4 譲与基準	1/2 各市町村の区域内に存する市町村道の延長 1/2 各市町村の区域内に存する市町村道の面積 (注) 人口、道路の種類・幅員等による補正あり(昼間人口が多い団体は別途補正)。
5 用途	条件・制限無し
6 譲与時期	6・11・3月
7 譲与額	2,675億円(平成30年度地財計画額)

(参考) 自動車重量税の概要

1 課税物件	検査自動車及び届出軽自動車
2 納税義務者	自動車検査証の交付等を受ける者及び車両番号の指定を受ける者
3 課税標準	検査自動車及び届出自動車の数量
4 税率	自動車により異なる(例:乗用自動車自家用(3年)12,300円/0.5t)
5 税収	6,661億円(平成30年度予算額)

航空機燃料譲与税の概要

1 創設年度	昭和47年度
2 譲与総額	航空機燃料税収入額の2/13（平成23～31年度 2/13 → 2/9）
3 譲与団体 (団体数はH29年度)	空港関係都道府県：37団体 空港関係市町村：123団体
4 譲与基準	都道府県：譲与額の1/5 着陸料割 1/2 騒音世帯数割 1/2 市町村：譲与額の4/5 着陸料割 1/2 騒音世帯数割 1/2 <small>(注) 着陸料の収入額、空港の管理の態様、空港の所在、騒音の程度等による補正あり。</small>
5 用途	騒音による障害防止・空港対策等に関する費用
6 譲与時期	9・3月
7 譲与額	149億円（平成30年度地財計画額）

(参考) 航空機燃料税の概要

1 課税物件	航空機燃料
2 納税義務者	航空機の所有者又は使用者
3 課税標準	航空機に積み込まれた航空機燃料の数量
4 税率	航空機燃料1キロリットルにつき26,000円（平成23～31年度 26,000円→18,000円）
5 税収	669億円（平成30年度年度予算額）

所得譲与税の概要

1 趣旨・目的	個人の所得課税に係る国から地方団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置
2 時期	平成16年度～平成18年度
3 譲与総額	所得税収入額のうち所得譲与税法に定められた額
4 譲与団体	全都道府県及び全市町村（特別区を含む）
5 譲与基準	平成16、17年度：人口 平成18年度：税源移譲見込額、前年度の税源移譲予定特例交付金額、人口
6 用途	条件・制限無し
7 譲与時期	9月・3月
8 譲与額	4,249億円(平成16年度)、11,159億円(平成17年度)、30,094億円(平成18年度)

(参考) 所得税の概要(当時)

1 納税義務者	日本国内に住所又は居所を有する個人等
2 課税標準	総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額
3 税率	10%～37%
4 税収	150,954億円(平成16年度)、167,018億円(平成17年度)、170,635億円(平成18年度)